

日本企業及び邦人を法的側面から支援する  
方策等を検討するための調査研究  
(ラオス人民民主共和国)

2024年3月

弁護士 入江克典

## 目 次

序 文	1
第 1 本調査の目的	1
第 2 調査体制	1
第 3 調査期間	1
第 4 調査方法等	1
第 5 本調査報告の概要	2
第 1 章 ラオスの法・司法制度の概要	3
第 1 ラオス法の概要 ー法的伝統、法体系、法制定過程を中心にー	3
第 2 ラオス司法制度の概要 ー民事紛争解決、裁判例の実態を中心にー	5
第 2 章 ラオスにおけるビジネス関連法令の運用の実態	10
第 1 民法典	10
1 法律の概要・所管官庁	10
2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等	17
3 運用の実態	18
第 2 企業法	20
1 法律の概要・所管官庁	20
2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等	25
3 運用の実態	26
第 3 知的財産法	29
1 法律の概要・所管官庁	29
2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等	29
3 運用の実態	32
第 4 投資奨励法	35
1 法律の概要・所管官庁	35

2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	39
3	運用の実態.....	42
<b>第5</b>	<b>ビジネス競争法</b> .....	<b>44</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	44
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	47
3	運用の実態.....	48
<b>第6</b>	<b>証券取引法</b> .....	<b>50</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	50
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	56
3	運用の実態.....	58
<b>第7</b>	<b>電子商取引法</b> .....	<b>60</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	60
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	62
3	運用の実態.....	63
<b>第8</b>	<b>消費者保護法</b> .....	<b>66</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	66
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	68
3	運用の実態.....	69
<b>第3章</b>	<b>ラオスにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方</b> .....	<b>73</b>
<b>第1</b>	<b>ラオス日本企業が直面する法的問題の実態</b> .....	<b>73</b>
1	ラオスにおける日本企業の概要.....	73
2	アンケート及びインタビューの実施.....	74
3	ラオス日本企業が直面する法的問題の実態及び対応の在り方.....	75
<b>第2</b>	<b>ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態</b> .....	<b>79</b>
1	ラオス在留邦人の概要.....	79
2	アンケート及びインタビューの実施.....	80

3	ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態及び対応の在り方.....	80
---	----------------------------------	----

<b>第4章</b>	<b>日本の法曹有資格者がラオスで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム .....</b>	<b>83</b>
------------	--	-----------

<b>第1</b>	<b>ラオスにおける外国弁護士規制.....</b>	<b>84</b>
-----------	----------------------------	-----------

1	非弁行為に関する規制.....	84
---	-----------------	----

2	外国人がラオス法弁護士になるための要件.....	85
---	--------------------------	----

3	外国法弁護士に関する規定.....	86
---	-------------------	----

4	外国法弁護士事務所に対する規制.....	87
---	----------------------	----

5	まとめ（日本法弁護士の活動可能性）.....	88
---	------------------------	----

<b>第2</b>	<b>法的支援に際しての障害.....</b>	<b>89</b>
-----------	-------------------------	-----------

1	ラオス法実務の特質に基づく障害.....	89
---	----------------------	----

2	ラオス法令へのアクセスの障害.....	90
---	---------------------	----

3	日本からラオスへの物理的なアクセス障害.....	91
---	--------------------------	----

<b>第3</b>	<b>日本の法曹有資格者の活動環境.....</b>	<b>92</b>
-----------	----------------------------	-----------

<b>第4</b>	<b>ニーズのボリュームを踏まえた法的支援の在り方の検討.....</b>	<b>93</b>
-----------	---------------------------------------	-----------

1	ラオス法令の日本語訳の提供の強化又は英訳の提供.....	93
---	------------------------------	----

2	ビジネス法令を対象とする法整備支援の実施.....	94
---	---------------------------	----

3	ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供.....	94
---	---------------------------	----

4	日本法弁護士が現地に駐在してのリーガルサービスの提供.....	95
---	---------------------------------	----

<b>第5</b>	<b>試行方策の実施に向けて（試行方策の内容及び企画の理由）.....</b>	<b>97</b>
-----------	---	-----------

1	ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー.....	97
---	-----------------------------------	----

2	ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談.....	97
---	------------------------------	----

<b>第6</b>	<b>試行方策①（日本企業向けセミナー）の実施.....</b>	<b>99</b>
-----------	----------------------------------	-----------

1	実施の状況.....	99
---	------------	----

2	実施の結果.....	99
---	------------	----

3	試行方策を実施しての提言.....	101
---	-------------------	-----

<b>第7</b>	<b>試行方策②（在留邦人向け法律相談）の実施.....</b>	<b>103</b>
-----------	----------------------------------	------------

ラオス調査研究結果報告書（本文）

1 実施の状況.....	103
2 実施の結果.....	105
3 試行方策を実施しての提言.....	105

別冊1 アンケート・インタビュー結果

別冊2 日本企業・在留邦人アンケート回答結果の分析

## 序 文

### 第1 本調査の目的

本調査は、日本企業のラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）へのビジネス展開、ラオスでビジネスを行う日本企業の活動及び駐在員等の在留邦人のラオスでの滞在を法的な側面から支援するため、ビジネス関連法令を中心に、ラオスの法令や法制度の運用、日本の法曹有資格者の活用の在り方などを明らかにするために実施されたものである。

### 第2 調査体制

本調査は、法務省大臣官房司法法制部から委嘱を受けた弁護士入江克典（以下「調査実施者」という。）が実施した。

### 第3 調査期間

2023年（令和5年）5月より2024年（令和6年）2月28日までの期間、本調査を実施した。

### 第4 調査方法等

本調査は、調査実施者により、ラオス現地での又はオンラインによる関係者からのインタビュー、ラオス政府機関がインターネットにおいて公開している法令等情報の調査、Microsoft Forms を利用した日本企業及び在留邦人に対するアンケートの実施、ラオス日本人商工会議所及びラオス日本大使館による協力を得て実施した試行方策などを通じて行われた。

本調査は、時間的制約の中で多岐にわたる事項を対象に実施されたものであり、日々更新される法令又は実務運用に関する情報は、調査実施時点のものである。法務省及び調査実施者は、報告書記載の情報が完全かつ正確であることを保証するものではなく、本報告書に記載された事項によって生じた損害の一切について責任を負うものではない。

## 第5 本調査報告の概要

本調査報告は、第1章から第4章により構成される。第1章は、第2章からの本題に入る前提として、ラオスに関する基本的な法情報を提供するため、ラオスの法制度、司法制度の概要について概説する。第2章は、ラオスにおけるビジネス関連法令の概要とその運用の実態について調査するものである。調査対象法令として、法務省大臣官房司法法制部との協議を経て、民法典、企業法、知的財産法、投資奨励法、ビジネス競争法、証券取引法、電子商取引法及び消費者保護法の8つの法律を選択した。第3章は、ラオスにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方と題して、ラオスにおける日本企業、在留邦人及びその他関連機関などに対し、アンケート及びインタビューを実施し（別冊1）、かかる法的問題の実態について分析するとともに（別冊2）、これに対する対応の在り方を検討した。第4章は、日本の法曹有資格者がラオスで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズを踏まえて検討したものである。

本調査は、法務省大臣官房司法法制部、日弁連国際業務推進センターによるご支援に加え、ラオス政府機関、日本企業のご関係の皆さま、在留邦人の皆さまより多大なご協力を頂戴して実現したものである。ご協力頂いた皆さまに対しては、この場を借りて厚く御礼申し上げます。本調査の報告により、ラオスにおける日本企業又は日本人に法的支援が届けられること、ラオスにおける日本企業のビジネス活動が活発になること、ラオスにおいて日本人が法的紛争に巻き込まれることなく生活できること、そして、これらを通じて、ラオスの発展に少しでも寄与することとなれば、望外の喜びである。

## 第1章 ラオスの法・司法制度の概要

第1章は、第2章以下の主題に入る前提として、本調査に関連する事項を中心に、ラオスの法と司法制度について概説する。ラオスにおける民事法・ビジネス関連法の運用を理解するにあたっては、ラオスにおける法的伝統や社会主義体制との関係、法体系や法制定プロセスを認識しておくこと、また、ラオスの司法制度、中でも、民事紛争解決制度の実態や裁判例の実情を認識しておくことが参考になる。

### 第1 ラオス法の概要 —法的伝統、法体系、法制定過程を中心に—<sup>1</sup>

ラオスは、インドシナ半島の中央に位置し、四方を山で囲まれた、人口約744万人（2022年）の多民族国家である（公式には50民族）。面積は、日本の本州に相当する約23万6800平方キロメートル、宗教は、主として仏教、主要産業は、電力、鉱業、農畜産業、通貨は、キープ（kip/LAK）である<sup>2</sup>。

ラオスは、1353年のランサーン王国の建国以降、シャム（タイ）やフランスの属国となり、日本の占領下に置かれた時期をはさみながら、1975年の人民民主共和国の建国にいたるまでの約620年間、王朝としての統治手段として積極的な法制定を進めてきた。その法観念の特色は、法は仏教の教義に依拠するものであり、国法は仏法の反映であると捉える点にある。法を戒律としての行為規範であると（第一次的に）捉える伝統的な考え方は、現在でも強く根付いている。また、王朝時代において村落が強い自律性をもって統治に当たったことで、権力の中央集権化を妨げるとともに、裁判規範としての法の役割を抑制することとなった。村落による自律的統治構造は、例えば、村落調停制度の存在や、民事訴訟において一定の事件について村落調停等の前置が義務付けられていること（民事訴訟法〔2012年第13号／国民議会〕第198条）にも表れている。

その後、ラオスは、人民民主共和国の建国（1975年）により王政下の法を廃止し、社会主義的法治国家への道を歩むこととなる。もともと、村落を中心とする社会構造や慣習法を含む

---

<sup>1</sup> 山田紀彦『ラオスの基礎知識』（めこん、2018年）、松尾弘『発展するアジアの政治・経済・法—法は政治・経済のために何ができるか』（日本評論社、2016年）138頁以下、松尾弘＝大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」（法務省法務総合研究所国際協力部、平成27年）、「ラオス人民革命党第11回大会 - 転換期を迎える国家建設 -」（アジア経済研究所、2021年）、ラオス政府による「9TH FIVE-YEAR NATIONAL SOCIO-ECONOMIC DEVELOPMENT PLAN（第9次社会・経済開発5か年国家計画）（2021-2025）」、US Department of State, *Investment Climate Statements: Laos* (2023), <<https://www.state.gov/reports/2023-investment-climate-statements/laos/>>, accessed on February 28, 2024などを参照。そのほか、調査実施者がJICA国際協力専門員（2015-2020）及びJICAラオス長期派遣専門家（2017-2021）として得た知見、経験に基づく。

<sup>2</sup> キップとも表記される。調査実施時点において、キープ安が進行しているが、1キープあたり約0.007円（2024年2月）である。

制度的連続性は現在も比較的強く残っている。1986年、ラオス人民革命党は、第5回党大会において、新思考（チンタナカーン・マイ）による社会主義的経済管理メカニズムを導入し、市場経済に適合した新制度（ラポップ・マイ）の整備を進めることとした。世界銀行、国際金融公社（IFC）、アジア開発銀行（ADB）、ソビエト、ベトナム等の支援を得て、また、フランス法の知見を有するラオス高官などが関与し、1990年代を中心に、外国投資奨励管理法、人民裁判所法、所有権法、契約法、家族法、相続法、民事訴訟法、担保取引法、土地法等の法整備を短期間のうちに実施した。ラオスの法系は大陸法系に属するが、民事個別法に関しては、その制定経緯から、フランス的要素、社会主義的要素、英米法的要素、国際取引法の要素の混合的性格を有すると評されている。なお、調査実施者は、以上のようなラオス法の特徴の中でも、社会主義的な法万能主義（legalism）、すなわち、法を現にある社会の反映として捉えず、あるべき社会を映し出す完全無欠のものとして捉える点がラオス法実務を理解するうえで最も重要であると考え。実際にラオス法の制定過程においても、行政的な物的・人的資源がないにもかかわらず、法の規定を先行させ、実態をこの規定の内容に合わせるように各政府当局に努力させるということが行われている<sup>3</sup>。そのため、法の実務・運用が法内容と整合していないという事態が頻繁に生ずることになるが、ラオス法の在り方からすれば想定された齟齬ということが出来る。ラオスの法律関係者も、かかるラオス法の特徴とそれに基づく齟齬の発生を理解している（別冊1第2-4(2)、第6-5）。

以上の制度改革の結果、ラオスは、1990年代以降インドシナ諸国の中でも最も安定的な経済成長を続け、1997年には東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟し、2013年には世界貿易機関（WTO）に加盟した。もっとも、市場経済化に対応すべく法を整備したものの、ラオス社会と経済発展に適合した法を整備すること、かかる法の整備・運用を担う人材を育成することが急務であり、また、制定された個別法は相互に矛盾・重複が見られ、統一性・透明性を欠く状況である。そこで、ラオス政府は、第9次社会・経済開発5か年国家計画（2021年-2025年）の下、法の支配国家実現に向けた新たなマスタープランを策定し、法起草、普及、執行、法的サービスの強化、人材育成などの法司法分野における多様な課題の解決に取り組んでいる。また、日本政府も、1998年より、国際協力機構（JICA）の技術協力として、法務省、日弁連、最高裁、法律研究者等の助力を得て、民事法及び刑事法分野を中心に、ラオスにおける法律人材（司法省職員、裁判官、検察官、大学教員等）の育成、法律運用能力の向上を目指して支援を行っている。

---

<sup>3</sup> 例えば、民法典（第2章第1参照）第562条は、土地に関する担保登記について、物の所在する「郡の」天然資源環境事務所を実施すると規定する。郡レベルで登記実務が行われることが市民の便宜の点から望ましく、規定に反映されたが、実際、郡事務所はこれを実施する能力を備えておらず、県の天然資源環境局が登記実務を行っている。また、企業法（第2章第2参照）における企業登録申請における商工省内部での検討時間は、2022年改正により10日から3日に短縮されたが、実際には3日で実施できておらず、商工省からの聴取によれば、3日を目指して実施していくとのことである（別冊1第6-2参照）。

ラオスにおける法令には、名宛人を特定しない「一般効力を持つ法令」と名宛人を特定する「特別効力を持つ法令」が存在する（法令制定法〔2021年第6号／国民議会〕第4条及び第5条）。前者の「一般効力を持つ法令」は、①憲法、②法律と法典、③国民議会決議、④国民議会常務委員会決議、⑤国家主席令、⑥政令、⑦政府決議、⑧首相決定、命令、⑨大臣、国家組織の長の決定、命令、通達、⑩県民議会決議、⑪県民議会常務委員会決議、⑫県・都知事の決定、命令、通達、⑬郡長、特別区の長、特別市の長の決定、命令、通達、⑭村規則と分類されている。①の憲法（2015年第63号／国民議会）は、全14章、119か条からなり、2015年12月8日に成立、同月15日に公布された。②の「法典」は、刑法典（2017年第26号／国民議会）と民法典（2018年第109号／国民議会）を指す。

法令の制定は、(1)立法計画の立案、(2)起草委員会による法案起草、(3)司法省による法案の整合性の審査、(4)政府による法案の検討、(5)国民議会による法案の検討と承認、(6)国家主席による法律の公布というプロセスを経る（法令制定法第18条）。(5)の国民議会による法案の検討には国民議会常務委員会によるもの（第54条）と本会議でのもの（第57条）を含む。その後、(7)法律は施行（発効）する。改正前2012年法令制定法では、憲法（第60条）を受けて、公布を経て官報に掲載された15日後に発効するものと規定されていたが、現行2021年法では、各法令に定めるものとされている（第108条）。(1)から(7)までのそれぞれのプロセスに時間制限を設けられているが、調査実施者の経験及び見聞きした情報（ただし改正前の2012年法令制定法下でのもの）からすると、あまり遵守されていない<sup>4</sup>。

ラオス法令へのアクセスは、政府の電子官報や国民議会のホームページ等から可能であるが、全ての法令（特に下位法令）がこれらに反映されているものではない。この点については、第4章において述べる。

## 第2 ラオス司法制度の概要 —民事紛争解決、裁判例の実態を中心に—<sup>5</sup>

ラオスは、中国やベトナムと同様、社会主義体制としての統治構造を採用している。「国家権力の最高機関」（憲法第52条）である国民議会の下に、国民議会によって選出される政府（その頂点としての首相、その一機関として司法省）、司法機関である最高人民裁判所及び最高人民検察院が存在する。欧米型の三権分立ではなく、政治制度の主軸となることが憲法上明記された「ラオス人民革命党」の指導の下（憲法第3条）、中央集権的に統治を行う「民主集中制」を採用している。

<sup>4</sup> 入江克典「民法典の立法過程」ICD NEWS 第84号（法務省法務総合研究所、2020年9月）参照。

<sup>5</sup> 山田前掲注1、工藤恭裕＝山下輝年＝榊原一夫「ラオスの法制度の概要」ICD NEWS 第3号（法務省法務総合研究所、2002年）、石岡修「ラオスの民事裁判制度」鈴木基義編『ラオスの開発課題』（JICA ラオス事務所、2014年）、入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS 第83号（2020年6月）などを参照。その他調査実施者の知見、経験に基づく。

憲法上、裁判にあたっての「裁判官の独立」、審理及び判決の「公開」が定められている（憲法第94条、第95条）。裁判所は、現在、最高人民裁判所、地域人民裁判所（日本でいう高等裁判所に当たる）、県・首都人民裁判所（日本でいう地方裁判所に当たる）及び地区人民裁判所（日本でいう簡易裁判所に当たる）から構成されている（人民裁判所法〔2017年第22号／国民議会〕第5条）<sup>6</sup>。裁判部の構成として、民事訴訟法の規定に従い、民事部、商事部、家事部、児童（少年）部、刑事部、労働部に分けられており、県・首都レベルの裁判所でも（少なくともビエンチャン首都裁判所においては）、部ごとに専属の裁判官がいると説明されている<sup>7</sup>。現在の裁判所の歴史は比較的浅い。1975年の建国以降、裁判所及び検察院は司法省の一部局であったが、1983年に司法省から独立し、1990年に裁判所及び検察院がそれぞれ別の組織として独立、1991年のラオス憲法によって名実ともに独立した組織となった。

裁判制度は、日本と同様に、三審制を採用している（人民裁判所法第5条）。民事訴訟においては、3億キープを超える請求については、県・首都裁判所を第一審、地域人民裁判所を控訴審、最高人民裁判所を破棄審とし、3億キープ以下の請求については、地区人民裁判所を第一審、県・首都裁判所を控訴審、地域裁判所を破棄審とする（民事訴訟法第21条及び第22条）。また、最高人民裁判所による確定判決に対する再審制度も存在する（第313条以下）。三人の合議体による審理の他、軽微な事件における第一審での審理に限り、裁判官一人による単独審も可能とされる（人民裁判法第13条）。

民事訴訟の進行は、職権的に進められる（職権主義）。すなわち、当事者が主体的に主張、立証を行い、当事者間の意思に基づく紛争解決がなされるよう訴訟が進められる（日本のような当事者主義）のではなく、裁判所が自ら事実関係について調査を行い、証拠調べを行う建前になっている。かかる制度設計の背景は、後述する弁護士の乏しさに加えて、裁判制度の意義として客観的事実関係の確定に比重を置く社会主義的な法観念とも密接に結びついている。このような客観的な事実を慎重に確定すべきという態度は、検察院が民事訴訟にも関わる設計となっている点にも表れている。各審級の人民検察院は、民事裁判に立会して、裁判所の判断が法に基づく適切なものか否かを監督する役割を担っている（民事訴訟法第62条から第68条）。

弁護士（ラオス法弁護士）は、調査実施時点（2023年11月時点）において479名である（別冊1第7-1）<sup>8</sup>。ラオス弁護士会（及び監督官庁である司法省）の方針により、近年その

<sup>6</sup> そのほか、児童裁判所、軍事裁判所が存在する。

<sup>7</sup> 2020年に開催された国際知財シンポジウム（JSIP）に参加したラオス裁判官のプレゼン資料のほか、調査実施者による聴取に基づく。地方の県裁判所は、一人の裁判官が複数の部を担当するなどして対応しているようである。

<sup>8</sup> 日本の弁護士数は、2024年1月時点で約4万5000人であり、1万人あたりの弁護士数は約3.8人である。他方、ラオスは、1万人あたりの弁護士数は約0.6人である。

数を増やしており<sup>9</sup>、2030年に1000人が登録することを目指している。かかる弁護士数の僅少を反映し、民事訴訟においては、弁護士による代理を原則としつつも、本人による訴訟追行を前提とした設計になっている。すなわち、民事訴訟法は、弁護士に加えて、保護者（組織、企業の代表、夫又は妻、父母、後見人又は近親者）が訴訟手続に参加するものとし（第86条）、委任による代理人として、弁護士のほか、近親者が挙げられている（第91条）。実際に、ラオスにおける民事訴訟は、弁護士が関わらないものがほとんどである。

ラオスの司法を通じた実効的な紛争解決に対する信頼は低い。その傾向は、日本企業及び在留邦人のアンケートからも明らかである（別冊2）。第一の要因は、裁判所（裁判官）の能力不足に起因し、裁判所が法に基づく合理的な紛争解決に導くことができない点にある。これを受けて、日本政府は、JICAプロジェクトを通じて判決の改善に係る活動を継続して実施している。また、審理の長期化も深刻である。民事訴訟法には、審理期間を制限する規定が存在する一方（第30条）、証拠提出時期の制限が事実上存在しない。破棄審が法律審ではないため、新たな証拠の提出により事実認定が見直されることが行われ、上訴や再訴が繰り返される実態がある。さらに、司法省（判決執行局）が担う裁判所の判決執行の機能不全も信頼の乏しさの重大な要因である。ラオスにおいては、当事者の申立てにより裁判所において判決の執行が行われる日本の制度とは異なり、判決を経た全件が司法省に送付され執行されるという建前を取っている。加えて、司法省においても改めて両当事者間の和解を促すような取組みがなされている（民事訴訟法第258条、第284条、第308条、第310条、判決執行法〔2021年第12号／国民議会〕第18条、第19条等参照）。その結果、司法省において判決執行が滞留し、判決を獲得しても適切な執行が期待できないという状況にある<sup>10</sup>。なお、民事訴訟法には外国判決の承認に関する規定があり（第362条1項、第363条以下）、日本の民事訴訟法と同様に一定の要件の下に、ラオスにおける外国判決の執行が可能である。また、ラオスは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しており、外国仲裁判断についても判決と同様の手続で承認を受け、執行を行うことができる（第362条第2項）。しかし、これらの外国判決・仲裁の執行についても、前述の滞留の問題が関わる。

司法によらない紛争解決としては、各種の調停制度がある。各所管省庁において行政的な紛争解決の窓口を持っていることが多い。例えば、消費者保護に関しては商工省国内商事局において、知的財産に関しては同省知財局において、土地に関しては天然資源環境省土地局において、紛争解決がなされている。また、司法省が各村において設置する村落調停制度

<sup>9</sup> 2019年3月時点で243名であり（入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注5参照）、直近5年間で倍増している。

<sup>10</sup> 第9回人民革命党大会決議（2010年）において司法制度における重大な課題として判決執行の滞留が挙げられていた。その後、改正判決執行法（2021年）の施行などによって、本調査実施時までには状況が改善されているか否かは定かではない。なお、調査実施者の聴取（2024年1月）によれば、ラオスにおける国際法律事務所の一つは、時間と費用がかかりすぎ依頼者の期待に応えられないとして、ラオスにおける訴訟対応を受任していないとのことであった。

は、市民間の紛争解決に寄与している。ビジネス取引においては、経済紛争解決法（2018年 第51号／国民議会）に基づく経済紛争解決センターによる調停・仲裁制度がある。この調停・仲裁も、その執行に際しては、裁判所を経て<sup>11</sup>、司法省によって行われる点で司法的解決と同様であり、執行の滞留の問題が残っている。

裁判例について、人民裁判所法（2017年第22号／国民議会）第12条第2項は、以下のとおり、判例を前提とした規定を置いている。

人民裁判所法

第12条

（第1項略）

刑事事件の中のある問題に関する最高人民裁判所の判決で、法律は明確に規定していない、民事事件、商業事件、労働事件、行政事件、家族事件並びに少年事件で法律が規定していない、あるいは法律の規定はあるが明確ではないものは、判例であるとみなして、各級の人民裁判所は、この問題が法律の中で規定されるまで判例にしたがって裁判の実施をしなければならない。地域人民裁判所の破棄審判決は、最高人民裁判所の合意が有る時に限り、判例とすることができる<sup>12</sup>。

以上の規定を踏まえ、調査実施者は、これまで、最高人民裁判所から、最高人民裁判所の確定判決を判例として公開していきたいという意向を直接何度も耳にし（中国の司法解釈や事例指導制度、又は、ベトナムの判例選定制度を参考にするのか否かといった点までは定かではなかった）、今回の調査でもそれを確認した（別冊1第2-4(2)）。しかし、本調査実施時点において、いまだに裁判例が選定されたり、それらが公開されたりといった進展は見られない。なお、現在、最高人民裁判所のウェブサイトには複数の裁判が掲載されているが<sup>13</sup>、聴取によれば（別冊1第2-4(2)）、単にサンプルとして挙げたにとどまり、裁判例として解釈基準としたり確定的な効力を持たせたりといった意味合いはない、とのことである<sup>14</sup>。

なお、ラオスにおいては、国民議会常務委員会が法解釈を行う権限を有し（憲法第56条第2号）、特定の条文の解釈に関する決議を行う（法令制定法第113条）。他方、最高人民裁判所は、国民議会常務委員会に法解釈の提言を行う（人民裁判所法一部条文改正法〔2022年第

<sup>11</sup> 裁判所は、調停・仲裁の執行に関する申立てを受けて、15日以内に執行を決定し、紛争の内容面の審査は行わない（経済紛争解決法第52条）。

<sup>12</sup> 本条項の邦訳について、JICA ラオス六法<[ラオス六法 | 事業・プロジェクト - JICA](#)>（2024年2月28日最終閲覧）参照。本条項第1文の前半部分（「判例であるとみなして」より前の部分）は意味がとりにくいが、原文に忠実な訳となっている。

<sup>13</sup> 最高人民裁判所ホームページ<[www.peoplecourt.gov.la](#)>（2024年2月28日現在、閲覧不可）。

<sup>14</sup> これを分析したものとして、鈴木一子「ラオス最高裁判決の評釈①（民事事件）」ICD NEWS 第87号（法務省法務総合研究所国際協力部、2021年6月）。同第88号、第89号も参照。

22号／国民議会〕第21条第7号）。これを受けて、裁判所は、法令の解釈権限を持たないと言われることもあるが、実際には紛争解決の範囲内で必要な解釈を行っているものと思われる<sup>15</sup>。最高人民裁判所は、全裁判官が参加しての裁判官会議を毎年開催しており、会議では判断に迷った事例が紹介され、汎用性があるものについては事例集やQ&A集が同会議でまとめられ、全裁判官に配布、それに基づき裁判を行うという運用がなされている。また、裁判官会議以外の機会においても、最高人民裁判所により通達が発せられ、特定の事案についての判断指針が内部的に示されている。

以上のとおり、本調査実施時点において、裁判例は確定、公開されておらず、裁判例を通じて実務が運用されている実態は存在しない。よって、本調査におけるビジネス法令に関する運用実態（第2章）において、裁判例に関する情報は含まれていない。

---

<sup>15</sup> 調査実施者が、JICAプロジェクトを通じて裁判官らと協議した経験に基づく。

## 第2章 ラオスにおけるビジネス関連法令の運用の実態

本調査において対象となるビジネス関連法令は、民法典、企業法、知的財産法、投資奨励法、ビジネス競争法、証券取引法、電子商取引法及び消費者保護法の8つの法律である。以下、各法律において、順に、①法律の概要・所管官庁、②下位法令・ガイドライン・解釈指針等、③運用の実態の調査結果について報告する。

### 第1 民法典

#### 1 法律の概要・所管官庁

民法典（2018年第109号／国民議会）は、全9編、630か条からなり、2018年12月6日に成立、2019年1月18日に公布、2020年5月27日に施行された<sup>16</sup>。所管官庁は、司法省（Ministry of Justice）である<sup>17</sup>。

##### (1) 見出し

#### 第1編 総則

第1章 目的及び民法典適用の範囲（第1条－第7条）

第2章 民法典における基本原則（第8条－第14条）

第3章 法律行為（第15条－第30条）

第4章 代理（第31条－第42条）

第5章 期間（第43条－第48条）

第6章 時効

A 時効（第49条－第56条）

B 時効の計算（第57条－第58条）

C 時効の停止、中断及び終了（第59条－第62条）

#### 第2編 人及び法人

<sup>16</sup> 法文の邦訳について、JICA ラオス六法・前掲注12参照。なお、公布に係る国家主席令の文面上、2019年1月18日が公布日となっているが、実際に発布されたのは2020年3月末ころである。その後、同年5月11日に官報掲載がされ、同月27日に施行されている。このように公布の日付を遡及させる運用はラオスにおいてしばしばみられる。入江「民法典の立法過程」前掲注4(68頁)参照。

<sup>17</sup> 司法省ホームページ<<https://www.moj.gov.la/lo>>（2024年2月28日最終閲覧）。

第1章 人

- A 人の権利能力（第63条－第64条）
- B 人格権（第65条－第66条）
- C 人の行為能力（第67条－第77条）
- D 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見（第78条－第84条）
- E 住所（第85条－第91条）
- F 失踪及び裁判所の判決による死亡（第92条－第101条）

第2章 法人

- A 一般原則（第102条－第120条）
- B 協会（第121条－第129条）
- C 財団（第130条－第136条）

第3編 家族

第1章 一般原則（第137条－第144条）

第2章 婚約及び婚姻申込（第145条－第149条）

第3章 婚姻

- A 婚姻の要件及びルール（第150条－第153条）
- B 外国に関係する婚姻（第154条－第157条）
- C 無効な婚姻（第158条－第160条）

第4章 夫婦間の関係（第161条－第165条）

第5章 夫婦の財産（第166条－第169条）

第6章 夫婦の終了（第170条－第193条）

- A 離婚（第171条－第182条）
- B 外国に関係する離婚（第183条－第187条）
- C 死亡（第188条－第190条）
- D 夫婦関係終了の効果及びよりもどし（第191条－第193条）

第7章 父母と子の関係

- A 実子（第194条－第198条）
- B 養子（第199条－第206条）
- C 外国籍の者による養子縁組（第207条－第212条）
- D 継子（第213条－第214条）

第8章 父母及び子の権利及び義務（第215条－第221条）

第9章 未成年後見人の選任（第222条－第226条）

第4編 物、所有権及び物に対するその他の権利

第1章 物（第227条－第234条）

第2章 占有（第235条－第248条）

第3章 所有権（第249条－第260条）

- A 占有権（第251条－第253条）
- B 使用权（第254条－第256条）
- C 収益権（第257条）
- D 処分権（第258条－第260条）

第4章 所有権の形態（第261条－第279条）

- A 国家所有権（第262条－第267条）
- B 集団所有権（第268条－第271条）
- C 自営所有権（第272条－第273条）
- D 民間所有権（第274条－第279条）

第5章 共同所有権（第280条－第291条）

第6章 所有権の取得（第292条－第314条）

第7章 所有権の終了（第315条－第319条）

第8章 所有権の使用範囲（第320条－第332条）

第9章 所有権の保護（第333条－第338条）

第10章 地役権（第339条－第349条）

第11章 地上権（第350条－第361条）

第5編 契約内債務

第1章 一般原則（第362条－第363条）

第2章 契約の締結（第364条－第375条）

第3章 無効契約（第376条－第377条）

第4章 契約の履行（第378条－第387条）

第5章 契約の履行を確保する措置（第388条－第390条）

第6章 契約不履行（第391条－第397条）

第7章 契約の変更・解除及び終了（第398条－第400条）

第8章 債権者及び債務者の変更（第401条－第403条）

第9章 第三者への契約の効力（第404条－第405条）

第10章 契約の種類

- A 売買契約（第406条－第410条）
- B 交換契約（第411条－第413条）
- C サオスー契約（第414条－第417条）
- D 贈与契約（第418条－第423条）
- E 負担付贈与契約（第424条－第426条）
- F 買戻特約付売買契約（第427条－第429条）
- G 消費貸借契約（第430条－第431条）

- H 使用貸借契約（第 432 条—第 433 条）
- I 賃貸借契約（第 434 条—第 438 条）
- J コンセッション契約（第 439 条—第 440 条）
- K 寄託契約（第 441 条—第 445 条）
- L 委任契約（第 446 条—第 448 条）
- M サービス契約（第 449 条—第 452 条）
- N 建築請負契約（第 453 条—第 456 条）
- O 雇用契約（第 457 条—第 459 条）
- P 運送契約（第 460 条—第 464 条）
- Q 保険契約（第 465 条—第 466 条）
- R パートナーシップ契約（第 467 条—第 469 条）

## 第 6 編 契約外債務

- 第 1 章 一般原則（第 470 条—第 471 条）
- 第 2 章 不法行為（第 472 条—第 495 条）
  - A 自らの行為による不法行為の責任（第 482 条—第 485 条）
  - B 自らの管理下にある別の人の不法行為から、動物から又は物から生じる責任（第 486 条—第 495 条）
- 第 3 章 他人に代わってする仕事（事務管理）（第 496 条—第 500 条）
- 第 4 章 権利のない物又は利益の受領（不当利得）（第 501 条—第 509 条）

## 第 7 編 担保

- 第 1 章 一般原則（第 510 条—第 517 条）
- 第 2 章 法律による担保（第 518 条—第 519 条）
- 第 3 章 契約による担保（第 520 条—第 561 条）
  - A 質（第 526 条—第 545 条）
    - A1 動産による質（第 528 条—第 534 条）
    - A2 不動産による質（第 535 条—第 539 条）
    - A3 権利による質（第 540 条—第 545 条）
  - B 抵当（第 546 条—第 555 条）
    - B1 不動産による抵当（第 548 条—第 551 条）
    - B2 動産による抵当（第 552 条—第 555 条）
  - C 他の人又は法人による担保（保証）（第 556 条—第 561 条）
- 第 4 章 担保登記（第 562 条—第 564 条）

## 第 8 編 相続

- 第 1 章 相続の原則（第 565 条—第 571 条）
- 第 2 章 法律による相続（第 572 条—第 589 条）

第3章 遺言による相続（第590条—第605条）

第4章 遺産の承継、放棄、相続権の喪失

A 遺産の承継及び放棄（第606条—第614条）

B 相続権の喪失（第615条—第619条）

第5章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任

A 遺産の管理（第620条—第624条）

B 遺産所有者の負債に対する相続人の責任（第625条—第628条）

第9編 最終条項（第629条—第630条）

(2) 概要<sup>18</sup>

民法典は、制定までに存在していた契約内外債務法（2008年）、家族法（2008年）、所有権法（1990年）、相続法（2008年）などの個別制定法の規定を基本的に踏襲しつつ、体系的な整理の観点、土地利用の促進の観点、経済変化に対応し取引を促進する観点、国際標準の導入等の観点から、新しい規定を設ける形で編纂されたものである。個別制定法は、その制定経緯から、フランス法的要素、社会主義的要素、英米法的要素、国際取引法の要素の混合的性格を有するとされている。

2012年6月に民法典起草委員会が任命されるとともに、JICA法整備支援プロジェクトの支援を得て起草作業が進められた。ベトナム民法典等の起草過程と比較すると、意見聴取に時間をかけてラオス人自らの手で試行錯誤を繰り返して起草されたという点で、プロセスを重視した民主的な民法典であると評価される。

日本を含む諸外国の民法典と比較すると、630か条という簡潔な条文構成となっているが、第2編の人及び法人に続いて第3編に家族を置く点で、権利の主体・客体・変動と展開されるインスティトゥティオネス体系（代表例として、フランス民法典）の特色を持ちつつも、法律行為を含む総則を第1編に置き、第4編の物に関する権利と第5編・第6編の契約及び契約外から発生する権利を区別している点で、パンデクテン体系（代表例として、ドイツ民法典、日本民法典）の要素を導入しており、両体系を融合したものと評価される。

まず、体系的な整理という観点から、総則（第1編）が「人及び法人」の編（第2編）とは離れて置かれ、法律行為（民法典第15条）という新たな概念を導入した。法律行為は、民法典第15条において、「法律行為とは、人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである。」と定義され、第

<sup>18</sup> 詳細は、松尾弘「ラオス民法典の編纂—その特色と動態—」ICD NEWS 第84号（法務省法務総合研究所、2020年9月）、入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NEWS 第79号（法務省法務総合研究所、2019年6月）、同「ラオス民法典の概要（各論）」ICD NEWS 第80号（法務省法務総合研究所、2019年9月）。

16条以下において法律行為の種類、要件、有効・無効、条件・期限等が規定されている。また、代理（第31条以下）についても新たな概念であり、表見代理に関する規定も置かれている（第40条第2項、第41条第2項）。時効についても手続法的な規定しか存在しなかったものを実体的に整理した。

第2編の「人及び法人」では、「人」の章（第1章）にて、権利能力、人格権、行為能力、後見、住所及び失踪等が規定され、「法人」の章（第2章）にて、一般原則のほか協会及び財団が規定される。権利能力や行為能力といった概念が新たに整理された。

家族編（第3編）は、相続編（第8編）と切り離して前半に置かれている点で特徴的であり、ラオスにおける家族制度の尊重の精神が反映されている。村及び村長の存在を前提とした制度が民法典でも維持されており、例えば、任意離婚に際して夫婦は離婚申請書を居住する村の村長に提出するが、村長は夫婦に対し仲直りするよう促し説得する義務がある（第174条）。

「物、所有権及び物に対するその他の権利」の編（第4編）は、債権に関する編（契約内債務〔第5編〕及び契約外債務〔第6編〕）と分けられ、パンデクテン体系の要素を含むものであるが、「物権」という概念を用いて整理されているものではない。新たに

「占有」と概念が導入され、直接占有・間接占有、善意占有・悪意占有等、占有の概念を整理されるとともに（第235条）、平穩・公然・継続占有に関する推定規定（第239条）等が新設された。また、土地利用促進の観点から、地上権及び地役権の制度が導入されたが、後述のとおり土地登記制度の運用が開始しないとこれらの制度は画餅に帰すことになる。

第5編（契約内債務）は、第1章から第9章までの契約総論部分と、第10章の契約各論部分に分けることができる。契約総論（第1章から第9章）においては、免除（第384条）、相殺（第385条）、手付（第389条）、詐害行為取消権（第397条）、契約上の地位の移転（第403条：全ての権利及び義務の移転）等、新たな制度が一部導入された。契約各論（第10章）のうち、サオスー契約（第414条）とは、物の使用の対価として代金を一定回数支払った後に所有権を取得する旨契約するものである。「賃貸する」を意味する「サオ」と「買う」を意味する「スー」からの造語でタイ法にも存在し、一般に hire-purchase と英訳されている。また、委任契約（第446条）、サービス契約（第449条）及び建築請負契約（第453条）の関係につき、民法典起草委員会における議論によれば、委任契約は、代理権付与に係る契約のみを指し、建築請負契約は、文字通り建築物の建築請負に係る契約のみを指し、サービス契約は、委任契約及び建築請負契約に含まれない、通常の委任（準委任）・請負を含む契約類型であると考えられる。

第6編（契約外債務）は、「不法行為」（第2章）、「事務管理」（第3章「他人に代わって行う仕事」）及び「不当利得」（第4章「権利のない物又は利益の受領」）の概念

を整理し、それに伴い新たな規定が導入された。不法行為における「損害」の概念の整理及び損害額の計算に係る裁判実務上の取扱いの整理が課題とされている。

第7編（担保）は、2か条のみの「法律による担保」（第2章）にて先取特権に当たる優先権を規定し、「契約による担保」（第3章）にて、①質と抵当による物的担保と②人的保証を規定している。留置権に当たる規定は存在せず、譲渡担保に当たる規定も存在しない。不動産（土地）に関する質又は抵当の登録は天然資源環境省所管の土地管理局にて行い（第562条）、土地登記簿の裏面に付記する形で実施する。日本民法にはない動産抵当（第552条以下）は、所有権登記がある動産であることが要件となっており（第553条第5号）、車やバイクでの活用が想定される。動産に関する抵当の登録は財務省所管の事務所にて実施する（第562条）。一つの物に対して複数の担保権を設定するための規定も設けられたが（第523条、第524条）、後述のとおりその運用には困難さを残している。

第8編（相続）は、第1章「相続の原則」において、被相続人に属した権利義務を「遺産」とすること（第565条）、相続には法定相続と遺言相続の2種類があること（第571条）などが規定されている。第2章「法律による相続（法定相続）」において、相続人に養子縁組をしていない連れ子（継子）や胎児を含むこと（第574条第1号）、被相続人の婚前財産と婚姻財産とで相続による分配原理を分けていること（第576条―第578条、第580条）、家長及び使用人間の相続が発生しうること（第583条第1項第2項）などが規定されている。第3章「遺言による相続」において、「遺言の種類」として書面遺言と緊急時の口頭遺言の2種類があること（第593条、第594条、第596条）、遺言による財産処分への制約があること（第592条）などが規定されている。第4章「遺産の承継、放棄、相続権喪失」において、遺産分割（第606条）、遺産分割や遺産承継、遺産放棄等に関する相続人の権利（第608条―第614条）、裁判所の判決、法律又は遺言等による相続権の喪失（第615条以下）が規定されている。第5章「遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任」において、遺産管理人（第620条―第624条）の規定、裁判所による遺産分割が行われる場合の規定（第628条）等がある。

第9編（最終規定）は、第629条「執行機関」と第630条「発効」の2か条のみである。第630条第1項は、国家主席令の発布から1年（365日）が経過した後に民法典が発効することを規定している。同条第2項は、民法典発効前においては、法律で定めがある場合を除き、その法律行為が成立した当時の関係法が適用される旨規定している。後述のとおり、この規定に関連して、裁判実務が若干混乱しているようである。同条第3項は、民法典は、「契約内外債務法、家族法、所有権法、相続法及びその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える」旨規定している。同条第3項に関して、国民議会審議時の民法典草案には、「相続法」の前に「担保取引法」との文言が入っていたが、国民議会通過後、民法典施行までの間に同文言が削除され、担保取引法の効力が残存することとなった。

## 2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

民法典における関連法令として、2018年12月の国民議会審議において、民法典草案の審議資料の一つとして提出された草案関連法令の一覧が参考になる<sup>19</sup>。憲法、刑法典、民事訴訟法のほか、民法典成立により効力が消滅した所有権法、家族法、相続法などを含む幅広いリストであるが、民法典に特に関連のある法令は、以下のとおりである。本調査実施時点において民法典施行以降も特に状況の変化はない<sup>20</sup>。なお、公式のガイドライン等は存在しないが、JICA法整備支援プロジェクトの支援により司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学等の民法典起草委員会を中心としたメンバーにより作成された「民法典逐条解説書」が出版されており、実務における解釈指針となることが期待されている。

- ① 担保取引法（2005年第29号/国民議会）
- ② 担保取引法実施に関する首相令（2011年第178号/首相）
- ③ 土地法（2019年第70号/国民議会）
- ④ 土地登記に関する首相府国家土地管理庁規則（2007年第500号/首相）
- ⑤ 家族登録法（2018年第85号/国民議会）

担保取引法については、前述のとおり、民法典起草過程においては、民法典が効力を引継ぎ、担保取引法の効力は消滅するとの前提で条文が構成されており（第630条第3項）、国民議会でもそれを前提とする草案が承認されたが、それ以降、民法典が施行する2023年5月27日までの間に状況が変化し、担保取引法が維持されることとなった<sup>21</sup>。このように、ラオスにおける立法過程においては、国民議会において法案が通過した後、国家主席令発布及び施行までの間に、議論が再燃するなどして、条文に修正が加えられることがある。

担保取引法実施に関する首相令は、国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）が全面的に起草に関与してできた首相令であり、アメリカ統一商事法典（Uniform Commercial Code: UCC）や国連国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL）のモデル法等をベースに起草されたものである。IFCは、民法典の起草過程において、民法典成立により担保取引法及び同首相令の効力が消滅することに強固に反対

<sup>19</sup> 入江「民法典の立法過程」前掲注4(別紙8)参照。

<sup>20</sup> 2023年7月JICAラオス法整備支援プロジェクトより聴取。司法省より聴取（別冊1第2-4の1）。

<sup>21</sup> 入江「民法典の立法過程」前掲注4(70頁)。

しており<sup>22</sup>、民法典成立後に担保取引法の効力が残存することになった一つの契機になったのではないかと推測される。

土地法に関しては、旧 2003 年法からの改正により外資による国有地開発が活発になる制度的基盤ができたと評価されている。すなわち、社会主義体制を採用するラオスにおいて、土地は国家の所有物であり（憲法第 3 条）、ラオス国民は土地使用権を取得できるのみであるところ、旧土地法下において、外国人は土地使用権の取得すら認められなかった。もっとも、2019 年に成立した土地法の下では、外国人は、国家が所有している特定の土地について、50 年に限り、コンドミニアム開発等の目的を有する場合は、ラオス人と同様の土地使用権を取得できるとされ（土地法第 123 条）、関係機関への通知により、外国人は、同使用権の譲渡も担保設定も賃貸借も相続もできる（同第 124 条 8 号）こととされた。そのほか、国家からの土地の賃借の存続期間が 30 年から 50 年に延長されるなど（同第 120 条）、外資による土地利用に対する制限が緩和されている。

土地登記に関する首相府国家土地管理庁規則は、土地登記手続に係る実務手続に関して規律した土地法下位規則であり、民法典及び新しい土地法施行に伴い、手続が改められるべきであるが、現在土地登記に関して所管する天然資源環境省は、規則の改正の必要性について認識しているものの、未だ着手できていないようである<sup>23</sup>。

### 3 運用の実態

前述のとおり、民法典起草時の構想と異なり、民法典施行後も担保取引法の効力が残存することとなった関係で、民法典と担保取引法の規定に抵触が生じており、実務における混乱が生じていると思われる。この点は、司法省においても、民法典と担保取引法の適用関係の整理が必須であると認識している（別冊 1 第 2-4 (1)）。担保法制との関係では、民法典において新たに一つの物に対して複数の担保権が設定される場合の規定が設けられた（第 523 条）。ラオスにおいては、担保設定に際して（土地等の）権利証や物自体を銀行等の債権者に預けることで借入れを行うという実務が長らく存在しており、担保物の価値を有効活用できていないと指摘されていた。これを受け、民法典草案では容易に複数担保の設定を実施できる規定となっていたが、国民議会などの指示で、現在の民法典の法文のような複雑な要件

---

<sup>22</sup> IFC は、世界銀行が策定したビジネス環境指標である Doing Business のランキングとスコアが下がることを理由に民法典の起草に影響を及ぼした。この問題点を論じたものに、Katsunori Irie, *The Reform for Secured Transactions Regime with the Doing Business Indicator: A Case of Laos*, <<https://www.degruyter.com/document/doi/10.1515/ldr-2022-0105/html>>, accessed on February 28, 2024, Law and Development Review (2022).

<sup>23</sup> 司法省及び JICA ラオス法整備支援プロジェクトより聴取（2023 年 7 月）。

を要求する規定に修正を迫られ、この形で民法典は成立した。現在も事実上一つの物に対する複数担保の設定は難しいものとなっている<sup>24</sup>。

また、民法典の運用のためには土地登記実務が民法典に従い実施されることが必要であるが、前述のとおり、天然資源環境省が所管する土地登記に関する規則の改正はまだ着手されていないようである（別冊1第2-4（1））。新しい民法典には、地上権や地役権といった新しい制度が導入されていることに加えて、（上述の担保取引法との関係でも問題となるところであるが）抵当や質といった区別も新しく設けられたところであるので、同規則が改正されなければ、各県の天然資源環境局における土地登記実務が民法典に従って行われない状態が継続することとなる。また、民法典は、郡レベルの天然資源環境事務所において登記手続実務が行われるものを前提とした規定としているが（民法典第562条参照）、天然資源環境省及び土地法制は、設備や人材が整備されていない郡レベルでの登記実務は難しいとして、都県レベルでの対応を求めている。よって、各都県の地方に在住する者も、登記具備のためには都県庁の所在地まで出向かなければならず煩雑ではあるが、世界銀行によりオンライン申請も可能となる見通しのようなものである（別冊1第2-4（1））。

さらに、裁判所における民法典の適用についても、未だ問題が顕在化していないようであるが、民法典制定前の個別法（所有権法、契約内外債務法、相続法、家族法等）を適用すべき事案なのか、民法典を適用すべき事案なのかの整理ができていないケースがあったようである（民法典第630条第2項は、「この法典の効力が発生する前に成立し権利及び義務を発生させた法律行為について、その関係法の規定が適用される。但し、法律で特別の定めがある場合はこの限りでない」と明確に規定している）。地方も含めて裁判所全体で民法典に関する理解を含めて統一的に運用を実施していくには、まだ時間がかかるようである（別冊1第2-4（2）、第6-5参照）。

---

<sup>24</sup> 加えて、複数担保が設定された場合の優先順位について定めた民法典第524条も、民法典成立時までは、登記と占有の先後で優先関係を決する内容の規定となっていたが、国民議会以降にラオス語上の表現が修正された際に、このような内容には読めなくなってしまっており、混乱が生じているようである（2023年7月 JICA ラオス法整備支援プロジェクトより聴取）。

## 第2 企業法

### 1 法律の概要・所管官庁

企業法（2022年第33号／国民議会）は、全12編、221か条からなり、2022年12月29日に成立、2023年2月10日に公布、同年3月30日に施行された。所管官庁は、商工省企業登録管理局（Ministry of Industry and Commerce, Enterprise Registration and Management Department）である<sup>25</sup>。

#### (1) 見出し

第1編 総則（第1条－第10条）

第2編 企業

第1章 企業の種類（第11条－第14条）

第2章 企業登録（第15条－第26条）

第3章 企業の名称（商号）（第27条－第30条）

第3編 個人企業（第31条－第36条）

第4編 組合（パートナーシップ）

第1章 組合の一般原則（第37条－第42条）

第2章 普通組合

A. 普通組合の企業登録と内部関係（第43条－第51条）

B. 普通組合の対外関係（第52条－第54条）

C. 普通組合の合併と分割（第55条－第57条）

D. 普通組合の対外関係（第58条－第62条）

E. 普通組合の清算（第63条－第73条）

第3章 有限責任組合

A. 一般原則と企業登録（第74条－第75条）

B. 有限責任組員と有限責任組合及び外部者との関係  
（第76条－第82条）

第5編 会社

第1章 会社の一般原則（第83条－第88条）

---

<sup>25</sup> 商工省企業登録管理局ホームページ<<http://www.ned.moic.gov.la/index.php/en/>>（2024年2月28日最終閲覧）。商工省ホームページ<<https://www.moic.gov.la/?lang=lo>>（2024年2月28日最終閲覧）。

第2章 株式会社<sup>26</sup>

- A. 一般原則と設立（第89条―第98条）
- B. 株式会社の株式と株券（第99条―第112条）
- C. 株式会社の資本金の増減（第113条―第118条）
- D. 株式会社の取締役及び取締役会（第119条―第138条）
- E. 株式会社の株主総会（第139条―第152条）
- F. 株式会社の財務（第153条―第155条）
- G. 株式会社の監査（第156条―第158条）
- H. 株式会社の合併・分割・解散（第159条―第164条）
- I. 株式会社の清算（第165条―第170条）

第3章 一人株式会社（第171条―第179条）

第4章 公開会社

- A. 一般原則と設立（第180条―第183条）
- B. 公開会社の株式と株券（第184条―第188条）

第6編 国有企業（第189条―第201条）

第7編 混合企業（第202条―第204条）

第8編 国立商工会議所（第205条―第206条）

第9編 禁止事項（第207条―第209条）

第10編 企業の管理と監査（第210条―第217条）

第11編 報償と制裁（第218条―第219条）

第12編 最終規定（第220条―第221条）

(2) 概要

第1編（総則）は、目的（第1条）、用語の定義解釈（第3条）、国家政策（第4条）、企業運営の原則（第5条）、企業の義務（第8条）、法の適用（第9条）、国際協力（第10条）等、導入となる規定を置いている。

第2編（企業）において、企業の種類（第1章）には、国営企業、混合企業、民間企業及び協同企業の4種類があり、前三者は企業法で、協同企業の設立と運営は個別の規則により管理される（第11条）。企業の形態として、個人企業、組合、会社の3形態があり（第12条）、組合として、普通組合及び有限責任組合の2種類、会社として、株式会社、一人株式会社及び公開会社の3種類がある（第13条）。第2章（企業登録）は、「企業登録に関する決定」（2019年第23号／商工省）を踏まえて内容が刷新されている。企業登録申請については、経済特区への投資も含めて商工省企業登録関連機関への提出が必要とされ（第15条）、

<sup>26</sup> 有限責任会社との訳の方が直接的であるが、分かりやすさから株式会社と訳している。

経済特区の点が明示された。申請はオンラインでも可能とされ（第16条）、申請後の検討期間は旧法（2013年）の10日から3日に短縮されている（第17条）。企業登録後については、投資奨励法上の管理リスト（Control List）に含まれる事業（いわゆるネガティブリスト事業）は、計画投資当局に対する投資許可と事業に関連する当局に事業許可を申請する必要がある一方、同リストに含まれていない事業は、関連当局に事業許可を申請すれば足りると整理された。計画投資当局及び/又は事業関連当局は、許可証の発行より5営業日以内に企業登録当局に許可証を提出しなければならない（第19条）。企業登録後、公安当局に対し社印による企業登録証明書に対する印章の申請をすることができる（第22条）。新たに企業登録証の記載事項が明示され（第18条）、この記載を欠くなどの場合に企業登録が無効となることも明らかとされた（第23条）。なお、企業登録に必要な書類から定款が削除された（第97条）。第3章（企業の名称：商号）においては、企業の形態等を含めなければならないこと（第27条）、禁止されている名称を使用してはならないこと（第28条）、オフィスにラオス語で標識を取り付けなければならないこと（第29条）などが規定されている。

第3編（個人企業）は、単独の企業の所有者が全ての持分を保有する企業形態であるが（第32条）、単独又は複数の管理者（マネージャー）を雇用することも可能である（第34条、第35条）。

第4編（組合）は、まず、組合の一般原則（第1章）を定める。組合（法人）は、個人又は法人を社員（パートナー）とする書面による契約をすることにより設立され、法人格として権利及び義務を有する（第39条）。普通組合（第2章）は、対外的に無限に責任を負う社員（無限責任社員）によってのみ構成される組合である（第52条）。新たな組合員の加入や持分の他の組合員への譲渡は全社員の一致が必要となる（第50条）。全組合員が管理者となる権限を有する（第46条）。これに対して、有限責任組合には、無限責任社員と自己の持分の限度でしか責任を負わない社員（有限責任社員）が存在する（第74条）。有限責任社員は、他の社員の同意なしに自己の持分を譲渡できるが（第77条）、無限責任社員から選任されない限り、管理者となることができない（第78条）。

第5編（会社）において、会社には、株式会社、一人株式会社及び公開会社が存在しており、それぞれ別の会社として登録し、商号を付し、異なる機関設計が要求される。まず、株式会社（第2章）について、その一般原則（第2章-A）として、30名を超える株主を有する株式会社は、特別決議のみが可能であるとしたうえで、これを維持するのに十分な議決権を有しない場合などには公開会社に変更するか解散することを要する、一方、株主が1名しかいない場合は一人株式会社に変更するか解散することを要すると規定されている（第90条）。また、会社の設立に関して、設立の手續（第91条）、発起人の責任（第93条及び第94条）、設立に際しての法定総会の規定（第95条及び第96条）等が置かれている。

株式会社の株式と株券（第2章-B）について、株式は1株あたり2000キープを下回ってはならないとされ、減資の場合を除き同価額未満の株式を発行できない（第99条第1項、第

100 条第 2 項）。普通株式と優先株式の 2 種類の株式があり（第 99 条）、優先株式の保有者は、配当その他定款に定める事項について優先権を有するが、優先株主は取締役を選任する権利を有しない（第 104 条）。取締役は、株式会社の登記及び株式の払込日から 30 日以内に株主に対して取締役が署名し、株式会社の印章を押印した株券を発行しなければならない（第 105 条）。株式の譲渡は、定款や法令による譲渡制限がない場合などにこれを行うことができ（第 107 条）、これに反する譲渡は無効である（第 111 条）。法律による株式の譲渡制限は、外国人などによる特定の業種に関するもの、株式会社の資産差押中に関するもの及び株主名簿閉鎖中に関するものの三点が例示されている（第 109 条）。

資本金の増減（第 2 章-C）について、第三者又は株主への割当増資が株主総会の特別決議を経ることにより可能である（第 113 条、第 114 条）。また、減資も、同様に株主総会特別決議を要することに加えて、債権者が異議を述べていないことなどを要件とし可能である（第 115 条から第 117 条）。

取締役及び取締役会（第 2 章-D）について、全ての取締役は株式会社の代表権限を有するが、複数の取締役がいてそのうち 1 人に第三者との契約締結の権限を持たせる場合は、1 名の取締役（業務執行取締役）に権限を持たせることができ、業務執行取締役が同時に取締役会の議長である場合は、議長取締役と呼ぶ（第 119 条）。取締役の要件として破産者でないこと、詐欺や横領に関する前科がないこと等が規定されている（第 120 条）。取締役の選任は、株主総会において行われ、累積投票と普通投票の 2 つの方法で選任することができる（第 122 条）。取締役の定数は定款又は株主総会で、任期は株主総会で合意される（第 123 条）。その他、取締役の会社に対する又は第三者に対する責任に関する規定がある（第 124 条から第 126 条、第 129 条）。株式会社は取締役会を設置することができるが、500 億キープ以上の資産を有する株式会社は、取締役会及び監査役をおかななければならない（第 132 条）。取締役会は定款の定めに応じて活動を行うことができるが、定めがない場合は企業法の規定（第 133 条から第 137 条）に従う。

株主総会（第 2 章-E）は、年に 1 回開催される通常株主総会と必要ときに開催できる臨時株主総会がある（第 139 条）。通常株主総会では、取締役の選解任、監査役の選解任、取締役の報酬決定、株式会社の事業計画等の承認、配当方法の決定などを行う（第 152 条）。臨時株主総会は、①取締役の過半数が開催に同意した場合、②株主が裁判所に申立てを行い、裁判所が株式会社に開催を命じた場合、③株式総数の 10%以上の株式を有する株主が開催を請求した場合に開催される（第 139 条）。株主総会の招集通知は、開催の 5 営業日前までに行わなければならない（第 140 条）。定足数は、発行済株式総数の過半数を有する株主 2 名以上であり、定款で別途定足数を定めることができるが、この要件を下回ってはならない（第 141 条）。株主総会の決議は、通常決議と特別決議の 2 種類がある。通常決議は、出席者の議決権（1 株式 1 議決権）の過半数により行う（第 146 条）。特別決議は、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行い、当該決議が発行済株式総数の 80%以上の株式を有する株主に

よるものである場合に効力を生ずる。特別決議が必要な事項は、資金の増減、株式会社の合併、分割、解散、事業譲渡・譲受、総資産の50%を上限とする資産の売却、株主数が30名を超えた場合に株式会社としての地位を維持することなどである(第147条)。

株式会社の財務(第2章-F)に関する規定として、株主総会の決議により配当することができることなどが規定されている(第153条以下)。株式会社の監査について、株主による監査は、株主総会で選任された監査役を通じて行われるとされるが(第156条、第157条)、株主は、営業時間中いつでも、株式会社の企業登録書類を閲覧謄写する権利等を有するとされる(第158条)。

株式会社の合併・分割については、株主総会の特別決議と債権者異議手続が必要となる(第159条、第160条)。株式会社の解散について、法律による解散(第162条。定款による解散、株主総会決議による解散、破産による解散及び無効の企業登録による解散)及び裁判所の決定による解散(第163条)が定められている。

一人株式会社(第3章)は、株主総会や取締役といった機関は設置されず、株主自身又は外部から雇用した支配人(マネージャー)が定款に規定された全ての活動を行い、支配人は株主の監督下に置かれる(第177条)。

公開会社(第4章)は、少なくとも3名の設立時株主と監査役を置かなければならないとされている(第180条)。公開会社の発起人の少なくとも50%は、ラオス国民でなければならない(第181条)。公開会社の1株は10万キープを超えてはならない(第184条)。株主総会、取締役、取締役会等の規定は、株式会社の規定が準用される(第188条)。公開会社の株式の譲渡は、原則として自由であり、株券を交付して行う(第186条)。公開会社は、社債を発行することができる(第187条)。

国有企業(第6編)は、国家が資本総額の50%以上を保有している会社である(第189条)。国営企業は、①国家の安全保障など国家にとって重要な事業分野であり、他の経済セクターが活動を行うことができないもの、②公共事業を提供するもの、③財務的に健全、経済的に実行可能で、資本の蓄積の機会を提供するものに関して運営する(第190条)。取締役及び取締役会が設置されるが、株式会社等とは異なる要件、権限などが規定されている(第192条から第198条)。国有企業の株式の売却は、政府の検討、国民議会の審議が必要となる(第200条)。

混合企業(第7編)とは、国及び/又は国有企業と他のセクター(国内投資家又は外国投資家)が共同で出資する企業のことをいう。その出資割合によって、国営企業を共同出資する場合と、その他のセクターの企業を共同出資する場合とがある(第202条、第189条)。

国立商工会議所(第8編)は、活動及び予算が独立したビジネス部門の社会組織であり、各セクターの事業を促進するために、事業を動員、教育、指導、組織化する役割を有している(第105条)。禁止事項(第9編)は、個人、法人、団体、企業登録官、企業の禁止事項を定めている。企業の管理と検査(第10編)は、商工部門当局が事業運営に関する管理や検査を行う

ことが規定されている。企業登録官に関する条文が新設されている(第 216 条、第 217 条)。最後に、報償と制裁(第 11 編)及び最終規定(第 12 編)が規定されている。

## 2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等

聴取（別冊 1 第 6-2）によれば、企業法 2022 年改正により企業登録に関する規定が大幅に修正されたが、「企業登録に関する決定」（2019 年第 23 号／商工省）に関する規定は、調査実施日現在（2023 年 7 月現在）、効力が存続しており、企業登録局において同決定を改正するための起草作業を継続している、とのことである。よって、手続的な細則は、当面の間、同決定の内容に従う必要があるものと思われる。

同決定について、企業法第 19 条に関連し、管理リスト（ネガティブリスト）に記載がない事業のうち、企業登録証の裏面に事業活動が明記され、事業許可を申請する必要のない事業活動は、直ちに、明記された事業に係る事業活動を行うことができる一方（決定第 5 条第 1 項第 1 号）、企業登録証の裏面に事業活動が明記されておらず、事業許可の申請が必要な事業活動は、関連部門の許可証を申請しなければならず、企業登録機関はアドバイスレターを発行する（同第 2 号）。また、管理リスト及びコンセッションリストに掲載されている事業活動は、投資奨励法を遵守しなければならない（同条第 2 項）。アドバイスレターとは、企業登録証明書を取得した企業に対し、関連部門と協力して営業許可証又は投資許可証を申請するよう指示する企業登録機関が発行する文書をいう（第 7 条）。商工省の企業登録管理局は、外国法人の支店、国営企業、組合、会社、登録資本金 5 億キープ以上の個人企業に関する登録を処理し、県・首都レベルの商工局は、その県及び首都に籍を置く国営企業、組合、会社、登録資本金 5 億キープを超えない個人企業に関する処理を行う。地区レベルにおいても登録できる環境が整備されている場合、登録資本金 5 億キープを超えない個人企業に関する処理が可能である（第 9 条）。以上の「企業登録に関する決定」に関連して、「商工当局における事業許可に関する決定」及び「ガイドライン」を発行している（2019 年第 44 号・第 45 号／商工省企業登録管理局）<sup>27</sup>。これは商工当局が事業許可を発行する事業に関して許可発行の運用の統一性を図るために作成されたガイドラインであるが、聴取（別冊 1 第 6-2）によれば、改正作業を検討しているとのことである。その他、最近のものだと、工場の設立と事業活動、工場事業者の権利等について定めた「工場事業に関する商工大臣決定」（2023 年 2 月 9 日第 166 号/商工省）、企業法成立前であるが、工業団地について定めた「工業団地に

---

<sup>27</sup> ラオス日本人商工会議所ホームページ「ドキュメント」<<http://jcciv.org/>>（2024 年 2 月 28 日最終閲覧）に掲載の邦訳参照。

関する商工大臣決定」（2019年10月30日第1510号/商工省）、「卸売・小売事業に関する商工決定」（2015年第1005号/商工省）などが存在する。

### 3 運用の実態

以上のとおり、企業法は、従前の運用状況を踏まえて2023年に改正法が施行したばかりであり、同法に適応した下位法令を整備していくことが今後の課題である。かかる企業法の改正にあたっては、世界銀行が策定していた **Doing Business** レポートにおける各指標のスコア改善の目的が背景にあった。このレポートは、17にわたるビジネス関連分野に対し指標を設定しスコアを付け、各国に対してビジネス環境に関するランキングを付与するものであった<sup>28</sup>。ラオス政府は、国家政策として同指標のスコア及びランキングの改善を通じて外資企業の参入を促しラオス経済の発展を図ることを目的とし<sup>29</sup>、ラオスにおけるビジネス実施（**Doing Business**）に関する規制と調整メカニズムの改善に関する首相令（2018年第2号/首相）を發布した。首相令では、関係機関に対してこの改善に対する措置の実施を命じており、商工省に対しては、「起業に関する指標」（**Starting a Business indicator**）の改善及び「国境を越えた取引指標」（**Trading Across Borders indicator**）の改善の2点を要求している。企業法改正に関連する前者の改善命令は、具体的には以下のとおりであった。

#### 2018年首相令(第2号)

1.2 商工省は、以下の実施を担当する。

1.2.1 金融、治安、情報、文化、観光などの関連部門と連携し、改革を加速させ、指標1（起業に関する指標）に関する問題を解決する：

- (1) 企業（個人又は法人）登録申請サービスに関する規定、措置を改善し、利便性、簡素化、迅速化を図る。企業（個人又は法人）の登記後、事業運営を行う前に、関連部門に事業運営認可を申請する必要がある；
- (2) 2018年第1四半期に中央・地方レベルで実施可能となるよう、企業登録申請業務に関連する法律を検討・改正・公布する；
- (3) 2019年内に完了する電子企業登録（又はオンライン企業登録）の導入に必要な条件を準備し、整備する；

<sup>28</sup> The World Bank, Doing Business Archive, <<https://archive.doingbusiness.org/en/doingbusiness>>, accessed on February 28, 2024.

<sup>29</sup> 2017年当時のラオスのランキングは、190か国中第139位であった。前注より **Doing Business Report 2017** を参照。

- (4) 税務識別番号（Tax Identification Number）及び関連する全ての事業運営認可を取得した後、定款及び企業資産の登録手続をより迅速に実施する；
- (5) 税務識別番号（Tax Identification Number）の発行システムを改善し、企業登記証明書の発行と同時に発行し、取締役の銀行口座、従業員名簿、事務所賃貸契約書などの不要なステップを合理化又は削除する；
- (6) 企業法第 21 条の遵守を確保するため<sup>30</sup>、社印の捺印手続を改善する；
- (7) 企業用看板の設置許可申請を廃止する（このような看板は、企業名を表示するだけであり、広告看板ではない）。ただし、企業用看板の基準（看板の大きさ、文字、背景の色、その他の詳細）及び商工部門が企業登録後の看板遵守指導について事業者に通知できるようにするための監督措置を詳細に定める規則を策定する必要がある。本規定は、事業者が遵守しやすいよう、柔軟な形で策定するものとする。

以上の首相令を受け、改正企業法草案の国民議会審議に際しては、旧法の運用について Doing Business レポートの指標の改善に則して、投資家が企業登録をしやすくするためとして、以下のとおり改正提案がなされている<sup>31</sup>。

まず、「起業に関する指標」について、旧法の運用においては企業登録と事業活動許可との手続が一体であり、登録前に活動する事業分野を管轄する官庁からの意見をもらう必要があったため、企業登録手続に 2、3 か月といった時間がかかっていた。外国での企業登録の方法とは異なっていたが、法改正によりこの問題が解決されると予想される。その場合、企業登録手続と事業許可取得手続が完全に分離され、将来、オンラインで企業登録が可能になる。企業登録が 3 営業日以内に完了できることを目指す。また、旧法に規定している企業の登録について、管理リスト（投資奨励法に規定）事業とそれ以外の事業など、各事業分野における企業登録手続が異なっているが（管理リストに属する事業についてはその分野を管轄する官庁の許可を得てから企業登録ができたが、そうでない事業については 10 営業日以内に企業登録することができる）、企業登録手続に関しては全ての事業分野において統一し、事業活動許可の申請手続はその手続から分離する必要がある。そして、旧法では事業活動許可の申請手続は企業登録手続に含まれていたが、管理リスト事業は投資奨励法に定められているため、この企業登録手続を改正する必要性があり、更にオンライン登録ができるようになれば民間や投資家が企業登録しやすくなる。これにより Doing Business の「小口投資家及び少数株主の保護の指標」（Protecting Minority Investors and Minority Shareholders indicator）にも資する。

<sup>30</sup> 2013 年企業法第 21 条において、公安当局は 5 営業日で企業登録証に捺印しなければならないと規定していたが、改正法第 22 条では 2 営業日以内に捺印を検査しなければならないと規定している。

<sup>31</sup> 2013 年企業法改正に関する提案書（2022 年 3 月 4 日）。

聴取（別冊1第6-2）によれば、調査実施時点（2023年7月時点）において、改正法に則した3営業日以内の企業登録は実現できておらず、オンライン申請についてもシステムを整備している最中とのことであるが、今後の運用の改善が期待される。

また、改正企業法草案による改正提案には、企業の登録及び企業の管理においてこれまでの実務上の課題事項や中央レベルと地方レベルが統一されていない問題がある、と指摘されている。具体的には、①企業における事業の変更、②企業登録の内容、③企業合併と分割、④グループ企業内の企業の位置付け、⑤株式払込みと不払いの効果、⑥登録後の企業に対する管理、⑦事業許可の抹消及び取下げ、⑧企業資産の登録に関する認証、⑨規則違反企業に対する措置及び⑩企業の解散に関して法改正によって改善されるであろうと指摘されている。さらに、用語を他の法律に整合させる必要、例えば、者（プー）という言葉を民法典に使われる用語に合わせる必要がある、といった点についても指摘されている。

従前の運用状況にかんがみ以上の点が反映された改正法において、今後の運用が改善されていくかを注視する必要がある。

### 第3 知的財産法

#### 1 法律の概要・所管官庁

知的財産法は、2023年11月開催の第9回国民議会第6回通常審議において、95.42%の承認を得て、2017年法（2017年第38号／国民議会）の改正法案が通過したが<sup>32</sup>、国家主席令による公布を経ておらず、確定した法文が官報等で公開されていない（2024年2月28日時点）。

所管官庁は、商工省知的財産局（Ministry of Industry and Commerce, Intellectual Property Department）である<sup>33</sup>。なお、2017年法制定時の所管は科学技術省（Ministry of Science and Technology）であったが、同省は解体され、商工省に所管が変更された。

なお、商工省知的財産局からの聴取（別冊1第6-6）は、上記の国民議会通過前のものである。

#### 2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等

以下①から⑧の商工大臣決定は、2017年知的財産法の下位法令であるが<sup>34</sup>、知的財産局からの聴取（別冊1第6-6）によれば、改正法の施行によってこれらの決定の内容が取り込まれ、補う必要がある部分については新たな決定を起草していくとのことである。

- ① 特許・小特許（実用新案）に関する商工大臣決定（2023年第434号/商工省）
- ② 意匠に関する商工大臣決定（2023年第435号/商工省）
- ③ 商標に関する商工大臣決定（2023年第436号/商工省）
- ④ 集積回路配置に関する商工大臣決定（2023年第437号/商工省）
- ⑤ 植物新品種に関する商工大臣決定（2023年第438号/商工省）
- ⑥ 著作権及び著作隣接権に関する商工大臣決定（2023年第439号/商工省）
- ⑦ 地理表示に関する商工大臣決定（2023年第440号/商工省）
- ⑧ 産業財産及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決に関する商工大臣決定（2023年第441号/商工省）

<sup>32</sup> ラオス法弁護士からの聴取（2024年2月28日）によれば、改正法案の国民議会の通過後、国家主席府と国民議会常務委員会において条文内容の見直しが行われているようである。ラオスにおいては、法案が国民議会を通過した後も条文内容の修正が行われる点について、前掲注16参照。

<sup>33</sup> 商工省知的財産局ホームページ<<https://dip.gov.la/>>（2024年2月28日最終閲覧）。USAID（アメリカ合衆国国際開発庁）の支援により作成されている。商工省ホームページについて、前掲注25。

<sup>34</sup> 商工省知的財産局ホームページ・前掲注34。

また、「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」（2022年第121号/財務省）は、知的財産権者が財務省関税局に申告することで、税関において権利侵害品を差し止める機会を確保する制度を設けている。まず、知的財産権者は、所定の申請書で権利者情報を記載し、知的財産権の登録証明書等を添付の上で、税関へ申告する（ガイドライン第5条、第6条）。税関は、申請の受理から10日以内にこれを検討し（第7条）、承認がされれば2年間（延長も可）、知的財産権の保護期間が設定される（第9条）。税関当局は、上記申告情報に従い、輸出入の物品検査において、当該知的財産権を侵害する商品の検査を実施する（第10条）。検査の結果、侵害の疑いがある物品が発見された場合、税関当局は、当該物品を3日間差し止め、物品所有者に侵害品でないことを提示させ、知的財産権者に通知するとともに共同で侵害物品であるかの認証を行う（第13条）。侵害品であると認証され、物品所有者も異議がない場合、当該物品は押収、処分される（同条第2項第2号）。侵害品であると認証されたが、物品所有者が異議を述べた場合は、調停手続に入る。その際、物品の一時差止を行う場合、知的財産権者は100万キープの供託金を支払う（第16条）。調停により解決しない場合、知的財産権者は差止から10営業日以内に裁判所に訴訟提起する。もしこの期間に提訴がない場合、税関当局は物品の一時差止をただちに解放する（第21条、第22条）。提訴後は、裁判所の判決に従い、物品を処分し、また解放し、損害の補填等を行う。なお、2023年知的財産法改正法の施行により、このガイドラインの効力に影響を及ぼすか否かは定かではないものの、改正によってもガイドラインによる実施に大きな変化は生じないと思われる。

なお、ラオスが締結している知的財産に関する二国間協力、地域協力及び国際協定は、以下のとおりである<sup>35</sup>。

(1) 二国間協力

- ① 日本特許庁との工業所有権分野における協力に関する覚書（2015年5月24日）
- ② シンガポール知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書（2015年8月26日）
- ③ ベトナム知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書（2015年11月7日）
- ④ カンボジアとの商標及び原産地分野における協力に関する覚書（2016年9月7日）
- ⑤ ラオス特許出願者に対する特許付与円滑化に向けた日本特許庁との覚書（2016年10月5日）
- ⑥ ④の覚書に関する2016年から2017年の行動計画（2016年10月26日）

<sup>35</sup> 商工省知的財産局ホームページ・前掲注34。

- ⑦ タイ貿易省知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書（2017年9月15日）
- ⑧ ベトナム知的財産局との原産地分野における覚書（2018年2月4日）
- ⑨ 中国知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書（2018年4月2日）

(2) 地域協力

- ① 1967年8月のASEAN宣言（1997年7月）
- ② ASEAN知的財産協力ワーキンググループ（AWGIPC）（1997年7月）
- ③ ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）（2011年1月）
- ④ ASEAN知的財産行動計画2016年-2025年（2015年11月）

(3) 国際協定<sup>36</sup>

- ① 国際著作権条約（UCC）（1954年8月）
- ② 世界知的所有権機関（WIPO）設立条約（1995年1月）
- ③ 工業所有権の保護に関するパリ条約（1998年10月）
- ④ 特許協力条約（PCT）（2006年6月）
- ⑤ 文学及び芸術作品の保護に関する条約（2012年3月）
- ⑥ 世界貿易機関（WTO）設立に関する合意（2013年2月）
- ⑦ 知的財産権に関連する貿易協定（TRIPS）（2013年2月）
- ⑧ 商標の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書（MADRID PROTOCOL）（2016年3月）
- ⑨ 科学技術省知的財産局と世界知的所有権機関の間で技術革新情報センターの設立に関する合意（2017年10月6日）

聴取（別冊1第6-6）によれば、特許に関する特許法条約（Patent Law Treaty）、意匠に関するハーグ協定及びロカルノ協定、商標に関する商標法条約（Trademark Law Treaty）及びニース協定については締結していないが、ハーグ協定は今後締結に向けて動いていく予定、ロカルノ協定とニース協定のルール自体は採用しているとのことであった。

---

<sup>36</sup> 知的財産局のホームページに掲載があるもののみ記載しており、世界知的所有権機関（WIPO）のホームページには、締結された49の条約が掲載されている。WIPO, Lao People's Democratic Republic. <<https://www.wipo.int/wipolex/en/members/profile/LA>>, accessed on February 28, 2024.

### 3 運用の実態

聴取（別冊1第6-6）によれば、2023年改正にあたって、2017年知的財産法とその運用に大きな問題があったわけではない。聴取（別冊1第6-6）及び知的財産局が管理する公式 Facebook によれば<sup>37</sup>、2023年改正の趣旨は、以下のとおりである。

今般の改正は、全体の構成や知的財産権の登録手続及び産業財産権保護に関する条文の一部を改正するものである。また、専門用語や文章をより明確にし、科学技術省であった知的財産法の所管を商工省に改める。さらに、今般の改正は WIPO が管轄する条約に加盟する準備としての改正でもある。具体的には、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、意匠の国際登録制度（ハーグ協定）、視聴覚的実演に関する北京条約、植物新品種の保護に関する国際条約などである。加えて、商標の保護内容の明確化、知財紛争における行政解決規定の見直し、知的財産権登録の代理業者の管理、ビジネス競争又は並行輸入問題に関連する産業財産権の消尽に関する規定の明確化等が検討される。これまで、知財分野において専門用語が多く使われ、関係機関や一般人の知的財産に関する理解が浸透しなかった。この改正では、旧法の内容面、構成や定義を残しつつ、専門用語をより分かりやすくし、加盟する国際条約に適合させるものである。

ラオスにおいては、知的財産権の概念がまだ広く浸透していないと評価されている<sup>38</sup>。商標は比較的活用が進んでいるが、特許や意匠の出願・登録は乏しい。WIPO の IPAS（工業所有権）システムをベースエンジンとするデータベースによれば<sup>39</sup>、本調査実施時点（2024年2月24日時点）において、特許出願は953件、登録は157件である。2021年までの登録が12件と少ない一方、2022年に61件、2023年に84件と登録数を伸ばしている<sup>40</sup>。なお、小特許（実用新案）の登録は28件である。意匠出願は640件、登録は284件である。これに対し、商標に関しては、62,398件の出願、42,068件の登録とその数は比較的多い。近年は、年間3,000件程度の商標登録がされている。

これに関連して、知的財産局 Facebook によれば<sup>41</sup>、知的財産局のホームページ（Laos IP e-Filing）におけるオンライン出願登録が2023年11月1日から可能となっている。WIPO と知

---

<sup>37</sup> 商工省知的財産局の公式 Facebook ページ <<https://www.facebook.com/DIPLaos>>（2024年2月28日最終閲覧）。

<sup>38</sup> JETRO ホームページ <[https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/invest\\_08.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/invest_08.html)>（2024年2月28日最終閲覧）参照。

<sup>39</sup> Laos IP Database <<https://online.dip.gov.la/wopublish-search/public/home;jsessionid=EF735C3F0F8BA1A323ED71C7CE7CDF7E?0>>（2024年2月28日最終閲覧）

<sup>40</sup> 特許出願者の詳細について、データベースのほか、JETRO バンコク事務所知的財産部「ASEANにおける産業財産権の検索データベースの調査2022」（2023年3月） <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ip/pdf/report\\_202303\\_asean.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202303_asean.pdf)>（2024年2月28日最終閲覧）305頁以下参照。

<sup>41</sup> 知的財産局 Facebook・前掲注38。

的財産局の共催セミナーにおいて、セミナーが開催された2024年2月21日時点で、すでに770件が出願されているとの報告がある。

日本の特許庁は、前述2(1)①で覚書を締結していることから明らかなとおり、ラオスにおける知的財産制度に関する調査研究を実施するとともに、知的財産局との国際協力を推進している<sup>42</sup>。まず、ラオスの知的財産制度が運用情報も含めてまとめてホームページに掲載されており、参考になる（ただし、最新ではない情報も多く含んでいる）<sup>43</sup>。また、前述2(1)⑤において述べたとおり、特許庁は、ラオス知的財産局との間で特許の付与円滑化に関する覚書を締結しており、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願は、出願人からの申請により、実質的に無審査でラオスでも特許が付与される運用となっている<sup>44</sup>。2018年に特許庁がJETROに委託して実施した「知的財産の権利執行状況に関する調査」も<sup>45</sup>、（すでに改正された法令に関する情報を含むものの）意匠及び商標侵害に関する裁判事例<sup>46</sup>、裁判上の統計情報、弁護士費用、税関における執行事例等の具体的な運用情報が掲載されており、参考になる<sup>47</sup>。

知的財産局のFacebookにおいても、商標侵害の事案が稀に掲載されている。一つ目のケース（2021年1月）は、ビエンチャンにおける酒の製造者からの商標権侵害の通報を受けて、カムムアン県、サワンナケート県、サラワン県に続き、南部のセコーン県の市場で10店舗を対象に調査したところ、いずれの店舗でも模倣品が発見された（合計960ダースで損害金額4000万キープ）というものである。二つ目のケース（2023年6月）は、某社商品のエンジンオイルを模倣した商品が摘発され、合計数量6,864ボトル、損害金額が5億7486万キープとなったことが報告されている。

---

<sup>42</sup> 特許庁は、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットと共催で国際知財司法シンポジウム（JSIP）を2017年より毎年開催しており、世界各国から知的財産に造詣の深い専門家を東京に招聘し、意見交換などを実施している。特許庁ホームページ<<https://www.jpo.go.jp/>>（2024年2月28日最終閲覧）参照。2017年から2020年のシンポジウムにおいてはラオスから裁判官等が参加し、2021年にはビエンチャンでラオス参加者向けのフォローアップセミナーが開催されている。

<sup>43</sup> 特許庁ホームページ掲載のラオス知的財産制度<<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/la.pdf>>（2024年2月28日最終閲覧）。

<sup>44</sup> 特許庁ホームページ「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）について」<<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>>（2024年2月28日最終閲覧）。

<sup>45</sup> JETRO バンコク事務所知的財産部「ラオスにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」（2018年8月）<[https://www.jpo.go.jp/resources/report/document/gaikoku/laos\\_201803.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/document/gaikoku/laos_201803.pdf)>（2024年2月28日最終閲覧）。

<sup>46</sup> ただし、判例と記載されているが、あくまで一つの参考事例にすぎず拘束力がないことについて、第1章第2参照。

<sup>47</sup> なお、ASEAN作成のハンドブック（2020年9月）も、ラオスにおける商標権及び著作権・著作隣接権の執行（裁判所における民事手続、刑事手続、税関における執行手続）について要約しているが、税関差止に関する点など従前の情報を含んでいるうえ、具体的な事例の掲載はない。ASEAN Secretariat, *ASEAN Intellectual Property Rights Enforcement Handbook* (September 2020), <[asean-ipr-enforcement-handbook\\_with-isbn-and-logo-final.pdf](https://www.asean-ipr-enforcement-handbook-with-isbn-and-logo-final.pdf)> (aseanip.org), pp. 43-54, accessed on February 28, 2024.

知的財産局は、2022年9月に策定された「2025年までの知的財産開発計画と2030年に向けてのビジョン草案」を公開している<sup>48</sup>。2030年に向けてのビジョンとして、ラオスの技術革新や社会的経済的文化的発展の原動力となる知的財産の創出を目標に掲げ、ラオスの国家開発目標等に沿う形で、①政策、法律等を含む知的財産インフラの構築、改善、②知的財産に関する意識向上と普及、③教育研究機関等での知的財産の活用、④知的財産を扱う人材育成、⑤知的財産サービスの向上、⑥知的財産の執行、行政紛争解決メカニズムの構築、改善、⑦国際協力の強化を目標としている。

聴取（別冊1第6-6）によれば、営業秘密の不正取得に対する刑事措置は、実務的な知見が乏しく実施されていない状況とのことである。

---

<sup>48</sup> 商工省知的財産局「2025年までの知的財産開発計画と2030年に向けてのビジョン草案」（2022年9月）。「草案」と記載されており、同内容で確定しているかは定かではない。

## 第4 投資奨励法

### 1 法律の概要・所管官庁

投資奨励法（2016年第14号／国民議会）は、全14編、109か条からなり、2016年11月17日に成立、2016年12月16日に公布された<sup>49</sup>。また、投資奨励法第12条改正法（2019年第80号／国民議会）が、2019年12月4日に成立、2020年1月15日に公布された。所管官庁は、計画投資省投資促進局（Ministry of Planning and Investment, Investment Promotion Department）である<sup>50</sup>。

#### (1) 見出し

第1編 総則（第1条－第7条）

第2編 投資奨励、支援、保護

第1章 投資奨励優遇（第8条－第17条）

第2章 投資支援優遇（第18条－第21条）

第3章 投資保護（第22条－第24条）

第3編 投資活動（第25条－第56条）

第1章 投資形態と種類（第26条－第32条）

第2章 一般投資事業（第33条－第35条）

第3章 一般事業投資プロセス（第36条－第40条）

第4章 コンセッション投資事業（第41条－第42条）

第5章 コンセッション事業の条件と投資プロセス（第43条－第50条）

第6章 登録資本金と資本の輸入（第51条－第54条）

第7章 代表事務所（第55条－第56条）

第4編 経済特区開発（第57条－第63条）

第5編 外国への投資（第64条－第66条）

第6編 投資家の権利と義務

第1章 投資家の権利（第67条－第71条）

第2章 競争活動の検査（第72条－第74条）

第7編 投資奨励管理委員会と投資ワンストップサービス

第1章 投資奨励管理委員会（第75条－第79条）

<sup>49</sup> 法文の邦訳について、JICA ラオス六法・前掲注12参照。

<sup>50</sup> 計画投資省投資促進局ホームページ<<https://investlaos.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

- 第2章 投資ワンストップサービス（第80条―第84条）
- 第8編 投資の一時停止、取消、終了（第85条―第89条）
- 第9編 禁止事項（第90条―第92条）
- 第10編 紛争解決（第93条―第97条）
- 第11編 投資奨励事業の管理と監査
  - 第1章 投資奨励事業の管理（第98条―第102条）
  - 第2章 投資奨励事業の監査（第103条―第105条）
- 第12編 功績者への報奨金と違反者への措置（第106条―第107条）
- 第13編 最終規定（第108条―第109条）

(2) 概要

第1編（総則）は、目的（第1条）、用語の定義解釈（第3条）、法の適用（第6条）、国際協力（第7条）等、導入となる規定を置いている。投資奨励における政府の政策（第4条）として、政府は、国内外のあらゆる経済事業体の投資を奨励し、国家の治安や持続性へ影響がある場合、環境へ悪影響の大きい場合、住民の健康や国家の美しい文化へ懸念のある場合を除き、あらゆるセクター、活動、全国の地域への投資を奨励している。

第2編（投資奨励、支援、保護）において、まず、投資奨励優遇を受けるセクターを9つ指定している（第9条）。具体的には、①高度先端技術、科学研究、研究・開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーに関する事業、②クリーンな農業、無農薬、育種、畜産品種改良、工芸作物栽培、森林開発、環境及び多様性の保全、地方開発、貧困削減に資する事業、③環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産、④環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業、⑤教育、スポーツ、人材開発（人的資源開発）、職業技術、職業訓練所、教材・スポーツ用品の生産、⑥高度な医療施設、医薬品・医療機器製造工場、伝統医薬品の製造と治療に関する事業、⑦都市の交通渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ開発への投資、農業・工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス、⑧商業銀行融資へのアクセスがない国民やコミュニティの貧困解決のための政策銀行、マイクロファイナンス事業、⑨国内生産や世界的なブランドの販売促進のための近代的ショッピングセンターの開発運営、国産の工業品・手工芸品・農産物を展示する展示場の開発運営、である<sup>51</sup>。

---

<sup>51</sup> 優遇セクターの内容の詳細については、法人税、政府の土地リース料又は土地コンセッション投資奨励優遇措置に関するガイドライン（2021年第760号/計画投資省）に規定されている。この点、JETROホームページ<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/fa09823c05c25ada.html>>（2024年2月28日最終閲覧）、JETRO「ラオス投資ガイドブック2022」8頁以下<[jpla-202203.pdf\(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/laos202203.pdf)>（2024年2月28日最終閲覧）を参照。

また、地区別による投資奨励として、第1地区から第3地区まで指定され、それぞれについて法人税（第10条、第11条）及び政府用地のリース・コンセッション費用（第15条）の免除を受けられる。具体的には、(1)第1地区（貧困地域、遠隔地、投資における社会経済インフラの利便性が低い地域）につき、10年間の法人税免除及びリース・コンセッション費用免除を得られ、上記②、③、⑤及び⑥のセクターは法人税及びリース・コンセッション免税期間が5年間追加される。(2)第2地区（投資における社会経済インフラの利便性が高い地域）につき、4年間の法人税免除及び5年間の政府用地のリース・コンセッション費用の免除を得られ、上記②、③、⑤及び⑥のセクターは法人税及びリース・コンセッション免税期間が3年間追加される。(3)第3地区（経済特区）については関連法に従う<sup>52</sup>。

投資家は法人税の免除や付加価値税法の優遇措置のほか、関税や諸税上の優遇措置を受けることができる（2019年改正法第12条）<sup>53</sup>。純利益を事業の拡大若しくは投資事業を拡大するために使用する投資家は、自投資を行う純利益の比率に応じて次年度の会計にて法人税が1年間免除される。また、事業による赤字は、税務当局の証明を得て3年間次年度の利益と相殺することができる（第14条）。加えて、コンセッション事業への投資家は土地利用における奨励優遇を受けることができる（第16条）。

以上の投資促進制度に加えて、投資支援制度として、投資情報の提供（第18条）、社会貢献投資に対する報償、滞在許可証やビザに関する便宜供与（第19条）などが定められている。

第3編（投資活動）において、投資形態として5形態（国内若しくは外国投資家による一方の投資、国内と外国投資家間の合弁投資、契約に基づく事業協力投資、国営企業と民間企業の合弁投資及び政府と民間による合弁投資）（第26条。第27条から第31条においてそれぞれについて規定）があること、投資事業の種類として、一般投資事業及びコンセッション投資事業の2種類があること（第32条）が明らかにされている。一般投資事業は、管理リスト事業（いわゆるネガティブリスト事業）と管理外リスト事業（いわゆる非ネガティブ事業）に分けられ、前者は、投資許可前に関係当局の審査が必要であり（第34条。手続について第36条及び第37条）、後者は、企業法及び事業に関する関連法令に従い投資が許可される（第35条。手続について第38条及び第39条）。投資期限は原則として存在しない（第40条）。コンセッション投資事業とは、あるビジネスの開発と推進のために、投資家が政府から法律に基づきコンセッション許可を受けた事業であり、たとえば土地コンセッション、経済特区・輸出加工工業区、開発、鉱山採掘、電力エネルギー開発、フライトの就航、通信コンセッションなどがある（第41条。手続について第43条から第50条）。投資期限は原則として50年とされる（第42条）。登録資本金について、一般投資事業については企業法等に

<sup>52</sup> 地区の分類の詳細についても、同様に前注ガイドラインに規定されている。JETRO ホームページ <[https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/invest\\_03.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/invest_03.html)>表2（2024年2月28日最終閲覧）、JETRO「ラオス投資ガイドブック2022」前掲注52(8頁以下)参照。

<sup>53</sup> 詳細につき、前注JETRO ホームページ参照。

従うとされる一方（第51条）、コンセッション事業については、総資本金の30%が必要となる（第52条）。外国投資家の資本の輸入について、一般投資事業については総資本金の30%を投資許可取得後90日以内に輸入する必要がある（第53条）。コンセッション事業についても、投資総額において比率が決められているものの許可後90日以内に輸入する必要があり、残りの資本は2年に輸入を行わなければならない（第54条）。代表事務所（いわゆる駐在員事務所）は、親会社のための投資調査等を行う連絡事務所であり（第55条）、事業を行う権利を有さず、企業法に基づく登録ではなく、本法による設立許可証の発行が必要とされる（第56条）。

第4編（経済特区開発）において、経済特区（Special Economic Zone : SEZ）とは、特定の行政原理を有する区域であり、ハイテク、持続的発展・環境にやさしい農産物生産、クリーン生産、天然資源節約・省エネルギーにおけるイノベーション利用産業などの投資誘致のための条件を構築することを目的とすること、経済特区は政府による合意で設立され、工業区、輸出加工工業区、ICT 開発区、サービス、貿易、観光区で構成されることが規定されている（第57条）。そのほか、経済特区の設立（第58条）、その要件（第59条）、原則最長50年の土地コンセッション期限（第61条）、経済特区奨励管理室（The Special Economic Zone Promotion and Management Office : SEZO）を中心とした管理体制（第63条）などが定められている<sup>54</sup>。

第5編（外国への投資）は、ラオス投資家が外国へ投資を行う場合の手続、要件、投資家の権利及び義務を定める。第6編（投資家の権利及び義務）は、投資家の権利として、投資事業に関するもののほか、労働者を雇用する権利、居住の権利、外国投資家に関する規定などを定め、投資家の義務として、投資に関する者のほか、社会への義務と環境への義務を定める。

第7編（投資奨励管理委員会と投資ワンストップサービス）は、政府により投資の奨励と管理を目的として設立される投資奨励管理委員会（CPMI）について定め、副首相を議長とし計画投資大臣を常任副議長とする中央の委員会、県・都知事を議長とする県レベルの委員会があるとし、それぞれの委員会の権利及び義務を定める（第75条から第79条）。投資ワンストップサービス室（OSS）は、上記委員会の常務事務室であり投資家へのワンストップによる投資サービスの役割を有する（第80条）。委員会と同様に中央レベルと県レベルのサービス室があり、各省当局の代表者や専門職員で構成される（第81条及び第82条）。

第8編（投資の一時停止、取消、終了）は、投資家の申請による投資の一時停止等のほか、法令違反や事業が遂行できない場合などに、投資が一時停止、取消又は終了となると定

---

<sup>54</sup> 経済特区奨励管理室（SEZO）ホームページ<<https://www.laosez.gov.la/index.php/en>>（2024年2月28日最終閲覧）。SEZOは、計画投資省の組織機構の一つであり、計画投資部と同等の地位を有し、計画投資部の代表として、経済特区及び経済特区政策を受けたその他の開発区に関する国内外各方面への調整を行う役割を担っている（同ホームページより）。

める。第9編（禁止事項）は、全ての者に適用される一般的禁止事項のほか、公務員の禁止事項、投資家の禁止事項を定める。第10編（紛争解決）は、投資における紛争解決の原則を定め、行政的解決として投資奨励管理委員会による解決が可能であること、外国の裁判所や仲裁機関の判断も要件を満たす場合にラオス国内でも執行可能であることを規定している。第11編（投資奨励事業の管理と監査）は、計画投資当局が投資奨励事業を中心的に管理監督し、商工当局や財務当局なども協力することを定める。最後に、報償と制裁（第12編）及び最終規定（第13編）が規定されている。

## 2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取（別冊1第6-4）によれば、投資奨励法は、本調査実施現在、改正作業中であり、近い将来の制定を目指している。また、経済特区に関しては、同法から切り離し、新しい法律が起草される予定であるが、現在においては、「経済特区に関する政令」（2018年第188号／政府）が存在する<sup>55</sup>。

同政令は、全12編64か条から構成されている。第1編（総則）は、目的、経済特区の定義、政策、原則等を定める。経済特区（SEZ）は、持続可能で環境に優しい発展のために、ハイテク、農産物生産の革新、より少ない天然資源とエネルギーを使用したクリーンな生産を使用して投資を誘致するものであり、工業団地、農業開発区、輸出向け工業加工、技術・情報開発、サービス、貿易、観光などで構成される（第2条）。第2編（経済特区の決定と設立）は、各地方自治体が中央の投資奨励監督委員会と協力して経済特区を決定、設立するものとし、その決定のための要件を定めている（第9条から第12条）。経済特区の開発には、政府によるもの、政府と民間の協働によるもの及び民間によるものの3種類がある（第13条）。また、特区のデベロッパーになるための要件（第14条）、申請、覚書及び開発合意書の締結といった手続（第15条から第19条）、デベロッパーの権利及び義務（第20条及び第21条）が規定されている。第3編（経済特区での投資）においては、経済特区の投資には、経済特区機関（SEZA）が投資奨励管理委員会の承認を得て実施するものと、SEZAが承認を出すことができるものの2種類があり、後者は、更に関連セクターのコメント等を得て承認を出すことができるものと即時に承認を出すことができるものの2種類がある（第22条から第26条）。また、経済特区での投資申請の手続等が規定されている（第27条、第28条）。第4編（SEZAの設立）において、SEZAが計画投資省傘下にある県・首都の課レベルの組織であり、経済特区を管理監督する役割を有すること（第30条）、第5編（SEZAによる経済

<sup>55</sup> 経済特区の詳細については、JETRO ホームページ参照＜[経済特区（SEZ）| \(jetro.go.jp\)](http://www.jetro.go.jp)>（2024年2月28日最終閲覧）。本調査実施時現在、12の経済特区がある。また、同政令については、本文のほか、JETRO「ラオス投資ガイドブック2019」5頁以下参照＜[rpla-201903.pdf \(jetro.go.jp\)](#)>（なお「首相令」と記載されているが、正しくは「政令」である）（2024年2月28日最終閲覧）を参照。

特区の監督）において、SEZA がワンストップサービスを構築し、以下の図のとおり土地利用権、企業登録、税務識別番号の取得、輸出許可などに係る各種手続、証明などのサービスをワンストップで提供することなどを定めている（第 32 条以下）。

（図）経済特区におけるワンストップサービス<sup>56</sup>



第 6 編（特区デベロッパーに対する優遇）、第 7 編（投資家に対する優遇）及び第 8 編（優遇のメカニズム）においては、経済特区のデベロッパー及び投資家に対する、法人税、関税、付加価値税（VAT）、土地利用権などに関する優遇制度とその優遇付与の方法が規定されている（第 40 条以下、第 43 条以下、第 46 条以下）。また、第 9 編（経済特区地）において、国家土地計画に沿った形で経済特区地を設定し、天然資源環境省とともに境界を設定することなどが規定されている（第 49 条以下）。第 10 編（経済特区の監視監督）において、経済特区の監視監督に関わる計画投資省、SEZO、SEZA、県・首都行政との権限及び責任の分配が規定されている（第 54 条から第 60 条）。最後に、第 11 編（功績者への報奨金と違反者への措置）と第 12 編（最終規定）が規定されている。同政令に関連して、「SEZA の実施の実施と運用に関する計画投資大臣決定」（2018 年第 1971 号／計画投資省）及び「経済特区の促進及び管理の実施と運用に関する計画投資大臣決定」（2021 年第 997 号／計画投資省）が存在する。

また、官民連携（Public-Private Partnership : PPP）に関しても、投資奨励法から切り離し PPP 法の成立を目指しているところであるが、現在は、アジア開発銀行（ADB）の支援の下で起草された「PPP に関する政令」（2020 年第 624 号／政府）が存在する<sup>5758</sup>。

<sup>56</sup> SEZO ホームページ前掲注 55 より抜粋。

<sup>57</sup> See, ADB, *Lao PDR Public Private Partnership Policy* <<https://www.adb.org/sites/default/files/linked-documents/46059-002-sd-06.pdf>>, accessed on February 28, 2024.

<sup>58</sup> 政令の詳細について、JETRO「ラオス投資ガイドブック 2022」前掲注 52(1 頁) 参照。

同政令は、11編、75か条から構成されている。第1編（総則）は、目的、PPPの定義、用語、原則などを規定する。第2編（パートナーシップの形態、モデル、要件）において、まず、形態として、公的資金が支出されるものと全て民間投資によって行われるものの2種類があることが規定される（第8条から第10条）。次に、モデルとして、以下の9種類があることが規定される。すなわち、①デザイン・ビルド・ファイナンス・オペレート（DBFO）、②デザイン・ビルド・オペレート（DBO）、③ビルド・オペレート・トランスファー（BOT）、④ビルド・ OWN・オペレート・トランスファー（BOOT）、⑤ビルド・OWN・オペレート（BOO）、⑥ビルド・トランスファー・オペレート（BTO）、⑦ビルド・リース・トランスファー、⑧オペレート・メンテナンス（O&M）、⑨政府が承認したその他の形式の9つであり、それぞれについて定義、特徴が規定されている（第11条から第19条）。最後に、要件として、透明性の高い入札プロセスを経ること、パートナーシップ契約終了後にインフラ等が政府に返還される（ただし上記⑤を除く）ことなどが定められている（第20条）。以上の形態及びモデルは、実施可能性調査の後、政府が選択し決定する（第21条）。第3編（パートナーシップ・プロジェクトの準備、検討、入札）においては、政府から国家社会経済開発計画に準拠したプロジェクトのプロポーザルが提出され、投資奨励管理委員会が検討し、実施可能性調査を実施したうえで、プロジェクトの規模、種類などに応じて、国民議会、県・首都人民議会又は政府が承認する権限を有すること（第22条から第28条）、承認の後、手続に沿って入札が行われること（第29条以下）が定められている。第4編（パートナーシップ契約）では、政府を代表する計画投資局と民間当事者の間で締結されるパートナーシップ契約について、契約内容、検討手続、締結手続などが定められている。第5編（パートナーシップ・プロジェクトの実施）においては、プロジェクト実施当事者である実施機関と民間当事者の権利及び責任が定められるとともに（第41条、第42条）、政府からの支援として、法的支援（既存法令に反しない限度で法的措置を講じ実施を推進する。第44条）、財政支援（実施可能性調査に基づき投資奨励管理委員会が行う。第45条）及び優遇措置（租税免除など。第46条）を定める。第6編（パートナーシップ・プロジェクトの完了、引渡、移転）は、プロジェクトの完了により実施すべき手続を規定しており、民間当事者は、プロジェクトを国に対して引き渡し、移転しなければならない（ただし上記⑤のBOOの場合を除く）。第7編（禁止事項）は、一般的禁止事項の他、PPP室、プロジェクト実施機関、入札委員会、入札者などの禁止事項を定める。第8編（投資奨励管理委員会）は、同委員会の権利と責任について規定する。第9編（パートナーシップの管理と検査）は、計画投資省及び地方の計画投資当局を管理検査機関と定める。最後に、第10編（功績者への報奨金と違反者への措置）と第11編（最終規定）が規定されている。

さらに、「ラオスの管理事業（ネガティブ事業）とコンセッション事業のリストの承認に関する首相令」（2019年第3号／首相）は、リスト承認に関する規定、原則及び措置を定め

たものであり、8か条と2つの別表からなる<sup>59</sup>。管理事業とは、国家の安全、公の秩序、国家の伝統、社会環境への影響に敏感な事業であり、社会経済発展のバランスを確保するため、投資奨励監督委員会による投資許可の付与前に、関連部門当局による審査が必要となる（第2条第1項）。コンセッション事業とは、土地のコンセッション、経済特区の開発、輸出工業加工区、鉱業、電力エネルギー開発、航空、電気通信などの事業で、投資家が開発・運営にあたり政府から認可が必要となる（第2条第2項）。加えて、「投資許可証及び事業活動許可証の発行サービス改善に関する首相令」（2020年第3号/首相）は、計画投資機関、商工機関、財務機関など関係各機関が実施すべき事項について定め、機関相互の分掌を図っている。計画投資機関は、ワンストップサービスの改善を図ること、具体的には、コンセッション事業及びネガティブリスト事業に関する許可証の発行、投資に関する情報提供、投資奨励に関するサービス提供（VISA、ワークパミットのサービス）、ネガティブリストに関する事業の関係分野からの聴取、企業登録や税務識別番号取得のサポートなどを実施すべきことを規定している（第1条）。

その他、投資奨励法施行後に制定された下位法令及びガイドラインについて、「ラオスにおける外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資大臣決定」（2018年第1815号/計画投資省）<sup>60</sup>、「コンセッション事業のための保証金に関する計画投資大臣決定」（2018年第2735号/計画投資省）<sup>61</sup>、「企業の輸入計画における関税・付加価値税上の投資奨励優遇に関するガイドライン」（2019年第1号/中央投資奨励管理委員会）などがある<sup>62</sup>。

### 3 運用の実態

投資奨励法は、前述のとおり、2024年の国民議会の通過を目指して国際金融公社（IFC）の支援により改正法案が起草され、意見聴取も各地でなされている状況である。かかる起草に際しては、SEZ法やPPP法の成立を目指すことが契機の一つとなっていることは間違いがないが、計画投資省からは、現行法令の運用上の実態にかんがみて改正を検討している点についても聴取した（別冊1第6-4）。

まず、改正法においては、更なる投資促進のため、現行法のセクター及び地区別の投資優遇に加えて、パフォーマンスの良い投資家を優遇する仕組みを採用するとのことである。また、投資手続の迅速化について、計画投資省は、商工省との連携について問題があり不十分であると認識している。管理リスト事業（ネガティブリスト事業）に加わっていなければ、

<sup>59</sup> ラオス日本人商工会議所ホームページ（前掲注27）に掲載の邦訳された別表参照。

<sup>60</sup> ラオス日本人商工会議所ホームページ（前掲注27）に掲載の邦訳参照。

<sup>61</sup> コンセッション事業のための投資家による保証金の預託、引出、執行、再預託について規定する。

<sup>62</sup> ラオス日本人商工会議所ホームページ（前掲注27）に掲載の邦訳参照。

計画投資省の許可なく迅速に商工省にて企業登録ができ事業を始められるため、計画投資省固有の問題として、リスト記載事業を減らすことを検討している（もっとも、起草を支援している IFC は、リストを減らす必要はないと主張しているようである）。さらに、投資奨励管理委員会の中央と地方の役割分担を改め、中央は全国的な指導監督の役割に集中し、個別の投資に関する判断を地方に委ねていくことで、全体として投資手続の迅速化が図られると考えている。計画投資省は、地域ごとに運用が統一していない点が投資奨励法令の運用の問題点であると述べている。加えて、改正法では、責任投資原則（PRI）などの新たなコンセプトも導入するとのことである。

前述のとおり、計画投資省投資奨励局の認識では、関係機関相互の連携不足により手続が遅延しているというが、日本企業からの聴取によれば（別冊 1 第 3-2、第 3-1 等）、投資許可の更新に際しての計画投資省の手続が遅いため、法令で要求される期間よりも遡って手続を開始しているとのことであり、同局の手続の遅さ自体が実務上問題となっている。

そのほか、ラオス投資奨励法令の運用に関する具体的な情報、具体的に検討、分析された資料等は見当たらなかった<sup>63</sup>。

---

<sup>63</sup> ラオスの投資環境全般について分析したものとして、US Department of State, *Investment Climate Statements: Laos* (2023), *supra* note 1; OECD, *OECD Investment Policy Review*, Chapter 2 (2017) <[https://read.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/oecd-investment-policy-reviews-lao-pdr-2017\\_9789264276055-en#page18](https://read.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/oecd-investment-policy-reviews-lao-pdr-2017_9789264276055-en#page18)>, accessed on February 28, 2024.

## 第5 ビジネス競争法

### 1 法律の概要・所管官庁

ビジネス競争法（2015年第60号／国民議会）は、全9編、95か条からなり、2015年7月14日に成立、2015年8月28日に公布された。所管官庁は、商工省国内商事局消費者保護及びビジネス競争課(Ministry of Industry and Commerce, Domestic Trade Department, Consumer Protection and Competition Division)である<sup>64</sup>。

#### (1) 見出し<sup>65</sup>

第1編 総則（第1条－第7条）

第2編 不公正な競争（第8条－第17条）

第3編 競争の制限（第18条－第47条）

第1章 競争制限を目的とした合意（第20条－第29条）

第2章 市場支配的地位と市場独占の濫用（第30条－第36条）

第3章 競争制限を目的とした企業結合（第37条－第44条）

第4章 競争制限の適用除外（第45条－第47条）

第4編 ラオス競争委員会（第48条－第54条）

第5編 禁止事項（第55条－第58条）

第6編 競争法違反の解決

第1章 競争法違反の調査（第59条－第71条）

第2章 競争法違反の解決（第72条－第77条）

第7編 競争活動の管理と検査

第1章 競争活動の管理（第78条－第82条）

第2章 競争活動の検査（第83条－第85条）

第8編 功績者への報奨金と違反者への措置（第86条－第93条）

第9編 最終規定（第94条－第95条）

<sup>64</sup> 商工省ホームページについて、前掲注25。

<sup>65</sup> 見出し及び概要については、公正取引委員会（日本）「ラオス（Lao PDR）」<<https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/alphabetic/l/laopdr.html>>（2024年2月28日最終閲覧）を参照。

(2) 概要

第1編（総則）は、他の法律同様、目的（第1条）、定義（第3条）、国家政策（第4条）、基本原則（第5条）、適用範囲（第6条）等の規定を置く。

第2編（不公正な競争）及び第3編（競争の制限）は、実体的規定を置いている。まず、不公正な競争行為（第9条）として、他の事業者や消費者等に対し、①誤認させ（第10条）、②営業秘密を侵害し（第11条）、③事業活動を強制し（第12条）、④名誉を棄損し（第13条）、⑤事業活動を妨げ（第14条）、⑥虚偽の広告を行い（第15条）、⑦不当な販売促進を行い（第16条）、⑧事業者団体による差別的な取扱いを行い（第17条）、また、⑨その他関係する法律及び規則に定められた行為をする場合がこれに当たると規定し、事業者はかかる行為を行うことが禁止されている（第56条第1号）。

次に、競争の制限を目的とする合意とみなされる行為として（第21条）、①商品又はサービスの価格を決定する（第22条）、②市場シェアを決定し、市場を分割する（第23条）、③生産量を決定する（第24条）、④技術の発展及び商品又はサービスの質を制限する（第25条）、⑤商品又はサービスの売買に条件を課す（第26条）、⑥他の事業者の市場への参入を妨げる（第27条）、⑦他の事業者を市場から退出させる（第28条）、⑧入札談合（第29条）、⑨その他関係する法律及び規則に定められた行為がこれに当たると規定し、同様に事業者はかかる行為を行うことが禁止されている（第56条第2号）。なお、かかる①から⑥において、かかる合意が技術発展を促進する場合、商品若しくはサービスの質を向上させる場合又は中小企業の競争力を強化させる場合には、競争委員会は、場合に応じてかかる行為を適用除外とすることができる（第45条）。

市場支配的地位とは、競争委員会が定期的に定める閾値を超える市場シェアを有する事業者又は事業者のグループをいい、市場独占とは、関連市場において商品又はサービスを提供する唯一の事業者又は事業者の集団をいう（第30条）。これらの地位にある事業者等が、①商品又はサービスの売買価格を不当に決定する場合（第32条）、②生産費用を下回る価格で商品又はサービスを販売したり、低品質の商品を販売したりする場合（第33条）、③顧客への商品又はサービスの販売を拒絶する場合（第34条）、④商品又はサービスの売買に関して抱き合わせの条件を課す場合（第35条）、⑤同質の商品又はサービスの売買の際に異なる価格や条件を課す場合（第36条）、⑥その他関係法令に定められた業務を行う場合は、市場支配的地位又は市場独占の濫用にあたり（第31条）、事業者はかかる行為を行うことが禁止されている（第56条第2号）。なお、かかる①から⑥の行為が国家の社会経済の発展に寄与する場合又は国家戦略及び安全保障上の理由がある場合は、商品やサービスの価格、量、市場範囲、生産、流通計画の管理に関する政府規制に服することを条件とし、政府は、場合に応じてかかる行為を適用除外とすることができる（第46条）。

競争制限を目的とした企業結合とは、①関連市場において競争委員会が定めた閾値を超える市場シェアを有し、②市場への参入及び技術の発展を抑制し、又は③消費者、他の事業者及び国家社会経済の発展に悪影響を及ぼすこととなる合併、株式取得、事業譲渡又はジョイントベンチャーをいう（第37条、第38条）。なお、かかる①から③の場合も、事業者の1社若しくは2社以上が破産状態にある場合又は当該企業結合が輸出の拡大や技術の発展に寄与する場合は、競争法の適用除外となり得る（第47条）。手続として、大企業による企業結合の場合は競争委員会に申請書類を提出しなければならない一方、中小企業による企業結合の場合は通知のみで足りる（第39条）。競争委員会は、申請書類を受領した日から30日以内に当該企業結合の審査結果を当該事業者に通知しなければならない。当該企業結合を認めない場合、書面にてその理由を当該事業者に通知しなければならない（第42条）。

第4編（ラオス競争委員会〔Lao Competition Commission: LCC〕）は、ラオス競争委員会が商工副大臣を委員長とし各省庁の代表等で構成されること（第49条）、同委員会の権限として、企業結合を審査すること、競争法及び関連法令に違反した個人及び法人に対して行政処分を課すこと、刑事訴訟法に定められた関係機関の決定を基に、命令、検査決定、違反者に対する処分を行うこと、検察院に事件の送致を行うことなどが規定されている（第50条）

<sup>66</sup>。

第5編（禁止事項）において、不公正な競争行為等が禁止事項として規定されているのは前述のとおりである（第56条）。

第6編（競争法違反の解決）は、競争委員会の調査手続及び競争法違反に対する命令等による解決について規定する。まず、競争法違反の事実が発覚した場合、競争委員会監督下で業務を行う競争監視官は、競争法違反に関して情報収集等を行う。競争法違反の事実を自主的に申告した者は、関連法令に従ってリニエンシーが認められる（第62条）。競争監視官から結果の報告を受けた競争委員会は、調査命令を発布する（第65条、第66条）。調査は、刑事訴訟法の手続に準じて、検察院の関与の下実施される（第67条、第68条）。不公正な競争に係る調査は調査命令から90日以内に（延長可）、競争の制限に係る調査の場合は命令から150日以内に（延長可）、それぞれ調査を終了しなければならない（第71条）。そして、以上の調査結果を踏まえて、競争委員会は、①行政処分を課す命令の発出、②追加調査命令の発出、③刑事手続への送致又は④調査中止の措置を採らなければならない（第72条）。

第7編（競争活動の管理と検査）においては、商工当局が関係各機関と連携して、競争活動に関する政策、戦略の立案、実施、社会への啓発、普及、教育、政府への報告、国際的な協力等を実施し、この実施を検査していくことが規定されている。

---

<sup>66</sup> See, ASEAN Experts Group on Competition (AEGC) <<https://asean-competition.org/read-news-lao-competition-commission>>, accessed on February 28, 2024.

第8編（功績者への報奨金と違反者への措置）において、競争委員会は、違反者に対して、違反の重大性に応じて指導、警告、制裁金の賦課等の措置を行うことが規定される（第73条、第87条）。軽微かつ初めての違反（刑事事件でないものに限る。）は、指導、警告の対象となる（第88条）。競争法違反が刑事罰の対象となり検察院に送致された場合、競争法に違反する者は、刑法又はその他罰則規定を有する法律に基づいて処罰される（第92条）。上記に加え、違反者は企業登録証の停止又は撤回等の措置を課される（第93条）。

最後に、第9編（最終規定）において、効力の発生等について規定されている。

## 2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取（別冊1第6-3）によれば、取引競争に関する首相令（2004年第15号／首相）は、法令検索システム（第4章参照）ではヒットするものの、ビジネス競争法に組み込まれているのですでに効力は存在しないと思われる。そのほか、商工省のホームページに記載されている情報から、競争委員会事務局の任務、権限、組織構成、人員、予算などについて規定する「競争委員会事務局の組織及び活動に関する商工大臣決定」（2022年第292号／商工省）及び競争監視官になるための要件、活動原則、任務と権限、任命と解任等について規定した「競争監視官に関する商工大臣決定」（2022年第293号／商工省）が存在することを確認した。

また、聴取（別冊1第6-3）によれば、第8編に規定する競争法に違反した者に対する行政措置に関してや、第2編に規定する市場支配的地位又は市場独占の濫用の該当性に関して、下位法令及びガイドラインの起草を検討しているとのことである。

ASEAN Experts Group on Competition (AEGC)のウェブページに掲載の情報によれば<sup>67</sup>、ビジネス競争法第90条（罰金措置）の規定の下位法令に当たる「罰金措置に関する政令」に関して検討を実施しているとの情報が掲載されている<sup>68</sup>。また、調査実施者が入手した2023年5月に作成された第31回AEGC会議でラオス競争委員会によりプレゼンテーションされた資料（以下「委員会発表資料」という。）によれば、競争委員会が各商工当局に同政令の草案を提出し意見聴取を経たとのことである。今後は、司法省に提出し法的整合性の検討を依頼し、司法省及び首相府との合同会議により草案の内容を改善し、早期に草案を政府に提出し、審議を経て採択を得ることを目指す予定とのことである。

<sup>67</sup> AEGC, Discussion Workshop on Draft Decree on Fine Measures (November 19, 2023) <<https://asean-competition.org/read-news-discussion-workshop-on-draft-decree-on-fine-measures>>, accessed on February 28, 2024.

<sup>68</sup> 第90条（第1項）この法律、特に刑事犯罪に該当しない禁止事項に違反した個人、法人又は組織は罰金を課される。（第2項）罰金のレベルは具体的な規則によって定められる。

### 3 運用の実態

ビジネス競争法は、運用を担う人材不足に起因し、2015年以降、法を機能させるための下位法令及びガイドラインが整備されず、法の執行が殆ど行われてこなかったものと思われる。ASEAN事務局作成の競争法に関する比較法研究レポート（2022年7月）は<sup>69</sup>、ラオスにおいて、2015年にビジネス競争法が成立し、2018年に執行機関としての競争委員会が設立されているものの、同法違反の執行がされてこなかったと述べている。聴取（別冊1第6-3）によれば、不正競争行為や競争制限を目的とした合意に関する事例などで執行の例があるようで、不正競争行為に関し、直近2年間で7件の事件を処理したとのことであった。

そして、この執行に影響を与えていると考えられるのが、法を機能させるための下位法令の整備を担い、又は競争法違反の調査を行う人材の乏しさである。上記ASEANレポートによれば、2020年時点で競争法の業務に関わるスタッフの数は6名のみ、2021年時点で競争委員会のスタッフの数も6名のみであると指摘されている。この数は、いずれも、商工省国内商事局消費者保護及びビジネス競争課の職員を指しているものと思われるが、聴取（別冊1第6-3）のとおり、同課は、消費者保護に係る業務も兼ねており、競争法業務に専従する職員はもっと少ないのではないかと思われる。

なお、補足的な情報となるが、調査実施者が商工省より入手した2023年2月16日付の「2022年度ビジネス競争活動及び2023年度計画の報告書」によれば、2018年から2022年まで実施されていたドイツ国際協力公社（GIZ）のプロジェクト（Promotion of Competitiveness within the Framework of the Initiative for ASEAN Integration : COMPETE）が<sup>70</sup>、2022年から2025年まで延長され新たなプロジェクト（COMPETE II）として始動するとのことである。このプロジェクトは、ラオス、カンボジア及びベトナムにおけるサービス貿易と競争政策の分野におけるASEAN協定における主要な戦略の実施を目的とする。

また、調査実施者が入手した委員会発表資料によれば、競争委員会事務局は、委員会戦略の策定を計画したと記載されている。同計画は商工省と政府に提出され、2019年以降の政府計画に承認されたが（2024年達成の計画）、パンデミックのため全プロセスが延期されていること、第3回競争委員会及びフォーカルポイント会議は、2023年第4四半期又は2024年第1四半期に開催されることが記載されている（第1回が2019年6月、第2回が2022年7月に

---

<sup>69</sup> ASEAN Secretariate, *Study on Commonalities and Differences across Competition Legislation in ASEAN and Areas Feasible for Regional Convergence, Second Edition* (July 2022) <[https://www.asean-competition.org/file/post\\_image/Study%20on%20Commonalities%20and%20Differences%20and%20Strategy\\_Second%20Edition\\_FINAL.pdf](https://www.asean-competition.org/file/post_image/Study%20on%20Commonalities%20and%20Differences%20and%20Strategy_Second%20Edition_FINAL.pdf)>, p.10, accessed on February 28, 2024.

<sup>70</sup> See GIZ, *Promotion of Competition in ASEAN* (May 2022) <[Promotion of competition in ASEAN - giz.de](https://www.giz.de/pressroom/press-releases/2022/05/20220510-promotion-of-competition-in-asean)> accessed on February 28, 2024.

## ラオス調査研究結果報告書（本文）

開催されている）。戦略の詳細については同資料に記載されておらず、情報を得ることはできなかった。

## 第6 証券取引法

### 1 法律の概要・所管官庁

証券取引法（2019年第79号／国民議会）は、全15編、204か条からなり、2019年12月3日に成立、2020年1月14日に公布された。所管官庁は、中央銀行の一部局である証券取引監視委員会(Lao Securities Commission)である<sup>71</sup>。

#### (1) 見出し

第1編 総則（第1条－第7条）

第2編 株式・社債・国債の発行と株式・社債発行会社・上場会社の運営

第1章 株式の発行（第8条－第24条）

第2章 社債の発行（第25条－第33条）

第3章 国債の発行（第34条－第35条）

第4章 株式・社債発行会社と上場会社の運営（第36条－第40条）

第3編 集団投資ファンド（第41条－第52条）

第1章 投資信託（第42条－第50条）

第2章 私募ファンド（第51条－第52条）

第4編 証券仲介業者（第53条－第110条）

第1章 証券会社（第54条－第70条）

第2章 ファンド運営会社（第71条－第76条）

第3章 資産評価会社（第77条－第84条）

第4章 資産管理銀行（第85条－第91条）

第5章 監査会社（第92条－第97条）

第6章 信用格付機関（第98条－第103条）

第7章 社債権者と国債権者の代表（第104条－第110条）

第5編 証券業専門家と証券協会

第1章 証券業専門家（第111条－第113条）

第2章 証券協会（第114条－第117条）

第6編 証券取引所（第118条－第137条）

第7編 証券保管振替機構（第138条－第145条）

---

<sup>71</sup> 証券取引監視委員会ホームページ<<http://www.lsc.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

- 第 8 編 証券の不正取引（第 146 条―第 151 条）
- 第 9 編 証券活動に関する情報の報告、開示及び維持（第 152 条―第 155 条）
- 第 10 編 証券事件の調査（第 156 条―第 163 条）
- 第 11 編 証券業務に関する国際協力（第 164 条―第 170 条）
- 第 12 編 禁止事項（第 171 条―第 184 条）
- 第 13 編 証券活動の監督と検査
  - 第 1 章 証券業務の監督（第 185 条―第 193 条）
  - 第 2 章 証券業務の検査（第 194 条―第 200 条）
- 第 14 編 違反者に対する方針と違反者に対する制裁（第 201 条―第 202 条）
- 第 15 編 最終規定（第 203 条―第 204 条）

## (2) 概要

証券取引法は、第 1 編（総則）として、目的（第 1 条）、定義規定（第 2 条、第 3 条）、証券活動に関する国家政策（第 4 条）、証券業務運営に関する原則（第 5 条）、証券業務を行う者等の保護（第 6 条）、法の適用範囲（第 7 条）を規定している。上場会社とは、証券取引所に株式を上場することを認可された会社をいい（第 3 条第 14 号）、取引所で現に株式が取引されていることを意味しない。

第 2 編（株式・社債・国債の発行と株式・社債発行会社・上場会社の運営）は、第 1 章において株式の発行に関する規定を置く。株式発行の種類（第 9 条）として、公募（第 10 条）、第三者割当（第 11 条）及び新株引受権の付与（ライツオファリング、第 12 条）の 3 種類があることを規定している。株式発行の要件（第 13 条）として、①証券取引監視委員会から認可を受けていること、②公開会社として法令に基づき設立されていること、③最低資本金として 5 億キープを有していること、④同委員会が定める取締役会の構成を有すること、⑤株主総会で承認された株式発行計画と資本活用計画を有すること、⑥同委員会が承認した監査会社による財務諸表の監査を受けていること、⑦その他の関連法令で要求される要件を満たすこと、が必要である（同条第 1 項）。これとは別に、海外募集の場合は、①②⑤の要件のほか、大きな資本を必要とする分野で事業を行うこと、配当の支払いを確実にする良好な業績と安定した収入源を有していること、その他関連法令で要求される要件を満たすこと、とされている（同条第 2 項）。株式発行申込書（第 14 条）、財務諸表（第 15 条）、目論見書（第 16 条）、株式発行引受契約書（第 17 条）の各内容について規定した後、証券取引監視委員会が、株式発行の申込みを受領から 45 日以内に検討し、却下することもできる旨規定している（第 18 条）。株式の発行手続においては（第 19 条）、マスメディアでの発表（第 1 号）、株券の発行（第 6 号）等が必要とされている。更に、発行会社は、発行後、株式発行の結果を委員会に報告し、委員会は株式発行を証明する必要があるが（第 20 条第 1 項

及び第2項）、株式の発行が発行済株式総数の80%未満となる場合には、当該発行は不成立となり、引受証券会社は当該発行の引受けを行うことができない（同条第3項）。

社債の発行（第2章）については、株式の発行（第1章）の規定が準用され（第33条）、株式の発行に類似する規律が存在する。社債発行の種類は、公募債と私募債であり（第26条）、社債発行にかかる最低資本金は10億キープである（第28条第1項第3号）。株式と同様に、委員会が社債の発行を却下することもできる（第33条、第18条）。国債の発行（第3章）に関しては、2019年法に新設された条文が2か条置かれるのみであり、詳細は関連法令によるものとされている（第34条）。

株式・社債発行会社及び上場会社の運営（第4章）において、これらの会社は、委員会が定める企業統治（コーポレート・ガバナンス）の原則（第36条。後述2参照）や会計法等が定める会計報告基準（第37条）に従わなければならないと規定されている。さらに、これらの会社における株式譲渡による買収（第38条）、関係当事者間での取引（第39条）、事業（資産）取引（第40条）においては、委員会が定める詳細手続に従って実施されなければならない。

第3編（集団投資ファンド）は、集団投資ファンドの種類としてミューチュアル・ファンドとプライベート・ファンドがあると規定する（第41条）。ミューチュアル・ファンド（第1章）は、ファンド運用会社が、契約形態に基づきファンドユニットを発行することにより、国内外の個人、法人、団体から資金を集めるために設立されたファンドであると定義されており（第42条）、設立された投資会社の株式を購入する会社型ではなく、契約により受益証券（いわゆる投資信託）を購入し、受益証券の発行が特定の単位（ユニット）ごとに行われる形を採用している。ミューチュアル・ファンドの対象商品は、貯蓄預金、定期預金などの金融市場商品、上場株式、社債、国債、リターンのある開発プロジェクト等であり（第43条）、その種類として、プロジェクト期間の確定しているクローズドエンドのものと、確定していないオープンエンドのものがある（第44条）。ミューチュアル・ファンドの組成に関しては、要件（第45条）、申請手続（第46条）及び申請を却下する場合（第47条）が定められている。ファンドの組成が委員会に許可された後、ファンド管理会社は、所定の手続に沿ってファンドユニットを発行し（第48条）、その後直ちに委員会においてファンドの登録を行う（第49条）。ミューチュアル・ファンドの運営につき、その資産は、①資産管理銀行が保管・管理し、②ファンド管理会社の資産から分離され、③ファンドの投資主の資産とみなされる。④ファンドの運用により得られた収益及びその他の資産は、ファンド資産となる。⑤投資判断のために、投資方針、リスク、リターンなどの情報は投資家に開示しなければならない。⑥ファンドの純資産価値の計算、ファンドユニットの売却価格及び償還価格の決定は、技術的原則に準拠し、一般に開示しなければならない（第50条）。

他方、プライベート・ファンド（第2章）は、ラオス証券取引監視委員会が定める金額を超えない範囲で、国内外の個人、法人、組織から資金を集める集団投資ファンドの一種であ

ると定義され（第 51 条）、その運営はミューチュアル・ファンドの規定に従うが（第 50 条）、ファンド運用を行う者について特別の要件が規定されている（第 52 条）。

第 4 編（証券仲介業者）は、証券仲介業者を第 1 章から第 7 章に規定する仲介業者及び委員会が指定するその他の証券仲介業者の 8 つに分類している（第 53 条）。証券会社（第 1 章）は、証券業務を営む金融機関と定義され、その事業を営むためには委員会から免許を取得する必要がある（第 54 条）。免許の実体的要件として、①国内外の商業銀行、国内外の保険会社、外国証券会社により、発行済株式総数全ての株式を保有されていることが必要であり、その他の法人及び個人については、商業銀行、保険会社、証券会社との共同出資が必要で、出資比率は委員会が定めるとされている。②登録資本金は、財務アドバイザーには少なくとも 50 億キープ、証券仲介には少なくとも 300 億キープ、証券引受（アンダーライター）には少なくとも 1000 億キープが必要とされている。また、③少なくとも法人設立後 3 年間の事業計画を立てること、④内部統制システム、リスク管理、情報通信技術、社内及び関係者・法人との利益相反の防止策を有すること（財務アドバイザーである証券会社を除く）、⑤証券業務、金融、銀行、法律の分野における知識と経験を有する取締役、最高経営責任者、副最高経営責任者を有すること、⑥詐欺、横領、財務上の不正行為などの刑事犯罪で裁判所の判決を受けていない取締役会を構成する取締役、最高経営責任者、副最高経営責任者を有すること、⑦十分な人数の証券業務専門家を確保すること、⑧健全な財務状況を有し、関係当局の認可を受けた監査会社による監査を受け、財務上の不正行為により刑に処せられたことがないこと、⑨関係法令に定めるその他の要件を満たすこと、との要件が存在する（第 55 条。なお、免許申請手続について第 56 条、その申請を却下する場合について第 57 条に規定されている）。証券会社の業務範囲としては、①財務アドバイザー、②証券に関する投資助言、③証券仲介、④証券売買、⑤証券引受、⑥プライベート・ファンドの運営、⑦委員会が定めるその他の事業の全部又は一部の業務を営むものとし、その業務範囲を変更する場合は、委員会の許可を得る必要がある（第 58 条）。さらに、証券会社が、①登録資本の増減、②会社、支店等の名称、所在地の変更、③一時的な営業停止（法令違反を除く）、④5%以上を保有する株主の異動、⑤取締役会の構成、最高・副最高経営責任者、監査委員会の構成の変更、⑥関連法規に定める変更をする場合には、証券取引監視委員会の許可が必要である（第 66 条）。その他、証券会社の権利・義務（第 59 条）、支店、駐在員事務所等の設置（第 60 条、第 61 条）、登録資本金の払込（第 62 条）、組織体制（第 63 条）、定款記載事項（第 64 条）、自己資本比率（第 65 条）、会計制度（第 67 条）、業務停止（第 68 条）、免許取消及びその後の措置（第 69 条及び第 70 条）が定められている。

集団投資ファンドの組成運用に関する業務を行うファンド運営会社（第 2 章）についても、委員会からの免許取得が必要であり（第 71 条）、その要件としては、証券会社とほぼ同様であるが（第 55 条）、登録資本金は 100 億キープが必要とされている（第 72 条）。

証券分野における土地、建物等の資産評価を行う資産評価会社（第3章）は、①外国の資産評価会社で3年以上資産評価事業を営み、納税者番号を有すること、②資産評価に関する知識と経験を有し、資産評価に関する研修修了証又は国内外の資産評価プロフェッショナルの資格を有する資産評価の専門家を十分な人数配置すること、③適用される法令に規定されるその他の要件を満たすことが必要とされている（第78条）。

資産管理銀行（カストディアン・バンク。第4章）は、本法に基づき設立された商業銀行であるか、資産運営サービスを提供し、投資家の管理利益を保護する代理人となることを認可された外国商業銀行をいい、同様にサービスの提供には、証券取引監視委員会の承認が必要である（第85条）。その要件は、①ラオス中央銀行が適宜定める健全性規制（プルデンシャル規制）を遵守すること、②保管、資産管理、投資家の利益保護などのシステムを含む部門又はユニットを持つこと、③資産管理、投資家の利益保護等に関する知識と経験を有するスタッフを有すること、④外国商業銀行においては納税者番号を持つこと、⑤適用される法令に定められたその他の要件を満たすことが必要とされる（第86条）。

財務諸表の監査を行う監査会社（第5章）も、①適用される法令を遵守して事業を運営する、②ラオス職業会計士・監査人会議所の会員である、③監査の経験がある、④適用される法令に定められたその他の要件を満たすこととの要件の下、その運営には証券取引監視委員会の承認が必要である。

信用格付機関（第6章）は、関係法令に基づき設立された法人又は証券分野における企業や証券の品質やリスクに関する信用格付を行う外国の信用格付業者をいうところ、以下の要件を基に証券取引監視委員会の承認が必要となる。具体的には、①信用格付に関する知識と経験を有する信用格付の専門家を適切な人数配置すること、②信用格付における評価と経験を持つこと、③国際的な原則と基準に従って信用格付サービスを提供すること、④信用格付サービスの提供を保証する、安全で健全な運営メカニズムを有すること、⑤外国の格付機関においては納税者番号を有することが必要となる。

社債権者及び国債権者の代表（第7章）とは、目論見書などに定める社債・国債発行者の権利行使や義務履行を監視するため、投資家の代表としてサービスを提供する、関連法令に準拠して設立された商業銀行、証券会社、又は外国商業銀行、外国証券会社をいう（第104条）。代表者となるためには、①コーポレート・ガバナンスを確保し、健全な運営を行っていること、②代表者としての知識と経験を有する取締役及び従業員を擁し、詐欺、横領、財務上の不正行為に関する犯罪で裁判所から判決を受けたことがないこと、③適用される法令に定められたその他の要件を満たすこと、を要件に証券取引監視委員会の承認が必要となる（第105条）。

第5編（証券業専門家と証券協会）は、証券業専門家について、証券取引監視委員会からの資格証明書を取得した、いわゆる証券ブローカーや証券ディーラー、投資アドバイザー、証券アナリストなどをいうことを定めている（第111条、第112条）。また、証券協会につ

いて、経済団体の任意により設立され、営利を目的とせず、相互扶助を図り、協会及び会員の適法な権利利益を保護し、証券活動の発展に寄与することを目的として運営される団体であること（第114条）、その種類として、①証券会社及び証券業協会、②上場会社協会、③証券取引監視委員会が定めるその他の協会が存在し（第115条）、設立には、証券取引監視委員会による意見申請、商工省への設立申請、認可後の内務省への登録が必要となること（第116条）を定めている。

第6編（証券取引所）において、証券取引所は、有価証券の上場、取引、清算に関する業務を行う金融機関であり、株式会社又は公開会社の形態でのみ設立され、証券取引監視委員会の認可が必要であると規定される（第118条）。そのための実体的要件は、①健全な財務状況と証券取引所の運営における豊富な経験を有すること、②少なくとも3,000億キープの登録資本金を有すること、③情報通信技術システム、証券上場、取引、清算、バックアップシステム、保守計画、関連する外部システムとの連携計画を有すること、④内部統制システム、リスク管理システム、利益相反防止に関する計画、その他証券取引所の運営を支援する関連システムを有すること、⑤設立後3年間の事業計画を持つこと、⑥組織的な構造を持つこと、⑦適用される法令に規定されるその他の要件を満たすことである（第119条）。証券取引所は、株主総会、取締役会、取締役の専門委員会、最高及び副最高業務執行取締役等によって構成される（第126条）。株主総会については企業法の規定が多く準用されている一方（第127条）、取締役会は5名以上の取締役で構成され、取締役会総数の3分の1以上を独立の取締役が占めること、任期は2年（再任可）などの等の定めがある（第129条）。取締役会の専門委員会は、監査委員会とリスク管理委員会から構成される（第131条）。監査委員会は、証券取引所を監視、検査するための規則や仕組みを策定するなどの業務を行う（第132条）。リスク管理委員会は、証券取引所のあらゆる側面におけるリスク管理のための仕組みを検討策定する業務を行う（第133条）。最高及び副最高業務執行取締役は、取締役会によって選解任され（第134条）、証券取引所の事業計画、予算計画、財務に関する方針等を取締役に提案し、審議承認を得るなどの業務を行う（第135条）。

第7編（証券保管振替機構）において、証券保管振替機構は、証券登録、証券保管振替、証券決済等の業務を行う金融機関であり、その運営には証券取引監視委員会の認可が必要であり、その形態は株式会社又は公開会社のみとされる（第138条）。その設立要件は、証券取引所とほぼ同様であるが、登録資本金として少なくとも500億キープが必要である（第139条）。その他の機関構成については、証券取引所の規定が準用されている（第145条）。

第8編（証券の不正取引）は、証券の不正取引として、①市場操作、②インサイダー取引、③市場取引に関する勧誘、④証券活動に関する誤解を招く情報の作成、提供、流布、⑤証券活動に関する財務諸表及びその他の文書の偽造が定められており（第146条）、国内外を問わず全ての者は、不正取引を行うことを禁じられている（第171条第1号）。類型ごとに定義規定が置かれている（第147条から第151条）。

第9編(証券活動に関する情報の報告、開示及び維持)は、証券取引所、証券保管機構、株式発行者、社債発行者、上場会社、証券仲介業者その他の関係者が証券取引監視委員会への報告義務を負い、情報の開示義務を負うことなどを規定する(第152条、第153条)。

第10編(証券事件の調査)において、人民検察院等の指示により、刑事訴訟法に基づく証券事件に関する調査が開始され、証券取引監視委員会事務局の職員である証券調査官が調査結果報告書を作成し、検察院に送付するといった、一連の証券事件の調査手続が定められている(第156条以下)。

第11編(証券活動に関する国際協力)は、外国の証券監督当局との間での相互の情報提供、情報の共有利用等について定める(第164条以下)。

第12編(禁止事項)は、無許可で証券業務を営む、証券を発行するといった一般的禁止事項のほか、それぞれの証券仲介業者や証券業務従事者、証券協会、証券取引所、証券保管振替機構などに対する禁止事項についても細かく定めている(第171条以下)。

第13編(証券業務の監督、検査)では、証券取引監視委員会及びその事務局を証券業務監督機関として定めている(第185条)。証券取引監視委員会は、ラオス副首相を委員長とし、ラオス銀行総裁を第一副委員長、財務副大臣を第二副委員長とした上で、関連部門の副大臣を委員とすることを規定している(第187条)。証券取引監視委員会事務局は、人事及び予算面で中央銀行の監督にある証券活動の監督、監視検査を行う実務機関である(第190条、第192条)。

最後に、他の法律と同様に、第14編(違反者に対する方針と違反者に対する制裁)と第15編(最終規定)を置いている。

## 2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

証券取引法の下位法令は多岐にわたり存在する。証券取引監視委員会のホームページに同監視委員会が責任機関である下位法令等の一覧が<sup>72</sup>、証券取引所のホームページに同取引所が責任機関である下位法令等の一覧がそれぞれ掲載されている<sup>73</sup>。掲載されている下位法令には上記の証券取引法(2019年)以前に発効しているものも多く、それらについては効力が依然存続しているか消滅しているか判然としないが、以下では、効力が存続していると思われるものを記載する。

---

<sup>72</sup> 同委員会によれば、同委員会が所管する98個の下位法令が存在するとのことである(面談を実施した2023年7月現在)。

<sup>73</sup> 証券取引所ホームページ<[LSX - Lao Securities eXchange](#)> (最終閲覧2024年2月28日)。

証券取引監視委員会所管の下位法令としては、「情報の報告及び開示に関する規則」（2019年第4号／証券取引監視委員会）<sup>74</sup>、「資産評価会社の承認に関する決定」（2022年第10号／証券取引監視委員会）、「資産管理銀行の承認に関する決定」（2021年第10号／証券取引監視委員会）、「社債権者と国債権者の代表に関する決定」（2021年第14号／証券取引監視委員会）、「関係当事者取引に関する決定」（2016年第23号／証券取引監視委員会）<sup>75</sup>、「証券会社の証券業務執行権限に関する決定」（2021年第22号／証券取引監視委員会）、「上場会社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの承認に関する決定」（2019年第11号／証券取引監視委員会）<sup>76</sup>、「証券取引所の運営に関する決定」（2022年第30号／証券取引監視委員会）、「上場会社における株式分割又は予定株式分割に関する通知」（2021年第10号／証券取引監視委員会事務局）等がある。

「上場会社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」は、証券取引法第36条を受け、G20/OECDやASEANのコーポレート・ガバナンス原則に基づく国際標準を導入するものであるとして、国際金融公社（IFC）の支援で策定されたものである。その構成は、以下のとおり、4つの編及び8つの原則より構成されている。各原則の下に、「推奨」とそのための「要件」が詳細に記載されているが、以下の表では省略する。

**【上場会社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドライン】**

第1編 株主の権利及び株主の平等な取扱い

原則1 株主の権利を効果的に行使するための枠組みを構築する

第2編 ステークホルダーとの関係の管理

原則2 効果的なステークホルダーの関与を構築する

第3編 情報開示と透明性

原則3 企業情報開示と財務報告を強化する

第4編 取締役会の役割と責任

原則4 効果的な取締役会を選任する

原則5 取締役会の役割、責任及び説明責任を定義する

原則6 取締役会委員会を選任する

原則7 取締役会の効率性を強化する

原則8 実効的な内部統制システムとリスク管理体制を構築する

<sup>74</sup> 2019年証券取引法成立前より存在するが、同法第152条から第155条が関連する規則に従った情報の報告・開示を定めており、同規則の効力が存続しているものと思われる。

<sup>75</sup> 2019年証券取引法成立前より存在するが、同法第39条第2項が関係当事者間取引に関する手続等の詳細は別途証券取引監視委員会が決定する旨規定しており、同法成立後に新しい規則が成立されていないことから同規則の効力が存続しているものと思われる。

<sup>76</sup> 同ガイドラインは証券取引監視委員会のホームページ（前掲注73）に掲載されている。

証券取引所所管の下位法令としては、市場運営に関する規則（2018年第10号／証券取引所）、電子証券口座開設に関するガイドライン（2022年第787号／証券取引所）、社債及び国債上場規則（2023年第9号／証券取引所）、共同補償基金に関する規則（改正）（2021年第1号／証券取引所）、コーポレート・ガバナンス評価に関するガイドライン（2023年第463号／証券取引所）、証券登録規則（改正）（2023年第5号／証券取引所）、証券上場規則（改正）（2023年第7号／証券取引所）等がある。

### 3 運用の実態

証券取引法制は、ラオス資本市場の構築のための2010年の証券取引所の開設、2012年の証券取引法（首相令から格上げ）の制定を契機として、詳細にわたる下位法令が整備され、証券取引実務が推進されてきた。2019年改正法の制定以降も、前述のとおり下位法令の整備が進行中である。調査において把握した限り、国内外における証券取引の需要喚起、証券仲介業者の参入促進、新たな金融商品に対する規制強化といった課題はあるものの、現時点では、法令の運用面での目立った課題は存在しないようである。今後、下位法令に基づく運用が進んでいくにつれて課題が出てくる可能性はある。以下において、かかる調査結果を補足して説明する。

まず、2019年証券取引法の改正経緯について、中央銀行の報告書によれば、2012年証券取引法は、全体としてはラオスにおける証券取引の発展に大きな変化をもたらし、長期的な資金調達を可能にしたと評価される一方、他の法令等との整合性に関する問題があったうえ、体系化が不十分であり、経済の変化への対応や国際基準との連動等の点を強化する必要があったと説明されている<sup>77</sup>。具体的には、2012年法には運用にかんがみ以下のような問題があったと同報告書に指摘されている。①株式と社債の区別が不明確である、②証券販売業と登録業の活動を明確化する必要がある、③ファンドについて規定を明確化し、資金調達先を拡大する必要がある、④仲介業者に関する規定がまだ充実していない、⑤証券取引の専門家の役割が不明確である、⑥証券取引所と証券保管機構は分離すべきである、⑦証券取引における不公正行為についての規定を欠く、⑧証券犯罪に関する捜査官の権限と任務についてより明確化する必要がある、⑨証券取引事業に関する国際協力に関する内容の規定を設ける必要がある、⑩証券監督者国際機構（IOSCO）が定める原則に適しない規定を改定する必要がある<sup>78</sup>、⑪証券取引監視委員会の日常的な問題解決の役割を戦略的にシフトする必要がある。以上の経緯を経て制定された2019年改正法について、その多くが法文上反映されており、聴取に

<sup>77</sup> ラオス中央銀行「2012年ラオス証券取引法運用調査報告書」

<sup>78</sup> IOSCOの概要については、日本の金融庁のホームページを参照＜[https://www.fsa.go.jp/inter/IOSCO\\_gaiyou.pdf](https://www.fsa.go.jp/inter/IOSCO_gaiyou.pdf)＞（最終閲覧2024年2月28日）。

よれば（別冊1第6-1）、同法に従った下位法令の整備が進行中であるとのことであり、整備が完了したのものについては法令と運用の整合性が取れているとのことである。

次に、ラオスにおける証券取引の実態について概説する<sup>79</sup>。ラオス証券取引所は、2010年10月10日、ラオス中央銀行が51%、韓国証券取引所が49%の株式を保有する合弁会社として設立され、2011年1月11日以降、営業を開始した。政府、国有企業及び民間企業は、2020年までに、市場メカニズムを通じて国内外から最大230億1,600万キープ（GDPの14.03%をカバー）の資金を調達した。2022年は、急激なキープ安やハイパーインフレなど、内外の不利な要因によりラオスの消費と投資を減少させ、証券取引所では、売買代金が2021年比で48.85%、出来高が53.28%減少した。一方、株価指数の終値は前年比18.84%増の717.28ポイントとなり、時価総額も前年18.67%増の9兆4,750億キープとなった。同時に、取引所の株式口座数は2021年と比較して3.14%増加している。上場株式は11銘柄、社債は国内1銘柄、国外2銘柄、国債は2018年に発行したものがあるのみである（2023年7月時点）。国際財務報告基準（IFRS）の適用、コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン策定など、上場企業の監督が強化されている。法整備に関しては、2011年から（2019年証券取引法が施行された）2020年まで73の法令制定及び改正が行われ、実務への対応が図られてきた。公開会社に関する規定は、企業法（前述第2章第2）において盛り込まれるように見直しが進められた。キャピタルゲインやインカムゲインに関する税金を免除するなど（2013年）、税制面での優遇もまた推進された。しかし、依然として、企業は資本市場を利用したがない、一般大衆は株式購入への関心が低い状況にあり、更なる上場の奨励が必要であり、証券仲介業者の不足などにより十分な需要喚起やサービス提供ができていない。仲介業者は、証券会社が3社、ファンド運営会社は0社、資産評価会社が8社、資産管理銀行が3社、監査会社は3社、信用格付機関は1社のみである（2023年7月時点）。今後は、証券仲介業者の参入を促進し、証券取引を活発化させる必要があるところ、前述のとおり、2019年改正法成立以降、仲介業者に関する下位法令の整備が進められている。

---

<sup>79</sup>「ラオス資本市場発展10か年戦略計画（2021-2030）及び2035年ビジョン（修正版）」（2022年第296号首相令により承認）、証券取引所「証券取引所2022年年次報告」及び2023年7月時点における証券取引監視委員会事務局からの聴取（別冊1第6-1）に基づく。

## 第7 電子商取引法

### 1 法律の概要・所管官庁

電子商取引法（2022年第72号／国民議会）は、全12編、75か条からなり、2022年12月29日に成立、2023年2月10日に公布された。所管官庁は、技術通信省デジタル技術局（Ministry of Technology and Communications, Department of Digital Technology）である<sup>80</sup>。

#### (1) 見出し

第1編 総則（第1条－第7条）

第2編 電子データメッセージ、電子契約及び電子書面

第1章 電子データメッセージ（第8条－第13条）

第2章 電子契約（第14条－第18条）

第3章 電子書面（第19条－第24条）

第3編 電子商取引システム（第25条－第29条）

第4編 デジタル身分証明と認証（第30条－第40条）

第5編 国家機関により利用される電子商取引（第41条－第42条）

第6編 仲介人（第43条－第45条）

第7編 電子商取引に関する事業（第46条－第54条）

第8編 電子商取引事業者及びサービス利用者の権利及び義務  
（第55条－第58条）

第9編 禁止事項（第59条－第63条）

第10編 電子取引業務の管理と監査

第1章 電子取引業務の管理（第64条－第68条）

第2章 電子商取引業務の監査（第69条－第71条）

第11編 功績者への報奨金と違反者への措置（第72条－第73条）

第12編 最終規定（第74条－第75条）

---

<sup>80</sup> 技術通信省ホームページ<<https://mpt.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。なお、同ホームページ内に各局、関連センターについてのページが存在するも、デジタル技術局のサイトは未整備であると記載されており、ページが存在しない。

(2) 概要

第1編（総則）において、他の法律同様、目的（第1条）、定義（第3条）、国家政策（第4条）、基本原則（第5条）、適用範囲（第6条）等の規定を置いている。

第2編（電子データメッセージ、電子契約及び電子書面）において、第1章（電子データメッセージ）は、電子データメッセージの送信元と責任の決定の規定（第11条）や電子データメッセージの送受信日時及び場所（第12条）に関する規定を置いている。第2章（電子契約）は、電子契約の成立（第15条）や電子データ交換及びその他の種類の自動メッセージを生成する電子情報システムの使用（第18条）について規定している。第3章（電子書面）は、電子文書としての承認の要件（第20条）、電子文書の保管（第21条）、証拠としての使用（第22条）などについて規定している。

第3編（電子商取引システム）及び第4編（デジタル身分証明と認証）は、改正法で新設された編として、電子商取引事業の内容としての電子商取引システム事業、デジタル身分証明事業について規定する。第3編は、電子商取引システム事業と事業によるサービス提供について定めるとともに、商取引サービスの提供で必要となる口座（ID）の管理について規定している（第28条及び第29条）。第4編は、デジタル上の身分の定義、身分を特定する情報の内容、身分の設定、身分証明の手順、証明手続、証明の信用度、身分認証、認証手続、認証の方法、身分認証の信用度などについて規定している。なお、改正前2012年法第3編に規定されていた電子署名に関しては電子署名法（2018年第59号/国民議会）として独立している。

第5編（国家機関により利用される電子商取引）は、電子によるライセンスや支払証明等が国家機関に承認されるものとなるための書面や署名等に関するルールなどを定めている（第42条）。第6編（仲介人）では、仲介人をデータの送受信又は保存のために他人にサービスを提供する者と定義し（第43条）、その責任の範囲を規定している（第44条）。

第7編（電子商取引に関する事業）及び第8編（電子商取引事業者及びサービス利用者の権利及び義務）については、改正法より新設された。第7編は、電子商取引事業について、電子商取引事業として、電子商取引システム事業者（第3編参照）、デジタル上身分証明認証事業（第4編参照）及び電子署名認証発行業者（電子署名法）を想定している（第46条）。このような電子商取引事業を行う者は、企業登録の後、事業許可を取得するための申請をする必要がある（第47条）。加えて、その実体的な要件（第48条）、手続としての申請書類（第49条）、許可の検討手続（第50条）などが規定されている。事業許可の取得をした後においては、サービス提供のための場所、十分な人員などを整えることが要件となっている（第51条）。この要件が履行できないと事業許可が停止になるなどのおそれもある（第53条）。第8編においては、電子商取引事業者の権利及び義務（第

55 条）、デジタル身分証明、認証サービス事業者の権利及び義務（第 56 条）、電子署名の認証発行事業者の権利及び義務（第 57 条）、サービス利用者の権利及び義務（第 58 条）が規定されている。

第 9 編（禁止事項）として、全ての者に対し電子文書等の偽造や誤情報の提供、不正アクセスやコピー等を禁止するとともに（第 59 条）、仲介人に対しても承認を得ていない業務の実施や規則違反を個別に禁止している（第 60 条）。

第 10 編（電子取引業務の管理と監査）では、改正前 2012 年法では科学技術省及びその下部組織を管理機関と定めていたものを全て技術通信省とその下部組織に変更している（64 条）。

最後に、他の法律と同様、第 11 編（成果をあげた者への特別褒賞と違反者への措置）と第 12 編（最終規定）を置く。

## 2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取によれば（別冊 1 第 6-8）、電子商取引法は、技術通信省と商工省が協力して起草した法律であり、その下位法令及びガイドラインとしては、商工省所管の「電子商取引に関する政令」（2021 年第 296 号・政府）及び「電子商取引における事業活動許可の通知及び申請手続に関するガイドライン」（2023 年第 479 号・商工省）が存在する。この政令は電子商取引法が施行される前より効力を有しているが、電子商取引法の成立、施行によってもなお効力を有していると整理されているようである。

「電子商取引に関する政令」は、自社プラットフォームや電子市場を通じて取引を行う既存の電子商取引事業者は政令発行日（2021 年 6 月 14 日）から 90 日以内に商工省に届出を行う必要がある、と規定している。新規事業者も同様に届出の必要がある。それにより商工省より 2 年間有効の電子商取引承認証明書の発行を受けることができる。証明書の有効期限が切れる 30 日前までに申請すれば更新可能である。一方、電子市場事業者は、法人である必要がありその事業ライセンスを取得しなければならない。外資規制として、外国持株比率は 90% に制限され、最低登録資本金として 100 億キープが必要となる。この規制は、他のラオスにおける規制と合わせて検討する必要がある。例えば「卸売・小売業に関する決定」（2015 年第 1005 号／商工省）では外国持分比率に応じた登録資本規制が存在する。また、同政令には、電子商取引契約の成立から終了までの要件などの詳細やプラットフォームで取引を行う者の情報提供の義務等が規定されている。

関連法令としては、「情報通信技術（ICT）法」（2016 年第 2 号／国民議会）、改正前電子商取引法（2012 年）から独立して個別の法律となった「電子署名法」及びこの下位法令であ

る「電子署名に関する決定」（2020年第1101号／技術通信省）が存在する。そのほか技術通信省が所管する電子取引に関連し得るものとして、「サイバー犯罪防止法」（2015年第61号／国民議会）及び「電子データ保護法」（2017年第25号／国民議会）が存在する。

なお、2019年1月22日に電子商取引に関するASEAN協定が署名されており、国境を越えた電子商取引を促進するために、①ICTの利用を通じたペーパーレス取引を促進すること、②電子署名及び電子署名の使用を奨励すること、③オンラインでの消費者保護の措置の提供、④各国法規制の範囲内での国境を越えた自由な情報の流通、⑤オンライン個人情報保護措置の提供、⑥事業実施に際してコンピューティングの自国内の設置を要件としないことで合意し（ラオスは、カンボジア及びミャンマーとともに、電子署名の効力の承認及びオンライン消費者保護の提供の義務を協定の発効日から5年間負わないこととされていたが、2024年1月23日以降その義務を負うこととなる）、さらに、各国にてサイバーセキュリティの強化や電子決済の促進に努めるものとしている。

### 3 運用の実態

聴取によれば（別冊1第6-8）、2022年に電子商取引法が改正されたのは、内容的に矛盾があったことと国際基準に合わせる必要があったため、とのことである。同法草案の2022年12月の国民議会審議における「電子商取引法改正案の報告書」によれば、政府は、アプリの利用など近時の電子商取引の拡大により、電子署名法等、電子化に向けた関連法を整備してきたが、電子署名法を1年間実施した時点で、民間セクターが同法を活用できていない実態が明らかになり、政府機関の管理体制がうまく機能していなかったことが改正の契機になったと記されている。また、旧法では「国際契約における電子通信の使用に関する国連条約」（2005 United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts）との整合性に問題があったため、その関係で旧法をより明確化、国際化することを目指して改正された、と指摘されている。

もともと、ある日本企業からの聴取によれば<sup>81</sup>、この分野は（特に）法令が実務を意識して作られておらず不透明であり、技術通信省に照会しても明確な回答が得られないとの声があった。また、技術通信省も、外資による投資を促進するために実務上運用できるかの判断未了のまま法整備を進めていることを認めている（別冊1第6-8）。これは、前述したASEAN協定等を踏まえたラオス政府によるデジタル経済発展戦略に基づき、急ピッチで進められた法整備による結果であると思われる。

<sup>81</sup> 特定されうるので別冊1におけるインタビューには掲載していない。

ラオス政府は、2021年12月、2021年から2030年にわたる10年間の「国家デジタル経済発展戦略」を策定し、発表している。この戦略では、冒頭において、デジタル経済（デジタル・エコノミー）の発展が市民の生活水準の向上や国家の発展にとって極めて重要であり、国際的にもASEAN地域内においても、各国がデジタル競争力の強化を目指していることが指摘され、ラオスでもそれを目指すべきとの「ビジョン」が示され、その戦略の第1として「法整備」を挙げている。

法整備の目標は、平等と公正な競争を促進し、国のデジタル経済の安定を確保することであるとされ、この戦略の主な目的として4つが掲載されている。

- 1) 既存の法律と実施方法を見直す。
- 2) デジタル経済発展のための環境を管理、促進、刺激するために、他の法律を遵守し、促進するための改正や新しい法律の制定を行う。
- 3) デジタルトランスフォーメーションを支援する法律を改正・制定する。
- 4) デジタル技術の導入に関する政策を策定し、デジタル技術の調達・導入への投資能力、高速ブロードバンドインターネットへのアクセス・利用能力を促進する条件を整備する。

そして、かかる「10年戦略」を細分化した国家デジタル経済発展のための「5ヵ年計画」（2021-2025年）も合わせて策定されており、その作業計画1として、政策及び法令を発展し、開発することが定められている。具体的には、以下の表のとおり3つの活動に分類されている。

No	活動	ステークホルダー
1	この国家デジタル経済発展ビジョン、戦略、計画を全国に広める	全セクター
2	情報通信技術（ICT）及びデジタル技術に関連する法改正に重点を置き、電気通信法（Law on Telecommunications）（改正）、サイバー犯罪法（Law on Cyber crime）、情報通信技術法（Law on Information and Communications Technology）、インターネット・コンテンツ管理に関する決定（Decree on Internet Content Management）、電波法（Law on Radio Frequency）、電子商取引法、電子金融に関連する法、電子決済法、物流に関連する法、その他必要な法改正を行う。	技術通信省、商工省、財務省、公共事業運輸省、中央銀行
3	デジタル技術法（Law on Digital Technology）、デジタル変革法（Law on Digital Transformation）、サイバーセキュリティ法（Law on Cyber security）、デジタル政府に関する法令（Decree on Digital Government）、デジタル政府マスタ	技術通信省、公安省

	ープラン (Digital Government Master Plan)、国家標準化ソフトウェアフレームワーク (National Standardization Software Framework)、標準化、情報公開及び政府データ交換に関する法令 (Decree on Standards, Disclosure and Government Data Exchange)、その他必要な法令など、デジタル経済及び現代政府の変革を支援するために必要な法令を制定する。	
--	---	--

以上のとおり、ラオス政府は、デジタル経済推進戦略の第一の活動計画として法令等の整備を挙げており、この責務をその中心において受けた技術通信省は、早急に起草作業を進めているが、実際に機能し得るかどうかの精査、分析が未了のままであり、実務での不具合が明らかになればまた法律を改正し下位法令で補足すればよいと考えているようである。

## 第8 消費者保護法

### 1 法律の概要・所管官庁

消費者保護法（2010年第2号／国民議会）は、全9編、74か条からなり、2010年6月30日に成立、2010年7月20日に公布された<sup>82</sup>。所管官庁は、商工省国内商事局消費者保護及びビジネス競争課（Ministry of Industry and Commerce, Domestic Trade Department, Consumer Protection and Competition Division）である<sup>83</sup>。

#### (1) 見出し

第1編 総則（第1条－第8条）

第2編 消費者保護

第1章 消費者保護の種類（第9条－第11条）

第2章 商品の製造、輸入、販売、卸売とサービス（第12条－第13条）

第3章 宣伝（第14条－第17条）

第4章 ラベルの貼付と契約（第18条－第21条）

第3編 消費者保護業務の執行

第1章 国家の消費者保護業務執行機関（第22条－第29条）

第2章 消費者保護協会（第30条－第31条）

第4編 消費者と供給者の権利と義務

第1章 消費者の権利と義務（第32条－第33条）

第2章 供給者の権利と義務（第34条－第35条）

第5編 消費者と供給者の間の紛争解決

第1章 紛争解決（第36条－第37条）

第2章 和解による解決（第38条－第39条）

第3章 調停による解決（第40条－第47条）

第4章 消費者保護業務執行機関による行政的解決（第48条－第52条）

第5章 経済紛争解決機関又は国民裁判所による解決（第53条－第55条）

第6編 禁止事項（第56条－第59条）

第7編 消費者保護業務の管理と検査

第1章 消費者保護業務の管理（第60条－第61条）

<sup>82</sup> 法文の邦訳について、JICA ラオス六法・前掲注12参照。

<sup>83</sup> 商工省ホームページについて、前掲注25。

第2章 消費者保護業務の検査（第62条―第64条）

第8編 功績者への報奨と違反者への措置（第65条―第72条）

第9編 最終規定（第73条―第74条）

(2) 概要

第1編（総則）において、他の法律同様、目的（第1条）、定義（第3条）、国家政策（第4条）、消費者保護の基本原則（第5条）等の規定を置いている。

第2編（消費者保護）において、消費者保護は商品使用に対する保護（第10条）とサービス利用に対する保護（第11条）の2種類があることを定めている（第1章、第9条）。商品の製造については、関連部局が定めた条件、基準及び規則を遵守し、消費者の安全のほか環境の安全への配慮を保障することを規定する（第12条）。商品の輸入、販売、卸売及びサービスについても、条件、基準の順守のほか、価額が合理的であり消費者を侵害しないことを規定している（第13条）。また、商品やサービスの宣伝方法についても規定があり（第14条以下）、宣伝のためには情報文化関係当局に許可を申請しなければならないと規定されている（第15条）。更に、ラベル貼付の方法についても規定があり、ラオスにおいて企業登録をしている企業の商品についてはラオス語で正確にラベルを貼付する必要があるとされている（第18条以下）。

第3編（消費者保護業務の執行）において、国家における消費者保護業務執行機関は（第1章）、商業工業分野、保健分野、農林森林分野及び科学技術分野の4つからなり（第22条、各分野について第23条から第26条に記載）、各執行機関が基準を整え、商品、サービス、宣伝、ラベルその他関連する書類を検査することとなる（第27条）。消費者保護協会（第2章）は非営利の社会組織として消費者の権利及び利益の保護を使命とし（第30条）、消費者を代表して紛争解決を図ったり、消費者保護業務執行を支援したりする役割を負う（第31条）。後述のとおり、下位法令により具体化されているが、協会の設立は進んでいないようである。

第4編（消費者と供給者の権利と義務）において、消費者は、その権利として商品とサービスの利用の際に、生命、健康及び財産への安全を保障され、質を伴わない、又は基準を満たさない商品とサービスの利用による生命、健康又は財産への影響による損害に対して補償を受ける等の権利を有する。他方、関係担当官に対し、質の伴わない、基準を満たさない商品とサービスについて情報を提供する等の義務を負う。供給者は、商品に関して価格を決めて売買を行い、サービスを提供し、その宣伝を行う等の権利を有する。他方、自身が提供した、質を伴わない、基準を満たさない製造物、商品、サービスによって生じた損害に対して責任を負う等の義務を有する。

第5編（消費者と供給者間の紛争解決）において、和解、調停、消費者保護業務執行機関、経済紛争解決センター、裁判所による解決があるものと規定し、それぞれについての解決手続について規定している。

第6編（禁止事項）として、消費者及び供給者は、それぞれ質の低い商品やサービスを推奨又は提供したり、不当又は誇大な宣伝をしたり、不公正な契約を締結したり、偽造された書類を使用したり、といったことが禁止される。

第7編（消費者保護業務の管理と検査）において、管理及び検査機関は、商工省を中心機関として、保健省、農林省、国家科学技術機関その他の部局が連携して構成されると規定される（第60条、第62条）。また、検査の方法として、年2度の定期検査のほか、事前通告検査又は抜打ち検査を実施して消費者保護に関連する書類と現場の検査を行うとされる（第64条）。

最後に、他の法律と同様、第8編（功績者への報奨と違反者への措置）と第9編（最終規定）を置く。

## 2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取（別冊1第6-3）及びインターネット上での調査によれば、消費者保護法の下位法令及びガイドラインには、消費者保護業務機関に関するものとして、「消費者保護業務機関の設立に関する商工大臣決定」（2012年第1746号/商工省）、消費者保護協会に関するものとして、「消費者保護協会に関する首相令」（2017年第238号/首相）及び、これを具体化した「消費者保護協会の設立・活動に関するガイドライン」（2020年第707号/商工省）が存在する。かかる「消費者保護協会に関する首相令」とその「ガイドライン」では、消費者保護協会は、消費者保護に関する市民関与を促進するものであり、商品及びサービスに関する問題について消費者への助言、支援、紛争における消費者の代理等の権限を有することが規定されている。また、協会の要件に関して、その活動範囲として3つの領域があり、それに対応する会員要件があり、全国規模の協会は、会員数が25名以上、県レベルでは最低15名、地区レベルでは最低10名と規定している。ラオス国民のみが国内の消費者保護協会を管理できる。また、消費者保護協会は、金融機関等からの借入や融資を受けることはできない一方、個人、法人、国内外の機関からの資金の拠出を受けることを認めたとはいえ、協会の目的に沿った使用が要求されている。また、協会は、6か月ごとに、協会の状況、運営、収支について報告書を商工当局に提出しなければならないとされている。

また、商品ラベルに関連するものとして、「商品ラベルに関する大臣命令」（2015年第2501号/商工省）及び「同命令の実施に関する通達」（2016年第281号/商工省）がある。

かかる「商品ラベルに関する大臣命令」及び「通達」では、商品の流通前にラオス語表示のラベル貼付を徹底しその運用を浸透、普及させるための措置が講じられている。各県レベルの商工当局が生産者、輸入業者、卸売業者、小売業者に対し、ラオス語ラベルの貼付を指導し、業者らはこれに従い、製品を検査、記録し、商品の流通まで定期的に監視することが求められている。ラベルの内容は、商品の種類、登録商標、業者の所在地、生産国、価格、量、品質、容量、成分、含有比率、使用上の注意、製造年月日、使用期限と規定されている。例外となる商品は、再輸入用の輸入品、お土産、生鮮食品、包装無しの調理済み食品、直販品、包装のない原材料などである。違反の場合は、最初は警告と違反記録のみで、その後は行政罰が課されることとなる。

更に、商品やサービスの価格に関して、「商品及びサービス価格の管理に関する首相令」（2010年第474号／首相）が存在する。この首相令は、価格の安定を維持し、事業者及び消費者の権利と利益、並びに国家の利益を保護することを目的として、商工当局より構成される価格管理機構が商品価格とサービス料を管理することを定めている。事業者は、管理価格リストにある商品・サービスを除き、市場メカニズムに基づいて価格を決定する等の権利を有する。他方、リストに関する各期、6か月、年次の財務報告書を関連する価格管理機関に送付する義務、価格管理機関による価格管理基準に従う義務、商品価格とサービス料に関する価格表を店舗、商品取引所又はサービスを提供する場所に固定して表示し、価格を明確にし、利用者に妨害を与えてはならない義務を負う。

なお、消費者保護に関連する法令として、中央銀行が所管する「金融サービスにおける消費者保護政令」（2020年第225号／政府）、「電気通信及びインターネットサービスにおける消費者保護決定」（2020年第1061号／郵便電気通信省）が存在する。

### 3 運用の実態

聴取（別冊1第6-3）によれば、運用上の問題として、商品ラベルに関してラオス全国で浸透してきたものの、いまだ順守されない例があること、消費者保護協会の設立が依然進んでいないことが指摘された。消費者保護法の内容に関する問題点の指摘はなかったが、他の機関による業務との整合性、統一性を取りながら2026年から2030年に向けて改正していくことである。

2017年当時ではあるが、商工省国内商事局は、消費者保護に関する国民の認識を向上させることを課題として認識していたようである<sup>84</sup>。そのため、商工省が政府職員やビジネスセク

---

<sup>84</sup> ASEAN Committee on Consumer Protection (ACCP), *National Awareness Campaigns Lao PDR* (October 3, 2017) <[Information on National Information Campaigns in Lao PDR \(aseanconsumer.org\)](https://aseanconsumer.org)>, accessed on February 28, 2024.

ターに対しワークショップやメディア等を通じて消費者保護の重要性を広報し、商品ラベルの貼付の必要性などについて普及させることに注力する計画を立案していた。その結果として、上記のとおりラオス市場におけるラベル貼付の浸透につながってきたものと思われる。

また、2023年9月におけるASEAN事務局の消費者紛争解決に関するレポートは<sup>85</sup>、他のASEAN各国及び国際的なスタンダードとの比較において、ラオスにおける紛争解決及び消費者救済メカニズムの有無、ニーズ、運用の実態等について分析し、運用上の課題を明確にしている。以下の表1及び表2は、かかるレポートのラオス記載部分のみを抽出し、調査実施者が翻訳の上要約したものである。

---

<sup>85</sup> The ASEAN Secretariat, *The Regional Report on Needs and Gaps of Consumer Dispute Resolution in ASEAN* (September 30, 2023) <[Read Publication The Regional Report on Needs and Gaps of Consumer Dispute Resolution in ASEANASEAN Consumer](#)>, accessed on February 28, 2024.

（表1）ラオスにおける消費者救済システムの有無

	消費者救済システムの構成要素	ラオスに存在するものは✓
1	消費者保護に関する一般法の存在	✓
2	国の消費者保護機関の存在	✓
3	非政府消費者団体の存在	
4	法律で消費者の権利として明確に認められた救済措置	✓
5	事業者による内部苦情処理に関する規制要件	✓
6	事業者及び消費者間の紛争に対する裁判手続の利用可能性	✓
6.1	少額訴訟裁判所の存在	
6.2	消費者事件専門の裁判所の存在	
6.3	消費者事件又は少額訴訟に関する特別な/別個の迅速な/簡易な手続の利用可能性	
7	事業者及び消費者間の紛争に対する裁判外手続の利用可能性	✓
7.1	調停	✓
7.2	仲裁	✓
8	事業者及び消費者間の紛争に対するその他の裁判外手続メカニズム	✓
8.1	オンブズマン	
8.2	セクター規制／紛争解決機関	✓
8.3	電子商取引のための特別／別個のメカニズム	✓
8.4	その他	✓
9	事業者及び消費者間の紛争のためのオンライン紛争解決の要素	
10	消費者虐待に対処するための政府の措置	✓
11	集団訴訟（コレクティブアクション）の可能性	
12	国境を越えた紛争に対処するための特別メカニズム・手続	
13	補償と救済	✓
14	懲罰的損害賠償	
<p>注記</p> <p>（7. 事業者及び消費者間の紛争に対する裁判外手続について）</p> <p>調停について、商工省国内商事局、村落機関紛争解決委員会、司法省下の経済紛争解決機関のほか、登録された消費者保護協会が調停人となるが、報告時点（2023年9月時点）で</p>		

登録された消費者保護協会は存在しない。また、県又は地区レベルの消費者保護業務機関に対し紛争解決の申立てをすることができる。

（11. 集団訴訟の可能性について）

消費者保護法は、消費者保護協会が消費者の代表として集団訴訟の代理人となる可能性を規定するが、上記のとおり報告時点（2023年9月時点）で登録された消費者保護協会は存在しない。

（13. 補償と救済について）

裁判所の決定又は判決に基づく補償のほか、行政措置として再教育、指導、行政罰等がある。

（表2）ラオスにおける消費者紛争解決システムにおけるニーズとのギャップ及びASEAN事務局による提言

ニーズとのギャップ
<ul style="list-style-type: none"><li>・救済メカニズム：多くの事業者が内部苦情処理窓口を備えていない。</li><li>・リソースと能力：消費者保護業務機関は紛争解決のため人材と能力を欠く。</li><li>・組織環境：組織間又は部門間での調整機能が弱い。関連機関における紛争解決におけるメカニズムは効果的ではない。</li></ul>
提言
<ul style="list-style-type: none"><li>・責任機関間の調整を合理化し、各機関の救済メカニズムの存在と実施を確保するとともに能力を構築する。</li><li>・事業者の内部紛争解決メカニズムの確立を促進する。</li><li>・少額訴訟裁判所と裁判外紛争解決メカニズムを構築する。</li><li>・消費者保護協会を設立する。</li><li>・消費者の権利とその行使方法について消費者を教育するための公共キャンペーンを実施する。</li></ul>

### 第3章 ラオスにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

本調査においては、別冊1のとおり、ラオスにおける日本企業、在留邦人及びその他在ラオス日本国大使館、JICA、JETRO、ラオス日本人商工会議所、ラオス日本人会などの関連機関に対し、アンケート及びインタビューを実施している。また、別冊2のとおり、日本企業及び在留邦人のアンケートに対する回答結果を分析している。そこで、本章では、ラオスにおける日本企業及び在留邦人の実態について明らかにしたのち、別冊1及び別冊2に基づき、日本企業及び在留邦人が直面する法的問題について分析するとともに、これに対する対応の在り方を検討する。

#### 第1 ラオス日本企業が直面する法的問題の実態

##### 1 ラオスにおける日本企業の概要

ラオスにおける日本企業の拠点数は、外務省による海外進出日系企業拠点数調査によれば、2022年10月1日現在で176である<sup>86</sup>。そのうち、ラオス日本人商工会議所に加盟しているのは2023年5月現在で110社であり、ラオスに拠点を持つ正会員企業が82社、拠点を持たない準会員企業が28社である<sup>87</sup>。

以下の表1は、同じく外務省の2021年調査（2021年10月1日現在）に基づくものであり、拠点総数が上記と若干異なっているが、企業形態の分布を示している。171のうち3分の1を上回る64が日本企業単独の投資によるもの（日本企業の支店か日本企業100%出資の現地法人）である。日本人がラオスで起こした企業は12と全体の1割にも満たない。

また、表2は、同様の2021年調査において、その業種の分布を表している。製造業が企業拠点総数の約3分の1に当たる52を占める。日本人商工会議所の業種別分布としても、製造業が36%、その他サービス業が18%、金融・保険業が11%と続く（それ以降は、運輸業8%、卸売業7%、建設業6%、小売業5%、情報通信業4%、不動産業2%、その他3%）<sup>88</sup>。

<sup>86</sup> 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22\\_003410.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html)>（最終閲覧2024年2月28日）。

<sup>87</sup> ラオス日本人商工会議所ホームページ・前掲注27参照。

<sup>88</sup> JETRO ビエンチャン事務所「ラオス概況」（2023年11月8日）。

（表1）ラオス進出日本企業の形態

企業拠点総数	企業形態						区分不明
	本邦企業の海外支店等	本邦企業が100%出資した現地法人		合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が10%以上の現地法人）		日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率10%以上）	
		法人	支店等	法人	支店等		
171	16	39	9	43	13	12	39

（表2）ラオス進出企業の業種別分布

業種									
農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採集業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業
20	0	2	10	52	2	6	14	23	17

不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）	分類不能の産業	区分不明
1	13	2	4	1	0	4	0	0

## 2 アンケート及びインタビューの実施

別冊2のとおり、日本企業を対象にアンケートを実施し、回答（有効回答数23件）を分析するとともに、別冊1第3のとおり、そのうち数社の日本企業からはインタビューにご協力

を頂いた。その方法は、ラオス日本人商工会議所のご協力を得て、後述する試行方策①の実施前後において2度にわたり、Microsoft Forms で作成したアンケートを同会議所のメーリングリストへ送付するとともに、インタビューへご協力頂ける会員企業を募ることにより実施した。前述のとおり、ラオスにおいては日本企業の数が少ないため、インタビューに詳細に回答することでインタビュー対象企業が特定されてしまうリスクがあることから、対象企業の業種などの情報は限定して記載している。

そのほか、日系法律事務所へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-2）、日本人商工会議所へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-3（2））、在ラオス日本国大使館へのインタビュー（別冊1第5-1）、JICA ラオス事務所へのインタビュー（別冊1第5-2）、JETRO ビエンチャン事務所へのインタビュー（別冊1第5-3）、試行方策実施後の法律セミナー参加企業に対するアンケートの実施（後述第4章第6）などを通じて、日本企業が直面する法的問題の実態についての示唆を得た。

### 3 ラオス日本企業が直面する法的問題の実態及び対応の在り方

以上の調査を通じて、日本企業が直面する法的問題の実態は以下のとおりと分析でき、それぞれに対する対応の在り方は以下のとおりである。

#### (1) 直面する法的問題の種類及びこれに対処するための法令へのアクセス（別冊2第1の5から9）

ラオスで事業を行う日本企業が直面する問題は多岐にわたるが、最も多いのが労務に関するもの（20%）、次いで、投資、取引及び債権回収に関するもの（各13%）、貿易（9%）、起業（7%）に関するものであった。他方で、知的財産法、競争法、刑事法、証券取引法等に関する問題は生じていない。

以上の問題に対応するための法令へのアクセスとして、ラオス法弁護士への問い合わせが最も多いが（31%）、これとほぼ同様の割合において日本大使館やJETROにも照会していることが注目に値する（26%）。ラオス法弁護士の絶対数や信頼性の乏しさなどに関連して、日本企業がラオス法弁護士とのネットワークを持っていないこと、日本法弁護士が現地に存在しないことから、在外公館へ照会することが通常となっているようである。また、企業においてラオス政府のホームページで調査するという回答は全くなかった。これは政府の電子官報等が即時性、網羅性に乏しく、かつ英訳がアップロードされていないことによるものであると思われる（第4章第2参照）。

以上の実態に照らした対応の在り方としては、ラオス法弁護士とのネットワークを有する日本法弁護士が在外公館と連携して行うリーガルサービスの提供や、法令翻訳サービス（英訳や日本語訳）の提供などを通じて対応を模索すべきである。

(2) 法令の法的安定性（別冊 2 第 1 の 10）

過半数の日本企業は、法令の制定改廃の事実やその趣旨は明確であるものの実務にとって最も重要なガイドラインや通達などが明らかでなく、支障が生ずることがあると回答している（52%）。法律レベルでは電子官報等でその内容が公開されており、首相令や大臣決定レベルでも公開されるようになってきてはいるものの（ただし、効力発生後直ちに公開されない場合もある）、各省の実務担当者の対応については統一性が取れていない、法令と運用が矛盾しているという状況である（別冊 1 第 2-3 (2) 参照）。日本企業のみならず、ラオス政府関係者もこれらの実務運用上の問題を認識している<sup>89</sup>。

以上の問題は、社会の実状よりもあるべき状態を法文に反映させるラオス法の特徴に関連するものであり（第 1 章第 1 参照）、また、ラオス政府の（量的質的）人材不足にも関連するもので、直ちに解消できるものではないと思われる。多くの日本企業は、本社の意向などによりコンプライアンス体制を重視するところ、実務におけるガイドライン等が不明確であることはラオス事業における予測可能性を欠き、大きな障害となっているが（第 4 章第 2

(1) 参照）、ラオス法弁護士やラオス政府関係者への照会などを通じて、当面の間、個別に対応を検討するほかないと考える。

(3) 裁判制度（別冊 2 第 1 の 11、34 から 36）

日本企業のうち約 3 分の 2 は、裁判制度に対する知見がないと回答しており（61%）、約 3 分の 1 は、費用、時間がかかるうえ、判断を信頼していないと回答している（39%）。裁判に関与した経験のある日本企業は 2 割に満たない（13%）。関与した企業は、裁判手続の透明性に欠く、時間がかかるなどの問題点を指摘している。現在、ラオス最高人民裁判所において裁判例の公開はないため、裁判所における紛争解決に対する予測可能性を欠いている

（第 1 章第 2 参照）。同裁判所に対しては、国際協力機構（JICA）の法整備支援プロジェクトを通じて、20 余年にわたり、民法等の実体法、民事訴訟法等の手続法の研究や判決書の改善のための検討を通じて、裁判官の育成を支援しているが、各裁判官が法令に基づく合理的な判断を示すことができるようになるまでまだ時間がかかるように思われる。この点も日本

---

<sup>89</sup> 在ラオス日本大使館等の日本関係者とラオス計画投資省等のラオス政府の対話枠組みである官民合同対話でも、ラオス法令へのアクセスの悪さが議題として取り上げられているようである（2023 年 11 月開催第 17 回官民合同対話など）。

企業のラオスでのビジネスにとって大きな障害となっていることは間違いがないが、裁判制度による紛争解決に対する期待が乏しいことを踏まえた対応を取らざるをえない。司法省傘下の経済紛争解決センターによる紛争解決制度（第1章第2参照）も選択肢の一つになり得る。

(4) 法的問題に直面した場合の相談先（別冊2第1の12、13）

日本企業においてラオス法弁護士への相談が22%と最も多いが、それ以外のラオス政府機関、コンサルタント、日本大使館等の日本の公的機関への相談を合わせると、弁護士への相談以上に多い。これは、前述のとおり、ラオス法弁護士の絶対数や信頼性の乏しさ、日本企業がラオス法弁護士とのネットワークを持っていないこと、日本法弁護士が現地に存在しないことなどとも関連するものと思われる。

(5) 日系法律事務所への相談（別冊2第1の14から19）

日本企業において、その約3分の1が日系法律事務所を活用したことがあると回答し（35%）、活用した最も多い理由が「専門家に相談するのが一番だから」（38%）というものである。日系法律事務所の数が少ないことにも関係するが、日本企業が必ずしも日本の法律事務所か否かに拘ることなく、専門性のある解決を求めていることがうかがえる。相談してみたの満足感や日本法弁護士に相談するか否かを決めるにあたっては、ラオス法に関する知見を有しているか否かというよりも、知見を有していることを前提に、ラオスにおける不透明な法実務に対する有効な解決策を提示できたか否かに左右されているようである。

(6) ラオス法弁護士の活用（別冊2第1の20から24）

日本企業において、その約3分の2がラオス法弁護士を活用したことがあると回答し（61%）、日系法律事務所経由の場合も含むとはいえ、ラオス法弁護士へのアクセスが比較的確保されている印象である。ラオス法弁護士に相談したことがあるとの回答のうち、その約3分の2が「ラオス法の問題はラオス法の弁護士に相談すべきである」と回答しており（64%）、前述（5）のとおり専門性を求めて弁護士を活用している。もっとも、ラオス法弁護士に対しては、満足しているとの回答以外の回答（78%）のうち、ラオス法弁護士のクオリティに問題があったとの回答が最も多い（39%）。この点に関する対応の在り方として、日本法弁護士がラオス法弁護士との間に入り、法的問題点を特定し、実務的解決の筋道をつけ、期限にまで然るべき対応をするといったコントロールを図ることで、ラオス法弁護士の知見を活かしながら、より良いサービスを提供できる可能性があると思われる。

(7) 公的機関による支援（別冊2第1の25から28）

約4分の3の日本企業が、日本大使館又はJETROに法的問題を相談したことがあると回答しており（74%）、前述のとおり公的機関がよく活用されている。その理由として、JETROについてはラオスに精通した専門職員への相談のため、日本大使館についてはラオス政府が関わる問題の相談のため、という理由が多い。日系法律事務所の選択肢が乏しく、ラオス法弁護士の適切な解決が得られるか不透明な状況のため、ラオス実務の情報が集約する日本の公的機関から信頼できる情報をもらう需要が高くなっているものと思われる。対応の在り方の一つとして、それら公的機関と日本法弁護士が連携して、ラオス法弁護士を活用しながら解決の方策を提供するといったことはあり得ると思われる。

(8) 日本法弁護士の利用窓口への要望（別冊2第1の29から33）

9割近い日本企業が、日本法弁護士の窓口があるのであれば利用したいと回答している（87%）。無料相談を求める声もあるが（25%）、相談する内容によっては支払うこともかまわないとの回答が多い（65%）。窓口は日本人商工会議所にあると良いとの声が多数である（39%）。以上の分析では、必ずしも日本法弁護士でなくても専門性のある実務に応じた回答が欲しいという声が多数ではあったが、日本法弁護士の窓口があれば、日々生ずる多様な法的な困りごとに対して気軽に相談できて便利であると考えているようである。対応の在り方として、前述のとおり公的機関と日本法弁護士との連携があり得るところである。

(9) 賄賂（別冊2第1の39から41）

ラオスの政府職員や取引先企業から利益供与を求められた日本企業は過半数に及ぶ（57%）。お茶代、昼食代、日当など様々な名目で少額（日本円で数千円程度）の金銭を要求されることは日常茶飯事であり、支払わないと事態が進展しない場合があるとのことである。日本円で10万円を超えるような金額の支払いを要求される場合もあるようである。多くの場合ラオスキープでの支払い、時折ドルでの支払いの要求があるとのことである。対応の在り方として、試行方策（第4章第6）を実施したとおり、贈賄事例は日本法を含めて域外適用もあり得る問題であり、日本法弁護士による情報提供は有用であると思われる。

## 第2 ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態

### 1 ラオス在留邦人の概要

ラオスにおける在留邦人数は、外務省による海外在留邦人数調査統計によれば、2022年10月1日現在で755人であり、そのうち長期滞在者は702人、永住者は53人である<sup>90</sup>。以下の表1は、かかる調査統計より抜粋したものである。

(表1) ラオスにおける在留邦人数

全体集計		長期滞在者			永住者			成人 人数
合計	前年 比 (増 減 率)	合計	全体 比	前年 比 (増 減 率)	合計	全体 比	前年比 (増減 率)	
755	-4.3%	702	93.0%	-6.0%	53	7.0%	+26.2%	638

ラオスの在留邦人が所属する組織として、ラオス日本人会がある<sup>91</sup>。そのホームページ上、会員数は定かではないが、コロナ前は240名ほど在籍していたが、コロナにより多くの日本人が帰国してしまい、2022年には87名まで落ち込み、2023年7月現在まで少しずつ増えていた状況のようである（別冊1第2-3(1)）。なお、ラオス日本人会は、2023年10月にその会則を改め、ラオスに在住していなくても在住経験があれば入会できる組織に変更になった<sup>92</sup>。

<sup>90</sup> 外務省「海外在留邦人数調査統計」

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>>（最終閲覧2024年2月28日）。長期滞在者とは、3か月以上海外に在留している邦人のうち、いずれ日本に戻る予定の者をいう。

<sup>91</sup> ラオス日本人会<<https://ajrl.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

<sup>92</sup> 調査実施者においてラオス日本人会からメールを受信した（2023年10月29日付）。

## 2 アンケート及びインタビューの実施

別冊2のとおり、在留邦人を対象にアンケートを実施し、回答（有効回答数22件）を分析するとともに、別冊1第4のとおり、そのうち数名の日本人からはインタビューにご協力を頂いた。その方法は、ラオス日本人会のご協力を得て、Microsoft Forms で作成したアンケートを同会のメーリングリストへ送付するとともに、特に協力を申し出て頂いた在留邦人に対しインタビューを実施した。

そのほか、日系法律事務所へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-2）、日本人会へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-3（1））、在ラオス日本国大使館へのインタビュー（別冊1第5-1）、JICA ラオス事務所へのインタビュー（別冊1第5-2）、JETRO ビエンチャン事務所へのインタビュー（別冊1第5-3）などを通じて、在留邦人が直面する法的問題の実態についての示唆を得た。

## 3 ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態及び対応の在り方

以上の調査を通じて、ラオスの在留邦人が直面する法的問題は以下のとおりと分析でき、それぞれに対する対応の在り方は以下のとおりである。

(1) 直面する法的問題の種類及びこれに対処するための法令へのアクセス（別冊2第2の2から6）

ラオスの在留邦人が直面する問題として最も多いのが在留資格に関するものである（17%）。ビザやステイパーミットの発行に時間がかかり、手続的にも不透明、担当官に照会しても情報が出てこないという状況のようである。次いで、交通事故に関するものが多い（10%）。相手方に過失があっても、相手方に資力がない、保険にも入っていないなどの理由で十分な損害賠償を受けられないこと、警察が事故処理について頼りにならず保険会社によって金銭的な処理がされるのみであること、などが指摘されている。

以上の問題に対応するための法令へのアクセスとして、政府のホームページも含めてラオス政府に直接照会するという回答が最も多く（23%）、日系法律事務所に照会するという回答が次に多かった（14%）。日本企業とは異なり、日本大使館やJETROなどの公的機関に照会すると回答した者はいなかった。在留邦人は、日系企業や公的機関の駐在員であれば組織的な対応が可能であり、駐在員でなければ、ラオス語に精通していたり、ラオス人の身内、同僚、知り合いがいたりすることが多いため、自力で対応して解決することが多いように思

われる。以上の実態に照らした対応の在り方としては、組織に属しておらず、かつラオス人の知り合いがいないような者、例えば、交通事故のケースでは一時的な滞在者などに対しても何らかサポートができる体制があれば需要があるであろうと思われる（別冊1第5-1参照）。

(2) 法令の法的安定性（別冊2第2の7）

在留邦人においても、日本企業と同様に、法令全般に対するアクセスが困難であるか、又は少なくとも通達やガイドラインにはアクセスが困難であると回答している（54.5%）。前述の日本企業の箇所で述べたとおり、直ちに改善が図られる見込みの乏しい現状の下では、引き続き弁護士やラオス政府関係者への照会など個別に対応を検討するほかないと思われる。

(3) 裁判制度（別冊2第2の8、27、28）

在留邦人のうち半分は、裁判制度について無知である、把握していない、考えたことがないなどと回答しており（50%）、約4分の1は、費用、時間がかかるうえ、判断を信頼していないと回答している（23%）。裁判に関与した経験があるという回答者はいなかった。第1章（第2）や前述の日本企業の箇所（第3章第1）で述べたとおり、裁判制度における課題のため紛争解決に対する期待が乏しく、これを踏まえた対応、例えば、村落調停制度、行政機関による紛争解決、弁護士による仲介、交渉などの対応を取らざるをえない。

(4) 法的問題に直面した場合の相談先（別冊2第2の9、10）

法的問題に直面した場合に相談したことがないという在留邦人が過半数である（59%）。相談したことがあるとする回答のうち、勤務先への相談が最も多く、日系法律事務所がそれに続く。前述のような在留資格や交通事故に関する問題を勤務先などに相談するケースが多いと思われる。

(5) 日系法律事務所への相談（別冊2第2の11から16）

在留邦人において日系法律事務所を活用したことがあると回答したのは僅かであり（18%）、勤務先が契約しているなどの理由によるものである。在留邦人がその固有の問題の解決に際して日系法律事務所、日本法弁護士に相談することは、現状その選択肢が限られていることもあり、ほとんどないと思われる。

(6) ラオス法弁護士の活用（別冊 2 第 2 の 17 から 21）

在留邦人において、ラオス法弁護士を活用したことがあると回答したのは 1 割に満たず（9%）、前述同様に、勤務先の顧問法律事務所を通じて活用したというものも含んでおり、在留邦人がその固有の法的問題に対して積極的にラオス法弁護士を活用するような状況ではない。

(7) 日本法弁護士の利用窓口への要望（別冊 2 第 2 の 22 から 26）

8 割近い在留邦人が、日本法弁護士の窓口があるのであれば利用したいと回答している（77%）。無料相談を求める声（41%）、相談する内容によっては支払うこともかまわないとの回答が多い（47%）。窓口は、どこでも良いとの声に次いで、日本大使館にあると良いとの声が多数である（31%）。日本人の弁護士がいれば相談しやすいといった声が多く、日本企業の場合と同様に、日々生ずる多様な法的な困りごとに対して気軽に相談できて便利である、実際これまで弁護士を使ってきたことがないが、そのような機会が提供されるのであれば使いたい、と考えているようである。

(8) 賄賂（別冊 2 第 2 の 31 から 34）

ラオスの政府職員や取引先企業から利益供与を求められた在留邦人は 3 割超である（36%）。行政手続における便宜供与として少額（日本円で数百円から数千円程度）の金銭をラオスキープで要求されることが多いようである。少額ゆえ支払ってしまった方が早いという判断から多くの場合支払いが行われているが、刑法典（贈賄）や汚職防止法の構成要件に該当することなどの注意喚起は必要であろうと思われる。

#### 第4章 日本の法曹有資格者がラオスで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム

第4章は、第3章にて検討した法的問題及び対応の在り方を前提に、日本の法曹有資格者がラオスで提供しうる法的支援を検討し、かかる検討に基づき試行方策を実施する。

法的支援の提供にあたっては、まずその障害を検討すべきであることから、第1に、ラオスにおける外国弁護士規制について調査、検討する。具体的には、ラオス弁護士法及びその運用調査に基づき、非弁行為の規制や外国法弁護士に対する取扱いを調査し、日本法弁護士の活動可能性を検討する。第2に、外国弁護士規制以外の障害として、ラオス法令の特質に基づく障害、ラオス法令へのアクセス障害及び日本からラオスへの物理的なアクセス障害について述べ、第3に、日本法弁護士の活動環境としての現況を述べる。

以上を踏まえて、第4において、日本法弁護士がラオスにおいて提供し得る法的支援について、ニーズのボリュームを踏まえつつ、その実施可能性を検討する。本調査報告では、①ラオス法令の翻訳の提供、②ビジネス法令を対象とする法整備支援、③ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供、④現地に滞在する日本法弁護士のリーガルサービス提供の4つに分けて検討することとした。

最後に、これらの検討を踏まえて、第5において、2つの試行方策の実施を企画した意図及びその内容を説明する。本調査報告では、①日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー、②大使館協力による在留邦人向け意見聴取・法律相談を企画している。第6及び第7において、それぞれの試行方策を実施した際の実際の状況、結果、これを踏まえての提言を述べる。

## 第1章 ラオスにおける外国弁護士規制

### 1 非弁行為に関する規制

日本の弁護士法においては、弁護士資格を有していない者が報酬を得る目的で法律事務を行うこと（いわゆる非弁行為）は原則として禁止されている（第72条）が、ラオス弁護士法（2022年22号／国民議会）においては、非弁行為を直接的に禁止する規定が存在しない。その結果、弁護士以外のラオス人が、コンサルタントと称して、契約書や行政文書の作成を代行したり、行政手続を仲介したり、法律相談に応じたり、といった業務を行っている実態がある（弁護士資格を有しない外国人も可能であり、かつてはラオス語と言語的に近いタイ人がコンサルタントを行っている実態もあったようである）（別冊1第7-1、別冊1第4-2参照）。また、司法省による弁護士業務に関する監督は機能しておらず、法律事務所との名称があっても、弁護士はすでに退職するなどしており、非弁護士が法律事務所を営んでいるようなケースもあるようである（別冊1第7-1）。

もっとも、ラオス弁護士会からの聴取によれば、ラオス法弁護士の中には上記非弁活動の実態を問題視している者もいるようである（別冊1第7-1）。これらの者は、日本の弁護士法のような直接的な規定はないものの、ラオス法に関する法的助言はラオス法弁護士のみ可能であるという認識を持っている。この点、ラオス弁護士法の解釈として確立したものがあるわけではないようであるが（別冊1第7-1参照）、例えば、以下に記載する弁護士法第2条や第20条、後述する外国法弁護士に関する第18条から、ラオス法の法的サービスの提供は、ラオス法弁護士以外が行うことは禁止されているという解釈も可能であると思われる。

#### 第2条 弁護士

弁護士とは、法務省の許可を受け、個人や法人に法的サービスを提供する弁護士の専門的活動を行う個人を指す。依頼者の権利と正当な利益を保護する一方、法律で定められた当事者の正義を確保する観点から、組織や社会に法的サービスを提供する。

#### 第20条（新設） 法的サービス

法的サービスとは、法的助言を提供し、裁判手続における法的代理人となる弁護士の活動をいう。

#### 第22条 法的助言

法的助言とは、口頭又は書面で依頼者に法的見解、助言、説明を行うこと、又は契約書、遺言書、その他の文書の作成に際して提供される支援をいう。

## 2 外国人がラオス法弁護士になるための要件

弁護士法は、外国人がラオス法弁護士（以下、本項目の記載において、条文に合わせて、単に「弁護士」という）になるための実体的要件を規定している。日本の法曹有資格者が、後述する外国法弁護士ではなく、「弁護士」となることができれば、外国法弁護士に対する制限を考慮することなく、無制限に活動できることとなる。

外国人において弁護士となろうとする者は、ラオス人が弁護士になる要件である10の要件のうち、25歳以上、司法試験合格などの以下の9つの要件を満たしたうえで（ラオス弁護士法第9条）、ラオス語が堪能であるなどの2つの要件を追加で満たさなければならない（同法第10条）。さらに、司法試験合格後は、司法修習を受け、それが修了した後も、いわゆる見習い弁護士として原則6か月の実習を経なければならない。その後、弁護士会によって実習の修了が認定され、司法大臣により任命されることによって、ようやく弁護士となることができる。

### 第9条（改正）

#### 弁護士の基準

弁護士となる者は、以下の基準を完全に満たさなければならない。

1. ラオス人であること；
2. 25歳以上；
3. 純粋な美德、道徳、倫理、公正さ、国民や国家に対する誠実さを備えていること；
4. 法学の高等教育以上；
5. 司法研修又は弁護士研修を受けている；
6. 弁護士実習修了；
7. 司法試験に合格；
8. 公共部門を解雇されたことがない、又は故意の犯罪で自由剥奪の有罪判決を受けたことがない；
9. 公務員、軍人、警察官の勤務でない；
10. 健康であること

#### 第10条 外国人、外国籍、無国籍者のための弁護士になるための要件

外国人、外国籍者及び無国籍者が弁護士資格の取得を希望する場合、本法第9条第2号から第10号までに規定する全ての基準に加えて、以下の追加基準を満たさなければならない：

1. ラオスで就労許可証を取得していること、又はラオスに永住していること。
2. ラオス語が堪能で、ラオスの文化に関する知識があり、ラオス法に関する高等教育を受けていること。

以上のとおり、外国人がラオスにおける弁護士となるためには多くの障害がある。特に、ラオス語に精通し、ラオス法に関する高等教育を受講しなければならない点で通常の日本の法曹資格者がこれを実現するのは難しい。調査実施時（2023年11月時点）において、ラオス法弁護士の資格を持つ外国人は、韓国人、オーストラリア人及び中国人各1名の計3名のみである（別冊1第7-1）。なお、2022年改正前の2016年弁護士法（2016年06号/国民議会）は、ラオス法の高等教育との要件より更に厳しい「ラオス法学士」の資格を要求していたが、改正法により若干要件が緩和されている。この点は、司法研修所の入学要件がラオス法の高等教育のみであり、ラオス法学士を要求していなかったにもかかわらず、ラオス法弁護士の要件が法学士を要求していることで、司法研修所を出ても弁護士になれない場合が生ずる問題があったことを解消したものである<sup>93</sup>。

### 3 外国法弁護士に関する規定

上記2の規定に加えて、2022年改正弁護士法は、外国法弁護士に対する規定を2か条置いている。

#### 第18条 外国法弁護士

外国法弁護士とは、有効な許可を得て、権限のある当局から弁護士業務活動を行うことを認められた弁護士である。

ラオスの法律事務所に勤務する外国法弁護士は、外国法及び国際法に関する法的助言を提供する資格を有するため、司法省の許可を受け、弁護士会に登録しなければならない。ただし、ラオス法に関する法的助言を提供し、ラオス人民裁判所の法定代理人となる資格はない。

<sup>93</sup> 入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注5(22頁以下)

### 第 19 条 外国法弁護士の特権及び義務

弁護士会の会員である外国法弁護士は、本法第 36 条の特権及び義務を有する。ただし、同条 2 号及び 4 号を除く<sup>94</sup>。

以上のとおり、外国法弁護士の登録は、ラオス法弁護士の資格を得るのと異なり、実体的・手続的な要件に関する規律がなく、司法省の許可が得られれば足りる。調査実施時（2023 年 11 月時点）において、外国法弁護士は計 10 名である（別冊 1 第 7-1）。外国法弁護士は、法文上、ラオス法に関する法的サービス提供や訴訟業務を行うことができないが<sup>95</sup>、司法省の監督が機能しておらず、実際にはラオス法のアドバイスをしている外国法弁護士がいるようである（別冊 1 第 7-1）。法文からすれば、「ラオスの法律事務所に勤務」していない日本法弁護士は、外国法弁護士の許可と登録は不要であって、非弁行為の規制のないラオスの下では、ラオス法の助言を行うことができるようにも思われる。この点、外国法弁護士に関する規定について司法省の公式な解釈はなく、ラオス法弁護士の中には、ラオス法弁護士以外の者がラオス国内でも国外でもラオス法に関する法律相談（法的助言）をして報酬を得ることはできないと考えている者も複数いるが（前述 1 非弁活動に関する記載を参照）、それらの者も、ラオス法を通じた経験の共有であったり、ラオス法の分析、解説であったりは、「法的助言」（前記第 22 条）ではないので問題ないと考えているようである（別冊 1 第 7-1）。

#### 4 外国法弁護士事務所に対する規制

外国法弁護士としての活動に関する規律は、上記 2 のとおりであるが、ラオス国内における外国法弁護士事務所（外国法律事務所）の設置に関する規律については、以下の 2 か条が置かれている。

### 第 63 条 外国法律事務所

ラオスに登録された外国法律事務所は、外国法及び国際法に関する法的助言を提供する権利を有する。

<sup>94</sup> 第 36 条は、弁護士会会員の権利及び義務を規定し、弁護士総会の出席や弁護士会理事会での質疑について規定している。同条第 2 号は、経営委員会又は監査委員会の委員を選任し及び選任されること、同条第 4 号は、弁護士総会に上程された議案の採決を行うこと、と規定している。

<sup>95</sup> なお、ラオス弁護士会内部規則（2017 年）にも外国法弁護士について定義した規定があり（第 4 条）、ほぼ同様の内容を定めているが、2022 年改正法の成立を受けて、近く改正される予定とのことである（別冊 1 第 7-1）。

ラオス弁護士をビジネスパートナーとし又は（ラオス弁護士の）事務所を拠点とする外国法律事務所は、ラオス法に関する法的助言を提供する権利を有し、ラオスの弁護士のみがラオスの裁判所で法定代理人となることができる。

#### **第 64 条 外国法律事務所の支店の設立**

外国法律事務所は、本法、企業法及びその他の関連法に定めるとおり、ラオス国内に支店を設立する権利を有する。

以上のほか、外国法律事務所の設立、ライセンス取得の要件、必要書類、事業活動、ライセンスの取消等について、個別の規定は存在しないが、法律事務所に関する規定（弁護士法 56 条－62 条）が適用されるものと思われる。

### **5 まとめ（日本法弁護士の活動可能性）**

以上のとおり、日本法の資格を有する弁護士は、ラオスにおいて法的サービスを提供する場合、外国法弁護士として有効に活動し得る許可を得ることで、外国法及び国際法に関する業務（すなわち、ラオス法に関する助言及びラオスにおける訴訟業務以外の業務）を実施することができ、また、外国法律事務所の支店を設立することができる。日本法弁護士が、ラオスにおいて（又はオンラインなども含めて）ラオス法のリーガルサービスを提供する場合、弁護士法上の明確な規定はなく、ラオス法弁護士ではないコンサルタントがラオス法に関する業務を行う例も散見されるものの、その解釈を厳格にし、ラオスの法律事務所又はラオス法弁護士の協力を得て対応すべきである。

## 第2 法的支援に際しての障害

### 1 ラオス法実務の特質に基づく障害

ラオス法は、社会的実在を必ずしも考慮することなく、あるべき社会や理想としての実務を描いて起草される傾向がある（第1章第1参照）。そのため、実務は、必ずしも法文のとおりに行われることを想定していない。また、政府機関における法実施能力も乏しい。政府職員の中には、可能な限り法文のとおりの実務を行うよう努める者もいれば、都合の悪い箇所には法文に目を向けない者、法文を気にしない者、手数料を要求するという形で悪用する者、更には法律の存在自体を知らない者もいるというレベルであり（別冊1第2-3(2)参照、別冊2第1など）、法律による予測可能性機能は果たされておらず、実務の混乱の原因となっている。

また、裁判所の裁判例は確立、公開されておらず、裁判官の判決を起案する能力はいまだ乏しい現状であり（第1章第2）、裁判所を中心に法実務が確立されていく見通しは立っていない。

以上のようなラオスにおける予測可能性の乏しい法実務は、外国企業にとって、特に、法令遵守に対して厳格な日本本社の下、現地法人として設立された日本企業にとって、ビジネスにおける大きな障害となっている。加えて、法令に基づく実務的なアドバイスが困難である状況から、リーガルマーケットは、元来大きくはないラオスのマーケット全体の規模にかんがみても、更に小さいと言われている（別紙1第7-5参照）<sup>96</sup>。弁護士による実務的なアドバイスは、企業登録や投資許可といった実務がある程度確立している局面であれば、所管官庁に問い合わせるなどして相応に明確な提案ができるものの、実務が確立していないものについては所管官庁に問い合わせても回答はなく、官庁の担当官と議論したり、担当官を説得したりして進めていかざるを得ず、時間と費用がかかることである。

以上のようなラオス法実務における現状は、日本法弁護士がラオスにおいてリーガルサービスを提供するに大きな障害と言わざるを得ない。

---

<sup>96</sup> 調査実施者は、ラオスで業務を行う外国弁護士のほか、法実務においてラオスと（程度の差こそあると思われるが）似たような状況にあるベトナム法弁護士からも同様の話を聞いた。ベトナムのマーケット規模に比して、ベトナムのリーガルマーケットは決して大きくないことであった（2024年1月聴取）。

## 2 ラオス法令へのアクセスの障害

ラオスにおける法令のアクセスは、国民議会のウェブサイト<sup>97</sup>又は司法省の電子官報（オフィシャルガゼット）<sup>98</sup>により可能となっている。前者については、国民議会の審議を前提とした法律が中心であり、効力が生じている法律のリストが存在する。一方、後者については、法律のみならず下位法令についてもカバーしているが、全ての下位法令が漏れなく掲載されているかというところではない。後者は、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の支援により整備され、現在ではLao Lawというスマートフォンのアプリもでき、ラオス語を解するラオス人は容易に法令にアクセスできるようになっている。また、商工省が管理するLao Trade Portalというサイトと<sup>99</sup>、Lao Service Portalというサイトに法令が掲載されている<sup>100</sup>。もっとも、ビジネス上重要な法令ではあるものの、大臣決定のレベルのものであるとウェブ上に掲載されない場合が多く、担当省庁の個別のホームページにアップされている場合のほか、担当省庁が文書でしか管理しておらずそのコピーを入手する必要がある場合もあるようである。日本人商工会議所からの聴取によれば（別冊1第2-3（2））、法律レベルで9.5割程度アクセスできるが、法律以下の下位法令ではアクセスできるものは、3割に満たない印象とのことである。

また、以上のウェブサイトでは一部の法令については英訳が掲載されているものの、法令制定のスピードに英訳が追いついていない。UNDPなどの国際機関や各国大使館が個別に英訳を作成して、場合により公開することもあるが、取組みは一定していない。本調査実施日現在、翻訳ソフト（Google翻訳やDeep Lなど）を使用してラオス語を翻訳しようとした場合、翻訳の精度が極めて低いか、ソフトがラオス語を対象言語としてカバーしていないかの場合が殆どである。よって、現在も、外国人が現地でビジネスをし、生活をするために必要な法令を検索したい場合、法令の英訳情報が重要となっており、海外ドナーの法律支援があるのであれば英訳プロジェクトを行うことが最も有用ではないかとの意見もある（別冊1第4-4、第3-1のほか多数）。

加えて、ラオスにおいては、下位法令の効力が存続しているか否かが非常にわかりにくい。上記の法令検索サイトには効力が消滅したはずである旧法や旧法下の下位法令がそのまま掲載されていることが多い。法を体系的にみれば、法律が改正される場合、改正前の法律に関して制定された下位法令は、旧法の効力を失うとともに消滅する。しかし、改正法下で新たな下位法令を制定するのに時間を要するためであろうが、新法成立以降も、旧法下の下位法令の効力が存続している、と説明されることがある。例えば、商工省企業登

<sup>97</sup> ラオス国民議会ウェブサイト<<https://na.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

<sup>98</sup> 司法省電子官報<<https://laofficialgazette.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

<sup>99</sup> Lao Trade Portal <<https://www.laotradeportal.gov.la/lo-la/site/index>>（最終閲覧2024年2月28日）。

<sup>100</sup> Lao Service Portal<<http://www.lsp.moic.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

録局は、2022年改正企業法によっても、旧企業法下の「企業登録に関する決定」の効力が存続している、という（第2章第2参照）。

なお、JICA法整備支援プロジェクトは、JICAホームページに「ラオス六法」を掲載し、JETROやその他のJICAプロジェクト等から日本語訳の提供を受けて、一部の法律の日本語訳を掲載している<sup>101</sup>。プロジェクトによる支援対象である民法典や刑法典などの基本法令が中心であり、ビジネス関係法令の掲載は多くはないが、一部の日本人、日本企業から活用しているとの声が聴かれた（別冊1第3-7など）。

### 3 日本からラオスへの物理的なアクセス障害

従前より、日本からのラオスへの投資又はラオスへの人の移動が伸び悩む一つの原因として、日本各都市から首都ビエンチャンその他の市への直行便がないことが挙げられてきた。日本（東京、大阪など）から、バンコク経由やハノイ経由などで、首都ビエンチャンに到着するのに12時間以上かかる。これまで、ビエンチャンと東京や大阪との間だけでなく、ビエンチャンと熊本又は長崎との間を飛行する計画があるといった話も聞かれたが、本調査実施時点において、直行便は実現していない。

この日本からラオスへのアクセスの悪さも、他のビジネス同様、日本法弁護士による法的支援の難しさを助長している。

---

<sup>101</sup> JICA ラオス六法・前掲注12参照。

### 第3 日本の法曹有資格者の活動環境

以上第1及び第2で検討したラオスでの法的支援に対する障害を反映し、ラオスにおける日本の法曹有資格者の活動は、低調である。

本調査実施時点において、ラオスに常駐する日本法弁護士は、JICA法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家として滞在する者を除き、存在しない。ラオスに事業を展開している日系法律事務所は、3事務所である（そのうち2事務所がラオス日本人商工会議所に会員登録している。）。一つ目の事務所は、2023年9月に本調査実施に際して会員登録をした調査実施者所属の法律事務所である。二つ目の事務所は、日本に滞在する日本法弁護士がラオス現地法律事務所に資本提供し、同事務所の代表としての立場に就任しているとのことである<sup>102</sup>。三つ目の事務所は、日系法律事務所としてラオスの法律事務所と提携してラオスに進出している事務所であり、本調査において聴取を実施している（別冊1第2-2）。

公的機関等を通じた法的支援については、本調査実施時現在、ラオス日本人商工会議所主催により、商工会議所会員日本企業向けに、日系法律事務所（日本法弁護士は関与していない）による法律セミナーが年2回ほど実施されており（別冊1第2-3（2））、また、JETRO出版物である「ラオス投資ガイドブック」に同様の日系法律事務所による法情報が提供されている。大使館、日本人商工会議所、JETRO、JICA、日本人会その他の日本の公的機関において、日本企業又は在留邦人に対する個別の法律相談は実施されていない。

なお、日系法律事務所以外の外国法律事務所として、DFDL, VDB Loi, Rajah & Tann, ZICO Lawなどがラオスに進出しており、外国法弁護士とラオス法弁護士が所属してリーガルサービスを提供している。日本企業の中には、これらの外国法律事務所と顧問契約を締結している企業もある（別冊1第3-1、第3-2など）。外国法弁護士からの聴取の中でも、ラオスにおけるリーガルサービス提供の難しさが語られている（別冊1第7-4、第7-5）。

---

<sup>102</sup> 現地法律事務所勤務するラオス人スタッフからの聴取（2023年7月）。

#### 第4 ニーズのボリュームを踏まえた法的支援の在り方の検討

以上の検討を踏まえて、日本の法曹有資格者がラオスにおいて提供し得る法的支援について、ニーズのボリュームを踏まえつつ、支援の妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、更にアンケート、インタビュー及びその分析結果（別冊1及び別冊2）、調査者自身の経験等を考慮して、その実施可能性を検討する。以下の可能性のある4つの法的支援において、順に検討する。

- ① ラオス法令の日本語訳の提供の強化又は英訳の提供
- ② ビジネス法令を対象とする法整備支援の実施
- ③ ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供
- ④ 日本法弁護士が現地に駐在してのリーガルサービスの提供

##### 1 ラオス法令の日本語訳の提供の強化又は英訳の提供

検討のとおり、政府の電子官報等においてアップロードされる法令の英訳は（質はさておき量そのものが）不十分である。ラオス政府職員は、徐々に英語を理解する者が増えてきているようであるが、適切な文法で法律文書を英訳できる人材は限られており、官報等にアップロードされる英訳も、USAID、UNDP、世界銀行、GIZなどの国際機関や各国大使館といったドナーが実施しているものと思われる。

また、JICA 法整備支援プロジェクトが管理するラオス六法は、法整備支援プロジェクトの対象法令である民事法、刑事法が中心であり、本調査の対象法令を含むビジネス関連法令に係るアップデートは頻繁にされているわけではない。

ラオスにおいてビジネスを行う日本企業にとってビジネス関連法令の英訳又は日本語訳のニーズは、翻訳された法令の公開が限定されている現在において、かなり根強い（第3章第1の3(1)、第4章第2(2)参照）。当然ながら、在ラオスの日本企業が170社程度であることにかんがみ、日本企業に限らなければ、英訳のニーズの方が遥かに高い。JICAを含む援助機関との調整の下、翻訳がなされれば活用される可能性が高く、支援の妥当性やインパクトは認められると思われる。現地での支援活動と異なり、現地活動費はかからず、翻訳費用のみで実施し得ることから、効率性も高い。他方、ラオスの法律は立法計画に基づき5年から10年を目途として改正されることが通例となっており、下位法令もそのサイクルで改正されるので、そのたびに翻訳をする必要があるとの点で、支援の持続性は高くないと言えるかもしれない。

したがって、日本政府が、ODA の枠組みを使うなどして日本の法曹有資格者の協力を得ながら法令の翻訳を提供することは検討の余地がある可能性がある。他方、日本の法曹有資格者が独自に行い得る法的支援ではない。

## 2 ビジネス法令を対象とする法整備支援の実施

ラオスにおける ODA による法整備支援（法令の起草のみならず、法令の運用改善や実務機関の強化等も含む）は、JICA、日本の法務省等が実施主体となり、本調査実施時点において、民事法、刑事法等の基本法令の研究、運用改善と法律人材の育成を中心に、ラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学等に対して実施されており、支援開始から 25 年となる。他方、ラオス以外の国では、JICA が、日本の公正取引委員会や特許庁などと連携し、また日本の各省庁が独自に、競争法や知財法等のビジネス法令の調査を実施し、知見・経験の提供を実施している例もあることから、ビジネス法令に関する法整備支援の実施そのものは不可能ではない。本調査は、ラオス各政府機関から支援ニーズを仔細に聴取したものではないが、各機関へインタビューした限りにおいて（別冊 1 第 6）、日本からの知見提供を求める声は多かった。ビジネス法令に対する法整備支援を通じて、日本企業に対して提供できる最新法令等の情報は相当増えるうえ、日本人商工会議所が官民合同対話等を通じてラオス政府に対して要望している実務上の課題が、支援過程の中で明確になり、改善される可能性もある。これらを通じて、ラオス投資への法的な側面での障害が解消されれば、支援の有効性、インパクトは大きいのではないかと。

したがって、上記 1 と同様に、日本政府が、ODA の枠組みを使ってビジネス法令に関する何らかの知見の提供を検討する余地があるが、日本の法曹有資格者が独自に行い得る法的支援ではない。

## 3 ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供

本調査実施時現在、日本人商工会議所においては年 2 回ほど法律セミナーが実施されているようであり（別冊 1 第 2-3 (2)）、ラオスで事業を行う日系法律事務所の一つは、ラオス法令改正等のニューズレターを発行し、また JETRO 出版物である「ラオス投資ガイドブック」にも法情報を提供している。日本企業からは、前述のとおり、ラオス法の英訳の不足などの情報取得に対する制限が依然根強いことから明らかとなっており、ラオス法令

の成立、改正等に関するアップデートに関する日本法弁護士に対する更なる期待が聞かれた（別冊1第3-1など）。

前述のとおり、法律の改正が5年から10年おきになされ、下位法令の情報把握が困難である状況にかんがみると、法令の英訳又は日本語訳の提供とまではいかなくとも、法令の重要な部分について日本法弁護士が情報提供するニーズは日本企業においてかなり高いと思われ、支援の妥当性やインパクトが認められる。セミナーやニュースレターのような方法であれば多額の費用もかからず、日本法弁護士が実施することも比較的容易であるため、支援の効率性もあると考えられる。また、外務省において、在外公館に日本法弁護士を駐在させ、セミナー、コンサルティング、法令調査等を実施するプロジェクトが存在するところ<sup>103</sup>、現時点ではラオスは、プロジェクト対象国に含まれていない。前述の外国弁護士規制に検討のとおり、コンサルティング（ラオス法の法律相談）においてはラオス法弁護士と協働をしていないことで規制に抵触する可能性を否定できないものの、セミナーや法令調査であれば日本法弁護士を活用してこれを実施することができることから、同プロジェクトの一環として情報提供が実施されることもまた効果的であると思われる。

#### 4 日本法弁護士が現地に駐在してのリーガルサービスの提供

まず、現地日本企業に関して、日本弁護士や日系法律事務所に対する更なるニーズは、一定程度あるようである。現在、ラオス現地にて現に事業を行う企業は176社（第3章第1）であり、周辺国から見ても僅少である一方、日系法律事務所としてラオスの法律事務所と提携して進出している事務所があるのみで、外国法律事務所として現地に進出している日系法律事務所は存在せず、ラオスに滞在してリーガルサービスを提供する日本法弁護士はいない。現地日本企業の中には、法務面でのサービスを必要としたことがない、日本の法律事務所や弁護士でなくても英語で意思疎通できるから問題ないなどといった声があった一方（別冊1第3-1など）、少なからず日本人、日本法弁護士からのサービスを望む声も存在した（別冊1第3-2、第3-3など）。クライアントと同じ日本語を話し、ラオスの社会的背景を共有したうえで、的確な事案分析力と法的思考力を備えた日本法弁護士がいることが有用となる。日本人商工会議所、JETRO、JICAなどの公的機関は、概ね、日系法律事務所によるリーガルサービスの選択肢が広がることを望ましいと考えている（別冊1第2-2、第5）。また、日本人商工会議所における法的な障害に関する声を取りまとめで、日本法弁護士が代表してラオス政府の代表者と意見交換を行うような仕組みがあると

<sup>103</sup> 外務省ウェブサイト「在外公館において日本企業支援を行う弁護士・法律事務所の募集」（令和6年）<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew\\_000001\\_00256.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_00256.html)>（最終閲覧2024年2月28日）。

良いのではないかとの声もあった（別冊1第3-8）。よって、日本企業との関係でラオス社会に精通した日本法弁護士がリーガルサービスを提供することは、現状、支援の妥当性やインパクトは認められるように思われる。

他方、在留邦人に対するリーガルサービスの提供は、現時点においてはニーズの多寡が定かではない。現在、ラオス在留邦人は755名程度であり（第3章第2）、その多くが数年間のみ滞在する駐在員であること、法律事務所側の事情からすると、費用に見合った報酬を得られない相談が多いことから受任が難しい場合が多いこと（別冊1第2-2）、在留邦人側の事情からすると、これまで法律事務所にご相談するよりも公的手続などに精通している日本人やラオス人に聞いて問題を解決することが多かったことが原因であるようである（別冊1第4-2など）。他方で、在留邦人の中にはラオスで紛争に巻き込まれている人もいるはずだし、日本における手続など日本法についてラオスで知りたい場合もあるはずであるから、ニーズはあるであろうとの声もあった（別冊1第4-3など）。また、大使館においても、一時渡航者も含む日本人が法的か否かに関わらずトラブルに巻き込まれた場合に領事の下に相談が来ることがあるが、所掌業務の範囲外のため対応が取れないとのことであった（別冊1第5-1）。

この在留邦人に関するニーズ分析は、顧問弁護士を活用することの少ない中小の日本企業（事業者を含む）においても同様に当てはまると思われる。中小企業においては顧問弁護士等の法務サービスに費用をかける財的余裕に乏しいうえ、ラオス人と共同してビジネスを遂行するケースが多いことから、当該ラオス人を通じて問題を処理することが多く（別冊1第3-5など参照）、日本法弁護士の活用はあまりされてこなかったが、潜在的なニーズは存在する可能性がある。

以上の日本法弁護士に対するニーズを踏まえて、日本法弁護士が現地に駐在してリーガルサービスを提供する方法については、前述した外国弁護士規制を踏まえると、(1)日本法弁護士が又は日系法律事務所がラオスに外国法律事務所の支店を設立しラオス法弁護士を採用すること、(2)日本法弁護士が現地法律事務所に駐在してラオス法弁護士と協働すること、(3)無料法律相談の機会を用意してラオス法弁護士と協働すること、の3つが考えられる。(1)から(3)にしたがってコストがかからないと思われるが、現在把握できるニーズや前述の障害（第4章第2）を踏まえると、直ちに(1)や(2)を実現させることは難しいと思われる。したがって、在留邦人や中小規模の日本企業に対して無料法律相談の機会を継続的に用意することで、リーガルサービスのニーズを喚起しながら法的な透明性を確保する形で問題解決を図ることが望ましいように思われる。

## 第5 試行方策の実施に向けて（試行方策の内容及び企画の理由）

以上の法的支援の実施可能性を踏まえ、本調査の目的として含まれる、在留邦人、日本企業のそれぞれについて方策を試行すること及び現地日本大使館やJETROなどとの連携を構築することの2点を考慮し、本調査の枠組みから実施可能なものとして、以下2つの試行方策を実施することとした。

- ① ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー
- ② ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談

### 1 ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー

前述第4の3のとおり、ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供については、日本企業に対する支援ニーズが高く、妥当性、インパクト等が認められる。中でも、日本人商工会議所と連携してこれを実施することで、多くの日本企業にアクセスできる。外国弁護士規制との関係でも、日本法弁護士が、ラオス法弁護士と協力することなく単独でラオス法セミナーを実施することは、問題にならない（法文からは問題にならないように読めるし、運用上も問題とならない可能性が高い。別冊1第7-1参照）。そこで、ラオス日本人商工会議所のご協力を得て、日本企業向け法律セミナー（ウェブ形式）を実施することとした。

### 2 ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談

試行方策①として日本企業向けの情報提供を実施することとしたため、在留邦人向けの試行として、日本法弁護士に対するニーズに関する意見聴取を兼ねる形で個別相談会を実施することとした。在留邦人に対して法律セミナーを実施しても関心を引かず参加を望まないであろうと考え、個別にサービスを提供する形（前述第5の4参照）として無料の法律相談会が良いであろうと考えた。

前述第4の4で検討したとおり、顧問弁護士等を活用しながら事業を営む比較的大規模の日本企業においては、（日系に限らず）弁護士や法律事務所によるリーガルサービスを利用している一方、在留邦人、特に企業の駐在員ではない者においては、法律家を活用す

るという選択肢が、その発想としても、（日本法弁護士不在やラオス法弁護士の僅少により）現実的にもなかったものと思われ、日本法弁護士に対するニーズがあるか否か定かではなかった。

そこで、試行方策の実施を通じて、ラオスにおける在留邦人（特に在ラオス期間が長い者）における日本法弁護士のリーガルサービスに対するニーズの有無及び程度を更に深掘りして調査するとともに、法律相談を受ける形とすることで、かかるニーズが喚起され、法律家のサポートの下、透明性のある形で問題を解決するという契機にもなり得るものと考え、在留邦人向け法律相談という形にて実施することとした。

## 第6 試行方策①（日本企業向けセミナー）の実施

調査実施者は、以上第5までの検討を踏まえて、①ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナーを実施した。

### 1 実施の状況

調査実施者は、2023年6月19日、ラオス日本人商工会議所の定例会において、法律セミナーをウェブにて実施した。約50分の講演のあとに約15分の質疑応答を行った。前述のとおり、商工会議所会員企業向けの法律セミナーは定期的に行われていたところ、商工会議所より、異なる角度からの多様なセミナーを実施していきたいという要望があり、日本法弁護士が実施するセミナーのニーズが認められた。商工会議所の定例会という枠組みで実施したため、調査実施者においてセミナーの集客のための広報等は一切しなかった。

法律セミナーのテーマは、商工会議所事務局と相談したうえ、「ラオスにおける贈賄／人権問題に対する危機管理」とした。企業法改正について知りたい旨の個別の要望があり、また、企業法や労働法に関連する実務対応についてニーズが高いであろうことは認識していたが（別冊1第3-1など）、本調査に着手した直後であったため、法令に関する情報や実務上の問題点について整理できていなかったこと、多くの日本企業駐在員は数年単位で入れ替わるため、基本的な情報について繰り返し情報提供することは有用であると指摘されていることから（別冊1第2-2）、ラオスを含む東南アジアにおいてビジネスを実施するにあたって問題になる可能性が高い、汚職問題と人権問題の2つを選択した（実務においても賄賂の要求が頻繁になされることについて、第3章、別冊2参照）。

### 2 実施の結果

セミナー参加者数は、現地会場での参加者が39名、オンラインでの参加が26名、合計65名であった。商工会議所事務局のメーリングリストによる定例会の通知のみで、過半数の商工会議所会員企業が参加したこととなる。質疑応答においては、ラオスで事業を実施する上でのリスク管理について、2023年施行の企業法改正で現地法人が特に注意

すべき点、贈賄事例において実際にラオスにて罰則を課せられた事例などについて質問があった。

セミナーに伴い、次回以降のセミナー等試行方策の参考とするため、以下のアンケート（質問数4問）を実施し、回答を得た。

- ① 商工会議所定例会（2023年6月19日）の法律セミナー（弁護士入江克典による発表）に関する感想をお聞かせください。

回答	回答数
とても有益だった。	3
それなりに有益だった。	6
あまり有益ではなかった。	0
有益ではなかった。	0

- ② とても有益だった、それなりに有益だったと回答された方にお尋ねします。その理由を御教示ください（複数回答可）。

回答	回答数
汚職に関する問題はラオスにおいて重要性が高いから	8
人権に対する配慮の問題はラオスにおいて重要性が高いから。	2
問題点の概要を理解するのに、時間的にも内容的にも十分であった	1
その他（自由にご記載ください）	1 <sup>104</sup>

- ③ あまり有益ではなかった、有益ではなかったと回答された方にお尋ねします。その理由を御教示ください（複数回答可）。

回答	回答数
汚職や人権というテーマにあまり関心が持てなかった。	0
テーマは良いが、時間が短く、具体的な話が聞けなかった。	0
企業経営に直結する法律をテーマに選んでほしい。	0
その他（自由にご記載ください）	0

<sup>104</sup> その他の回答：日本の不正競争防止法に抵触する認識を持ってました。

- ④ その他、今回のセミナーに対する感想、今後のセミナーに対する要望、取り上げてほしいテーマなどがありましたら、自由にご記載ください。

回答
日系企業がややともすると見落とす諸課題につきタイムリーに情報提供いただくことを期待します。
ラオスにおける立法手順に興味があります。各省庁、法務省、国会がどのような手順で法を作成するのか知りたいと考えております。
実務面でどのように対処するのが良いか、ユースケースなどを詳しく知りたいと感じました。
初めて Facilitation Payment の認識ができたこと
ラオス固有の労働者に関する問題とその対応
実務家として対処の具体例等を挙げて頂けると対応の確度の向上につながります。判例等にアクセス可能であればそれらの情報等を入れて頂けると助かります。
今回タイから参加させて頂きました。汚職・処罰に関し具体例をもう少しお聞かせ頂きたかったです。
非常に勉強、有用な機会となり感謝申し上げます。汚職、人権、及び、ラオス労働法に於ける具体的事例などを列举、且つ、その解決、或いは、議論のポイントなど纏まったものがあれば、尚、有用になるかと存じます。
ラオスではあまり耳にしません、近隣国では労働争議問題があると聞いています。諸国の状況や事例、ラオスの状況や事例など勉強させていただけるとありがたいです。

### 3 試行方策を実施しての提言

以上セミナーに際してのアンケート、日本企業からのアンケート結果（第3章第1、別冊2第1の14か19など）、日本企業からのインタビュー結果（別冊1第3）などからも明らかとなり、ラオスの日本企業は、法令（特に下位法令）に対するアクセス制限、訳文の不足、一般的に駐在員が数年おきに交替していく事情などから、法令に関する基本的な情報に対するニーズを有している。さらにいえば、ラオスで問題となった具体的な事例やビジネスの現場ですぐに活用できる情報が特に求められており、ラオス法実務に精通していることが重要である。裁判例がなく、政府の法運用も確立していない中で、現時点に

において最も実務に精通し、日本企業関係者から信頼を得ているのは、知見が蓄積した大使館やJETROといった公的機関である（別冊第2第1の25から27など）。日本法弁護士が、今後、その役割の一部を担っていくのであれば、実務において有用な法情報を提供できるよう、ラオス法実務への継続的な関与によりその知見を蓄積することが必要である。以上のとおり、基本的な情報から実務で有用な知見に至るまで、日本企業向けのセミナーを通して法情報を提供していくこと（ラオス法のみならず、本セミナーのように国際的な法規制なども含めて）は有効である。

## 第7 試行方策②（在留邦人向け法律相談）の実施

調査実施者は、以上第5までの検討を踏まえて、②ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談を実施した。

### 1 実施の状況

調査実施者は、在ラオス日本国大使館との間で、日本企業及び在留邦人のラオスにおける法的支援のニーズと試行方策の協力に関して協議を行い（別冊1第5-1）、その後、メールでの協議を経て、2023年11月13日、大使館の会場において、以下の枠組みで行うこととした。

- ア 開催の広報により、事前に最大5件の協力者（相談希望者）を募る。
- イ 決定した協力者に対し、事前にアンケート（別冊1第1-1）を送付する。
- ウ 面談では、アンケートを深掘りする形で、実際にラオスで日本人において生じている（又は自身に生じた）法的問題、現時点で可能な対応、紛争解決、日本人の弁護士（日系法律事務所）に対するニーズ、どのような取組みがあれば良いか（例えば、無料法律相談）などについて、広く聴取する。
- エ 個別の法律相談の対応は以下のとおりとした。その場で解決を提案するものではなく、ラオス法弁護士を介して回答を交付するという形をとる（この点は上記アの広報の段階で伝えておく）。外国弁護士規制を考慮し、ラオス法弁護士との協働を企図した一方、大使館においてラオス法弁護士とともに相談を行うことが困難であったためである。
  - i 調査実施者（日本法弁護士）のみによる面談、事案の聴取
  - ii 調査実施者による事案の整理、法的問題点の抽出、回答の方向性の整理、対応に相応しいラオス法弁護士の選択
  - iii 調査実施者とラオス法弁護士との議論、回答の完成
  - iv 利用者に対する回答の交付（メールその他本人の希望に従う）。iの聴取から数日、長くても1週間以内に実施する。

相談会の広報について、大使館との協議の結果、大使館からの協力は調査実施者が作成したFacebookの「イベント」を大使館の公式Facebookにてシェアすることのみとした。そのほか、調査実施者が、ラオス日本人会のメーリングリストに投稿を依頼するとともに、日本人

商工会議所のメーリングリストに投稿した。Facebook によるイベント及び大使館の広報は以下のとおりである

**（Facebook による「イベント」 [2023 年 10 月 26 日付投稿] ）**

日本の法務省が実施するラオス調査研究を担当している弁護士の入江克典と申します。このたび、ラオス在住の日本人の皆さまを対象に、在ラオス日本国大使館の会場をお借りし、日本人弁護士のニーズに関する個別の意見聴取会・法律相談会を開催することとなりました。

**〔概要〕**

- 日時：2023 年 11 月 13 日（月）10 時から 17 時のうち 1 時間の枠
- 場所：在ラオス日本国大使館多目的ホール
- 方法：お一人ずつ指定の時間で、対面で実施

**〔意見聴取について〕**

ラオスにおいて日本人によく生じている法律問題や、現時点で可能な対応、紛争解決、日本人の弁護士に対するニーズ、どのような取組みがあれば良いか（例えば、無料法律相談）などについてお伺いできればと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**〔法律相談について〕**

もし法律相談をしたいとのご要望があった場合は対応いたします（無料です）。もっとも、その場でご相談に対する回答を提供するものではなく、後日、ラオス弁護士と協議した結果をメールにて提供するという形をとります。

ご参加をご希望の方は、11 月 6 日（月）までに、以下のフォームよりお申込みください。（調査実施者注：連絡用に作成したアンケートフォームの URL が記載）

なお、このイベントは、法務省調査の一環として実施するものであり、外務省及び在ラオス日本国大使館の事業ではございません。

どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 入江克典

**（大使館による Facebook での投稿 [2023 年 10 月 26 日付] <sup>105</sup>）**

**【日本人弁護士のニーズに関する意見聴取会・法律相談会の御案内】**

<sup>105</sup> 在ラオス日本国大使館作成。試行方策の実施予定日までに、大使館の投稿には 22 件の「いいね」が付けられていたが、そのほとんどがラオス人によるもので、日本人によるものは僅かであった。

日本法務省の調査の一環で、ラオスにおける日本人弁護士のニーズに関する個別の意見聴取会・法律相談会を11月13日（月）在ラオス日本大使館多目的ホールで開催することとなりました。

ご参加をご希望の方は、こちらのリンク（調査実施者注：イベントのURLが記載）にて詳細をご確認ください。

（※本イベントの開催場所は在ラオス日本大使館ですが、当館が実施する事業ではございません。）

## 2 実施の結果

実施日までに面談を希望する在留邦人はおらず、相談会は開催されなかった。

## 3 試行方策を実施しての提言

在留邦人に対するリーガルサービス提供のニーズは慎重に見極める必要がある。日本企業からのアンケート結果から（別冊2第2の10など）、駐在員は、所属する組織の顧問弁護士やラオス人スタッフなどを通じて法的問題を解決することがほとんどであり、個別に相談に来る可能性は極めて低い。そのため、ラオスに永住している邦人を主な対象として開催していくことになるだろうが、その対象はかなり少ない。第3章第2のとおり、現在、50余名であり、かつラオス全土でこの人数であってビエンチャンに相談に来られない者も多いと思われる。広報手段としても、今回活用した大使館のFacebookか日本人会のメーリングリスト程度しかなく、在留邦人への法律相談会の周知には困難さが伴う。

もっとも、方法を改善しながら継続して開催していくことで、法律相談会の開催が認知され、活用されていく可能性はある。大使館での開催ではなく、街中の民間施設（ホテルなど）でアクセスが容易な場所での開催にしたり、ラオス人弁護士を臨席させ即時に回答できる体制を整えたり（今回、大使館での実施としたため、ラオス人弁護士の臨席はできない状況であった）、どのような相談が可能であるのか具体例を明示して垣根を低くしたり、といった工夫をする中で、ニーズを掘り起こしていける余地はある（別紙1第5-3）。ラオス法弁護士の専門性を有効に活用するため、日本法弁護士が同席しコミュニケーションを円滑にしながら、法的問題点を整理し、実務的解決を促進していくことで意義あるリーガルサービスを提供できる可能性がある。また、法律相談会の継続的な開催という観点からは、すでに広くニーズがあるであろう中小企業の経営者の法律相談も合わせて実施すると良いと思われる。

以上